

令和5年度

事業計画書

屋久島町

目 次

【 一 般 会 計 】

| | | |
|---------------------|-----------|----|
| 総 務 課 | ・ ・ ・ ・ ・ | 1 |
| 政 策 推 進 課 | ・ ・ ・ ・ ・ | 4 |
| 観 光 ま ち づ くり 課 | ・ ・ ・ ・ ・ | 16 |
| 町 民 課 | ・ ・ ・ ・ ・ | 27 |
| 福 祉 支 援 課 | ・ ・ ・ ・ ・ | 31 |
| 健 康 長 寿 課 | ・ ・ ・ ・ ・ | 34 |
| 生 活 環 境 課 | ・ ・ ・ ・ ・ | 41 |
| 産 業 振 興 課 | ・ ・ ・ ・ ・ | 49 |
| 建 設 課 | ・ ・ ・ ・ ・ | 56 |
| 地 域 住 民 課 | ・ ・ ・ ・ ・ | 60 |
| 会 計 課 | ・ ・ ・ ・ ・ | 61 |
| 議 会 事 務 局 | ・ ・ ・ ・ ・ | 63 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 | ・ ・ ・ ・ ・ | 67 |
| 監 査 委 員 事 務 局 | ・ ・ ・ ・ ・ | 68 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 | ・ ・ ・ ・ ・ | 71 |
| 教 育 総 務 課 | ・ ・ ・ ・ ・ | 73 |
| 社 会 教 育 課 | ・ ・ ・ ・ ・ | 82 |

【 特 別 会 計 】

| | | |
|-------------------|-----------|-----|
| 上 水 道 事 業 | ・ ・ ・ ・ ・ | 88 |
| 簡 易 水 道 事 業 | ・ ・ ・ ・ ・ | 92 |
| 国 民 健 康 保 険 事 業 | ・ ・ ・ ・ ・ | 94 |
| 介 護 保 険 事 業 | ・ ・ ・ ・ ・ | 100 |
| 診 療 所 事 業 | ・ ・ ・ ・ ・ | 105 |
| 農 業 集 落 排 水 事 業 | ・ ・ ・ ・ ・ | 106 |
| 船 舶 事 業 | ・ ・ ・ ・ ・ | 107 |
| 電 気 事 業 | ・ ・ ・ ・ ・ | 108 |
| 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 | ・ ・ ・ ・ ・ | 110 |

【 総務課 】

はじめに

我が国は、少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少、価値観の多様性、大規模災害・感染症リスクの増大、デジタル社会の進展など社会状況は大きく変化しており、行政課題はさらに複雑化・多様化している。

特に新型コロナウイルス感染症は、本町のような地方・離島にも長期にわたって健康と生活を脅かし、収束や復興の兆しが見えない状況となっている。

また、屋久島世界自然遺産登録 30 周年の節目を迎えることとなり、「屋久島らしさ」の追及により、ウィズコロナに対応した地域づくりや地域振興につなげる必要がある。

このことから、本町まちづくりの指針として定めた第二次振興計画の重点目標として掲げる「加速する人口減少・少子高齢化に備え、限られた財源の中で最大の効果を発揮し、住民、集落、行政が協働する人情豊かなまちづくり」のもと、新たな発想を盛り込んだ実効性ある町勢発展を目指すことが求められている。

1 行政運営

本庁舎建造に伴い組織再編に取り組み、職員が集結し行政機能の充実に努め、以後、事務効率や住民サービスを重視し変更を加えてきた。しかし、新型コロナウイルス対策などの緊急と効果を求める行政需要が増加してきていることに加え、定年延長や個人情報保護などの制度改正、人事評価制度の運用や業務の厳格化など新たな要請も求められている。

今後の地域を支え屋久島らしさの追及を目指す行政運営には、職員それぞれがその能力を十分に発揮することが必要であり、これまでの人件費や人材育成がコストとして考えられた概念ではなく、町の資産形成事業として取り組み、組織力の強化を図る必要がある。

そのために、職員のやりがいを生む業務管理と成果設定により、努力する者が報われる職場環境の構築に取り組むことに併せて、中長期的な視点に立った定員管理の方針を取りまとめる。

また、職員健診やストレスチェックの受診率の向上に努めるとともに、メンタルヘルスケアに力を入れ、職員の健康保持を図り、仕事の効率性のアップと休職に伴う人材確保の抑制に繋げる。

その他、デジタル化によるスピード化と住民ニーズに応じた質の高いサービスの充実に努める。

2 文書広報

町報「やくしま」、町ホームページ、LINE とそれぞれの機能を生かし、住民の知りたい、住民に伝えるべき情報を伝達し、身近な行政となるよう取り組む。

3 電算管理

令和元年度から実施してきた「超高速ブロードバンド整備」は、令和4年度をもって町内全域で完了し、引き続き、地域の生活と経済活動を支えるインフラとして適切な管理を行う。

個人情報保護によるセキュリティ強化はもとより、住民の情報資産保護のためにより一層の情報漏洩防止強靱化対策に努め、機器の管理や情報ネットワークの安定稼働、デジタル化による効率化に努め、電子自治体構築に取り組む。

4 防災・減災事業

火災発生における消火活動はもとより、台風、集中豪雨、地震などの自然災害における救助活動や防除活動、更には事故や災害における救出活動など、あらゆる災害・事故に対処するため、常備消防・非常備消防と地域住民が一体となった消防防災体制の充実を図る。

(1) 消防活動

- ① 少子高齢化や地域連帯意識の希薄化が進む中、消防組織の維持と将来を見据えた強化を推進していく必要があるため、国が定めた基準に基づき消防団員の処遇改善を図る。
- ② 消防団員の消防に対する能力・技術のスキルアップを図るため、県消防学校教育研修課程へ積極的に派遣する。また、町操法大会を開催し、消防団員の消防技術向上を図る。
- ③ 山岳遭難や水難事故発生時に、迅速適切に対処できるよう消防団山岳捜索隊・水難救助隊の訓練を行い、必要な装備の確保を行う。

(2) 防災活動

近年、大規模地震の発生や、局地的な集中豪雨による土砂災害の発生など日本全国でも自然災害による甚大な被害が発生している。本町においては、台風の襲来や大雨警報等が度々発令されることから、日頃から不測の事態に備えた対応を図る。

また、災害を未然に防止・軽減するには、住民一人ひとりが、「自らの身の安全は自らが守る」という高い意識のもと、地域・職場・家庭等において互いに協力し、助け合うという意識を持って行動することが重要であることから、自主防災組織と連携し災害に強い町づくりを推進する。

今年度は、国民保護計画に基づく避難行動を行うことから国県と連携し取り組む。

(3) 消防防災施設整備

- ① 消防資機材の整備として、高規格救急自動車を南分遣所に、小型消防ポンプ付普通積載車を口永良部島班に、小型消防ポンプ付軽積載車を原婦人消防隊に配置し消防力の強化を図る。
- ② 消防水利の整備として、春牧地区に防火水槽1基を新設し、尾之間班詰所の長寿命化に取り組む。

また、各消防分団や集落からの要望により、消火栓の新設及び消防ホースの更新

等を実施し、消防設備の更なる充実を図る。

- ③ 防災行政無線のデジタル化により設備の充実が図られ、災害時において情報伝達に支障が生じないように、故障による交換、新築や転居等に伴う新設等昨年度に引き続き、戸別受信機を追加購入し安定的な防災情報伝達体制の確立のため、定期的な保守点検、関係職員の動作確認の徹底を行う。

5 交通安全対策

屋久島警察署や関係機関と連携し、交通ルールの遵守及び正しい交通マナーの実践を促進するなど、町民に広く交通安全思想の高揚を図り、交通事故を未然に防ぐため交通安全対策として次の事業を行う。

- ① 各季に交通安全運動を実施するとともに、年間を通じて広報活動を行い、町民の交通安全に対する意識高揚に努める。
- ② 警察署、交通安全協会、安全運転管理協議会等関係機関と連携し、各種実技指導等を開催し交通安全教育の指導を徹底し、運転マナーの向上、シートベルト着用の徹底強化に努める。
- ③ 飲酒運転の撲滅に向け安全運転管理モデル事業者として各課にアルコールチェッカーを配置し、運転記録簿にその結果を記載することを義務付け、地域全体の取り組みに参加する。
- ④ 高齢者の交通事故を抑止するため、鹿児島県が行う巡回交通安全教室や健康長寿課が開催する高齢者向けの交通安全ナイトスクールと連携し高齢者の交通安全に対する意識の高揚に努める。
- ⑤ 関係機関と町内各地の道路診断や危険箇所の点検を行い、カーブミラーを設置、交換するなど交通安全施設の充実を図る。
- ⑥ 交通事故に遭遇した際の補償のため、交通災害共済の加入促進を図る。
- ⑦ 町内小学校新入学児童の登下校時の交通安全を図るため、黄色帽子を配布する。

6 空港管理及び気象観測業務

鹿児島県から受託する屋久島空港管理業務及び福岡管区气象台から受託する航空気象観測業務を適正に行う。

【 政策推進課 】

屋久島町では、「新町まちづくり基本計画」を基とした「第二次屋久島町振興計画」や、新たな人口動向分析に基づく「屋久島町人口ビジョン」及び「屋久島町まち・ひと・しごと総合戦略」、町全体の公共施設等の総合的な状況把握を行い、公共施設マネジメントの基本方針として定めた「屋久島町公共施設等総合管理計画」、公共施設の個別施設ごとの具体的な今後の管理方針を定めた「公共施設個別計画」に基づき町政運営を行ってきた。

今後も、住民と行政がともに考え行動する協働のまちづくりをとおして、それぞれの計画の基本理念及び重点目標を実現する施策を推進し、客観的な効果検証を実施する体制を構築していく。

令和5年3月31日までの期限とする離島振興法について、法期限が10年間延長されたところである。これまで、法に基づく施策により、社会基盤の整備、産業の振興、移住・定住施策等が実施され、本土との格差是正や地域の振興が図られてきた。今回の改正では、新たに多様な再生可能エネルギーの導入及び活用、離島と継続的な関係を有する島外の人材活用が目的に明記されたところである。

県では、離島振興法の改正に基づく離島振興計画が策定されたところであるが、引き続き県と協力し、地域振興を図っていく。

平成29年度から10年間の時限立法として、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」（有人国境離島特措法）が施行され、「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」が創設され、①離島住民向け航路・航空路運賃の低廉化②物資輸送コストの低廉化③滞在型観光促進④雇用機会の拡充に向けた設備投資や運転資金への支援事業に各課連携して取り組んでいる。

航路・航空路の運賃低廉化は、準住民の対象が拡大され、これまでの住民及び町外に居住している22歳以下の児童・生徒等（島民が扶養している者に限る）に、新たに要介護認定等を受けている住民を介護するために、本町に年6回以上来訪する親族も含まれたが、引き続き、費用負担の軽減を図る目的で航路及び航空路の運賃低廉化に取り組む。

また、沖縄・奄美群島からの新たな入込客と交流人口の増加を促進する取組みとして、平成30年から実施しているマルエーフェリー「フェリー波之上」の奄美・鹿児島航路の屋久島宮之浦港寄港を今年度も継続することで、世界自然遺産に登録された奄美地域との連携を深め、世界自然遺産地域めぐりの観光など、減少傾向にある入込客数の増加策として取り組む。

空路については、屋久島空港ジェット化の事業採択に向け、国・県・関係機関との更なる連携を図りたい。

政策推進課において、本年度実施する主な事業は次のとおり。

○保有資産の適正な維持管理を図るとともに、春田定住促進団地分譲地の販売促進や未利用資産等の有効活用を推進する。

○民間資金等活用事業調査費補助事業を活用し、喫緊の課題である離島開発総合センター、屋久島勤労者体育センター（宮之浦体育館）の耐震強度不足や、老朽化に伴う防災機能の脆弱性に対応するために、複合施設（多目的アリーナ）建設に係るPFI事業の導入可能性について調査を行う。また、本施設と総合自然公園等とのバンドリングによる収益事業の併設を検討し、限られた職員の事務負担軽減や管理運営の効率化を図ることにより、収益事業からの利益還元による財政支出削減効果を検証する。

○各課が保有する建物の災害保険や公用車の損害保険について、一括して全国自治協会共済事業へ加入し、共済掛金の支払いと適正な共済加入を進めるとともに、公用車の適正な維持管理により、安全

で効率的な運用の確保を図る。

○利用しやすい港湾・空港を目指し、各種勉強会を関係機関と行い、クルーズ船対応の港湾施設の整備と屋久島空港ジェット化の早期事業化に向け、県・国との連携を強化して取組むとともに、奄美－屋久島航路支援事業を引き続き行う。

以下、費目ごとの主な内容と予算額については、次のとおりです。

| | | |
|-----------------------------|--------|-----------|
| ① 財産管理経費 | | |
| ・民間資金等活用事業調査業務委託 | 委託料 | 15,000 千円 |
| ② 企画経費 | | |
| ・地域みらい留学ネットワーク事業 | 負担金 | 880 千円 |
| ・屋久島空港利用促進協議会 | 負担金 | 1,000 千円 |
| ・全国離島交流野球大会（中学生対象：鹿児島県奄美大島） | 負担金 | 2,500 千円 |
| ・航路・航空路運賃低廉化事業 | 負担金 | 69,267 千円 |
| ・奄美・沖縄－屋久島を結ぶ航路支援事業 | 補助金 | 2,625 千円 |
| ・町外高校生受入支援金 | 補助金 | 6,120 千円 |
| ・屋久島高校魅力化事業 | 補助金 | 2,211 千円 |
| ③ 統計調査経費 | | |
| ・住宅・土地統計調査 | 調査員報酬等 | 630 千円 |

○財政運営について

国内外に未曾有の危機をもたらした新型コロナウイルス感染症は、2020年1月に国内で初めて確認されてから3年が経過した。本町も基幹産業である観光産業をはじめとして大きな影響を受けたところであるが、本年5月には感染症法上の分類が2類から5類への引き下げが見込まれており、明るい兆しが見えつつもあるが、一方では国を挙げてインバウンド観光等が推進されている現状においては、いかに集客できるかが課題となっており、観光消費がもたらす町内経済への波及効果を期待するものの、過度な期待は差し控えることが賢明と考えられ、令和5年度においても難しい財政運営が予想されている中での予算編成となった。

本町の令和5年度予算については、これまで取り組んできた財政健全化を踏襲するとともに、一層の事務事業の見直しによる歳出削減や長期振興計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業の厳選に努めることとし、さらに、歳入面においても経済が正常化に向かいつつあることから、町税の徴収強化をはじめとする自主財源の確保に取り組むこととしている。そして、予算編成にあたっては、完成までの総事業費が30億円超を見込む廃棄物処理施設整備事業の円滑な実施とともに、近年の災害の激甚化・頻発化に対して国の補助事業を活用した災害に強いまちづくり、そして、集落内道路等の維持補修や危険箇所整備などによる住みよい安心・安全なまちづくりに努めることとして、一般会計当初予算総額を11,650,000千円とした。前年度から1,186,000千円の増額（対前年度比+11.3%）となったものの、財政調整基金からの繰入額は254,455千円とし、前年度比16,049千円増額にとどめての予算編成とした。

歳出の主な増減要因を性質別にみると、増額については普通建設事業費の増（+1,247,016千円：対前年度比+92.2%）が突出している。これは令和6年度完成を目指している廃棄物処理施設建設の影響によるものであり、その他これまで同様に災害に備えたまちづくりのための河川や漁港の整備、補助事業等を活用しての住みよいまちづくりのための道路橋りょうの改修等によるものである。また、補助費の増（+123,721千円：同比+5.2%）については、非常時を除いて島内電力のすべてがクリーンエネルギーでまかなわれている本町が脱炭素社会の推進に向けて効果的な役割を果たすことを目指して実施する電気自動車の購入に対する補助制度や、本年10月に開催される「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」の実施などが要因として挙げられる。一方、減額については、物件費の減（▲148,814千円：同比▲7.9%）が大きい。これは、旧尾之間支所や旧一湊中学校体育館など公共施設の解体事業費の皆減の影響によるものである。

次に目的別にみると、衛生費の増（+1,436,452千円：同比+104.5%）が廃棄物処理施設建設により顕著となっている。また、教育費の増（+92,509千円：同比+9.7%）については、だいき基金を活用しての小学校の体育設備・遊具の整備、神山小学校防災機能強化事業及び永田小学校校舎屋根防水工事、また、継続的に実施している災害に備えたまちづくりの一環として公民館大規模改修事業などの影響による。一方、総務費の減（▲205,669千円：同比▲13.1%）は、公共施設解体事業の皆減による物件費の減少が要因となっている。

歳入の増減要因については、国庫支出金の増（+339,248千円：同比+24.3%）は廃棄物処理施設整備にかかる補助金が大きな要因となっており、その他、町債の増（334,300千円：同比+32.0%）及び繰入金の増（+290,778千円：同比+44.1%）についても、それぞれ廃棄物処理施設整備のために借入れを予定している過疎対策事業債（ハード分）の増（+613,000千円）と公共施設整備基金からの繰入れが大きく影響している。

自主財源比率は24.9%であり、前年度（24.2%）から0.7ポイントの増となった。要因としては、廃棄物処理施設整備にかかる財源構成の影響によるものであり、国庫支出金及び町債が増加したものの、繰入金の増が自主財源比率を上昇させる結果となった。しかし、憂慮すべきは自主財源比率の低さであり、今後一層の財政健全化を進めるためには自主財源の確保が大きな課題となっている。

特別会計について、一般会計からの繰出金及び補助金は858,207千円となり、前年度と比較して41,525千円の増額となった。これは、国民健康保険事業における財政安定化支援事業にかかる繰入金の算定方法の見直しによる増と、簡易水道事業における公債費の増加が要因となっている。特別会計事業は、法令で定められる事業があるなど生活に不可欠であることから、運営に支障をきたすことのないように必要な措置は講じていく必要がある。以下に主な会計の特徴を挙げる。

上水道事業、農業集落排水事業においては、令和2年度からそれぞれ地方公営企業法を全部適用及び財務適用を行ったところである。両事業とも事業規模的に独立採算は困難であると考え、経営健全化を目指して使用料の値上げや更なる事業効率化を図り、歳出見直しをするなど健全な事業経営が求められる。

簡易水道事業については、口永良部島本村地区を管轄としており、先に整備した施設の適正な維持管理に努めるとともに、全国的な流れによる地方公営企業法の適用に向けて各種手続きを進めることとしている。

国民健康保険事業については、平成30年4月から持続可能な医療保険制度の確立を図るべく鹿児島県が財政運営の責任主体となって中心的な役割を担う改革がなされた。長引く新型コロナウイルス感染症も影響して厳しい保険基盤にある状況を踏まえ、医療費抑制のために生活習慣病の改善や重複受診・重複服用の減少に向けた保健指導などにより財政健全化への取り組みを実施する。

介護保険事業は、最終年度を迎える第8期介護保険計画に基づき、介護予防のための活動支援とともに、住民主体の通いの場の創出などの新たな社会参加の促進による地域包括ケアシステムの深化・推進に努め、自立支援、介護予防・重度化防止への取り組みを推進する。

診療所事業においては、健やかな地域社会づくりを推進するために町内3診療所の安定的な運営に努めているところであるが、診療収入等だけでは運営をまかなえない状況にあり、一般会計からの繰入金は必須となっている。地域住民の健康及び福祉の向上に支障を来すことのないように繰入金の抑制を図りながら良質な診療の提供に努めることとする。

船舶事業は、日々の通常点検に加えて集中点検日を設けて細心のメンテナンスを行うとともに、車輛・貨物の横転や荷崩れ防止、船内巡視の強化による「乗客と物資を安全・確実に届ける」ための安全確保・重大事故防止に努めての適切な運航が求められる。

電気事業は、供給区域内への「安全・安心・安定」した電力の供給体制の確立を目指し、所有する設備に起因する停電をなくすことを最重要課題と掲げ、配電設備の強化・充実を図ることで快適な生活を求める住民のニーズに応えるよう努める。

令和5年度においては、社会経済活動におけるコロナ禍からの一層の回復が見込まれることから、感染対策に配慮しながらの効率的かつ効果的な町勢発展への取り組みが求められている。財政健全化に向けては道半ばにはあるものの、国の動向等に注視して災害に強いまちづくりや子育てしやすく住みよいまちづくりに努めるとともに、コロナ感染症により疲弊した経済情勢にも配慮しつつバランスを図りながら持続可能な財政運営に努めることとする。

令和5年度一般会計当初予算案（歳入）

（単位：千円、％）

| 区 分 | R5年度 | 構成比 | R4年度 | 増減額 | 増減率 |
|-----------------------|------------|-------|------------|-----------|--------|
| 自 主 財 源 | 2,896,830 | 24.9 | 2,527,327 | 369,503 | 14.6 |
| 町 税 | 1,270,793 | 10.9 | 1,256,869 | 13,924 | 1.1 |
| 分 担 金 及 び 負 担 金 | 21,309 | 0.2 | 20,838 | 471 | 2.3 |
| 使 用 料 及 び 手 数 料 | 179,108 | 1.5 | 176,964 | 2,144 | 1.2 |
| 財 産 収 入 | 99,487 | 0.9 | 99,608 | △ 121 | △ 0.1 |
| 寄 附 金 | 228,100 | 2.0 | 228,000 | 100 | 0.0 |
| 繰 入 金 | 950,264 | 8.2 | 659,486 | 290,778 | 44.1 |
| 繰 越 金 | 70,000 | 0.6 | 10,000 | 60,000 | 600.0 |
| 諸 収 入 | 77,769 | 0.7 | 75,562 | 2,207 | 2.9 |
| 依 存 財 源 | 8,753,170 | 75.1 | 7,936,673 | 816,497 | 10.3 |
| 地 方 譲 与 税 | 99,908 | 0.9 | 99,207 | 701 | 0.7 |
| 利 子 割 交 付 金 | 490 | 0.0 | 638 | △ 148 | △ 23.2 |
| 配 当 割 交 付 金 | 1,430 | 0.0 | 1,624 | △ 194 | △ 11.9 |
| 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | 2,467 | 0.0 | 1,526 | 941 | 61.7 |
| 法 人 事 業 税 割 交 付 金 | 17,168 | 0.1 | 14,560 | 2,608 | 17.9 |
| 地 方 消 費 税 交 付 金 | 249,539 | 2.1 | 251,566 | △ 2,027 | △ 0.8 |
| 環 境 性 能 割 交 付 金 | 4,545 | 0.0 | 1,975 | 2,570 | 130.1 |
| 地 方 特 例 交 付 金 | 3,101 | 0.0 | 3,780 | △ 679 | △ 18.0 |
| 地 方 交 付 税 | 4,415,000 | 37.9 | 4,325,000 | 90,000 | 2.1 |
| 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 | 1,349 | 0.0 | 1,426 | △ 77 | △ 5.4 |
| 国 庫 支 出 金 | 1,737,509 | 14.9 | 1,398,261 | 339,248 | 24.3 |
| 県 支 出 金 | 840,164 | 7.2 | 790,910 | 49,254 | 6.2 |
| 町 債 | 1,380,500 | 11.8 | 1,046,200 | 334,300 | 32.0 |
| 歳 入 合 計 | 11,650,000 | 100.0 | 10,464,000 | 1,186,000 | 11.3 |

令和5年度一般会計当初予算案（歳出：目的別）

（単位：千円、％）

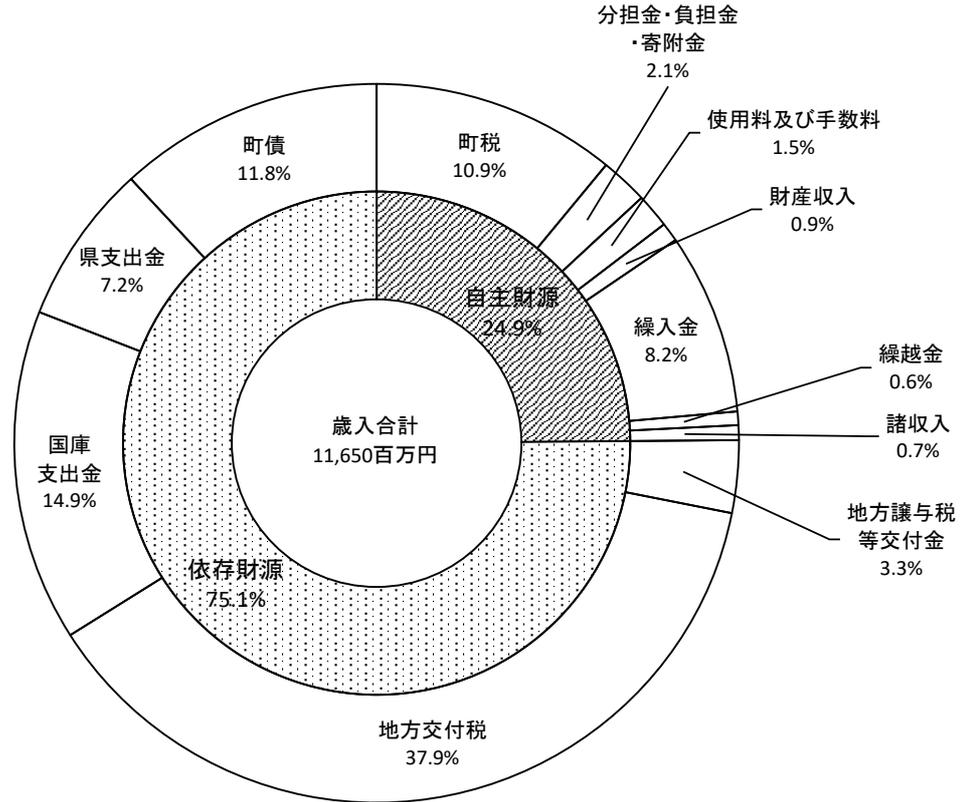
| 区 分 | R5年度 | 構成比 | R4年度 | 増減額 | 増減率 |
|-------------|------------|-------|------------|-----------|--------|
| 議 会 費 | 106,893 | 0.9 | 104,772 | 2,121 | 2.0 |
| 総 務 費 | 1,358,927 | 11.7 | 1,564,596 | △ 205,669 | △ 13.1 |
| 民 生 費 | 2,719,807 | 23.3 | 2,749,737 | △ 29,930 | △ 1.1 |
| 衛 生 費 | 2,810,933 | 24.1 | 1,374,481 | 1,436,452 | 104.5 |
| 労 働 費 | 20 | 0.0 | 18 | 2 | 11.1 |
| 農 林 水 産 業 費 | 901,393 | 7.7 | 892,967 | 8,426 | 0.9 |
| 商 工 費 | 270,350 | 2.3 | 289,235 | △ 18,885 | △ 6.5 |
| 土 木 費 | 659,934 | 5.7 | 687,051 | △ 27,117 | △ 3.9 |
| 消 防 費 | 486,190 | 4.2 | 516,816 | △ 30,626 | △ 5.9 |
| 教 育 費 | 1,045,515 | 9.0 | 953,006 | 92,509 | 9.7 |
| 災 害 復 旧 費 | 330 | 0.0 | 0 | 330 | 0.0 |
| 公 債 費 | 1,254,882 | 10.8 | 1,304,073 | △ 49,191 | △ 3.8 |
| 諸 支 出 金 | 23,688 | 0.2 | 22,032 | 1,656 | 7.5 |
| 予 備 費 | 11,138 | 0.1 | 5,216 | 5,922 | 113.5 |
| 歳 出 合 計 | 11,650,000 | 100.0 | 10,464,000 | 1,186,000 | 11.3 |

令和5年度一般会計当初予算案（歳出：性質別）

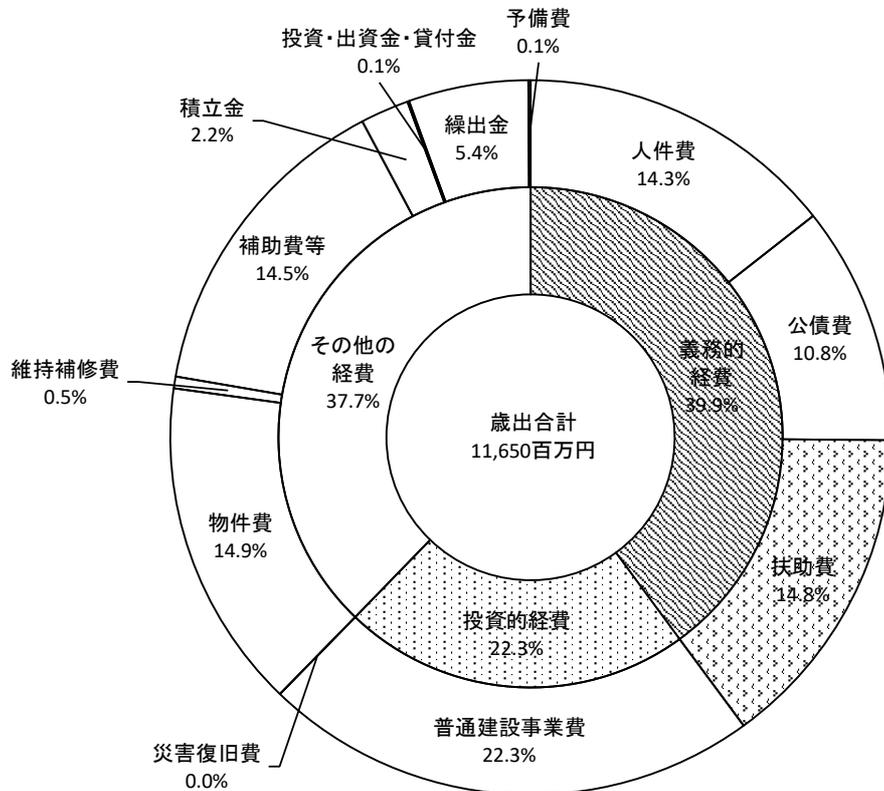
（単位：千円、％）

| 区 分 | R5年度 | 構成比 | R4年度 | 増減額 | 増減率 |
|---------------|------------|-------|------------|-----------|-------|
| 義 務 的 経 費 | 4,651,972 | 39.9 | 4,734,188 | △ 82,216 | △ 1.7 |
| 人 件 費 | 1,671,772 | 14.3 | 1,667,887 | 3,885 | 0.2 |
| 公 債 費 | 1,254,882 | 10.8 | 1,304,073 | △ 49,191 | △ 3.8 |
| 扶 助 費 | 1,725,318 | 14.8 | 1,762,228 | △ 36,910 | △ 2.1 |
| 投 資 的 経 費 | 2,600,549 | 22.3 | 1,353,203 | 1,247,346 | 92.2 |
| 普 通 建 設 事 業 費 | 2,600,219 | 22.3 | 1,353,203 | 1,247,016 | 92.2 |
| 災 害 復 旧 費 | 330 | 0.0 | 0 | 330 | 0.0 |
| そ の 他 の 経 費 | 4,397,479 | 37.7 | 4,376,609 | 20,870 | 0.5 |
| 物 件 費 | 1,740,350 | 14.9 | 1,889,164 | △ 148,814 | △ 7.9 |
| 維 持 補 修 費 | 62,999 | 0.5 | 52,767 | 10,232 | 19.4 |
| 補 助 費 等 | 1,692,438 | 14.5 | 1,568,717 | 123,721 | 7.9 |
| 積 立 金 | 254,322 | 2.2 | 255,017 | △ 695 | △ 0.3 |
| 投 資 及 び 出 資 金 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 貸 付 金 | 9,252 | 0.1 | 7,252 | 2,000 | 27.6 |
| 繰 出 金 | 626,980 | 5.4 | 598,476 | 28,504 | 4.8 |
| 予 備 費 | 11,138 | 0.1 | 5,216 | 5,922 | 113.5 |
| 歳 出 合 計 | 11,650,000 | 100.0 | 10,464,000 | 1,186,000 | 11.3 |

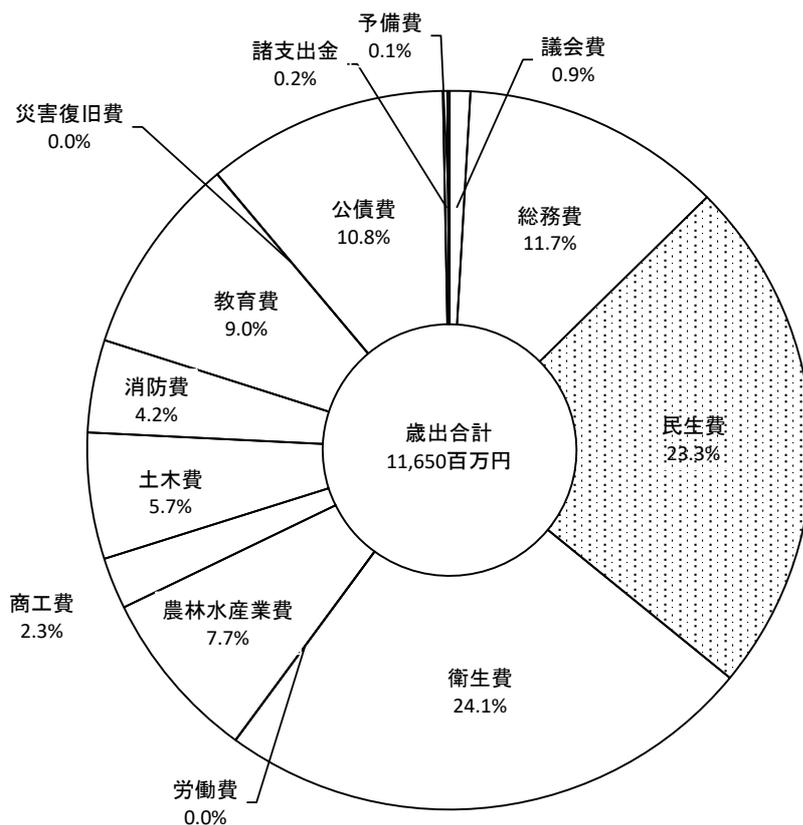
令和5年度一般会計歳入予算案



令和5年度一般会計歳出予算案(性質別)



令和5年度一般会計歳出予算案(目的別)



令和5年度予算における社会保障財源交付金（引上げ分の地方消費税交付金）の充当状況

(歳入)

社会保障財源交付金（引上げ分地方消費税交付金） 150,923 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費 2,269,710 千円
 (※事務費、職員人件費は除く)

(単位：千円)

| 事業名 | 経費 | 財源内訳 | | | | |
|-------------------------|-----------|------------|--------|-----|---------------|---------|
| | | 特定財源 | | | 一般財源 | |
| | | 国・県 支出金 | 町債 | その他 | 社会保障財源 交付金 | その他 |
| 障害者福祉事業 | 453,779 | 334,712 | | | 21,612 | 97,455 |
| 特別障害児手当給付費 | 891 | 668 | | | 40 | 183 |
| 移動支援事業 | 1,080 | 810 | | | 49 | 221 |
| 障害者等相談支援事業 | 7,495 | | | | 1,361 | 6,134 |
| 身体障害者日常生活用具給付金 | 3,200 | 2,400 | | | 145 | 655 |
| 障害者支援費 | 435,464 | 326,598 | | | 19,760 | 89,106 |
| 障害者措置費 | 2,700 | 2,025 | | | 123 | 552 |
| 特別障害者手当等給付費 | 2,949 | 2,211 | | | 134 | 604 |
| 高齢者福祉事業 | 360 | | | | 65 | 295 |
| 高齢者保護措置費 | 360 | | | | 65 | 295 |
| 児童福祉事業 | 848,855 | 568,656 | 11,100 | | 48,844 | 220,255 |
| 児童手当 | 185,465 | 146,551 | | | 7,063 | 31,851 |
| 児童扶養手当 | 75,000 | 25,000 | | | 9,075 | 40,925 |
| 児童入所施設措置費 | 18,000 | 13,500 | | | 817 | 3,683 |
| 子どものための教育・保育給付（保育所園運営費） | 478,563 | 331,014 | | | 26,782 | 120,767 |
| 子育てのための施設等利用給付費 | 7,700 | 5,775 | | | 349 | 1,576 |
| 特別保育事業 | 8,433 | 5,620 | | | 511 | 2,302 |
| 放課後児童健全育成事業 | 63,502 | 41,196 | | | 4,049 | 18,257 |
| 準要保護児童生徒援助費助成金 | 12,192 | | 11,100 | | 198 | 894 |
| 母子福祉事業 | 13,095 | 1,656 | | 194 | 2,041 | 9,204 |
| 乳幼児健診・乳児健診 | 177 | | | | 32 | 145 |
| 妊婦健診 | 7,226 | | | | 1,312 | 5,914 |
| 母子集団健診 | 639 | | | | 116 | 523 |
| 乳幼児精密健診 | 45 | | | | 8 | 37 |
| 乳幼児歯科健診 | 600 | | | | 109 | 491 |
| 新生児聴覚検査 | 240 | | | | 44 | 196 |
| 産婦健康診査 | 750 | 375 | | | 68 | 307 |
| 産後ケア事業 | 2,058 | 931 | | 194 | 169 | 764 |
| 妊婦健診補助金 | 530 | | | | 96 | 434 |
| 不妊治療旅費補助金 | 700 | 350 | | | 64 | 286 |
| 新生児聴覚検査費用補助金 | 30 | | | | 5 | 25 |
| 産婦健康診査補助金 | 100 | | | | 18 | 82 |
| 生活保護扶助事業 | 380,000 | 285,000 | | | 17,243 | 77,757 |
| 生活保護扶助費 | 380,000 | 285,000 | | | 17,243 | 77,757 |
| 小計 | 1,696,089 | 1,190,024 | 11,100 | 194 | 89,805 | 404,966 |

| 事業名 | 経費 | 財源内訳 | | | | | |
|---------------------------|--------------------------------|------------|---------|--------|---------------|---------|---------|
| | | 特定財源 | | | 一般財源 | | |
| | | 国・県 支出金 | 町債 | その他 | 社会保障財源 交付金 | その他 | |
| 社会 保 険 | 国民健康保険事業 | 155,084 | 85,614 | | | 12,609 | 56,861 |
| | 国民健康保険事業特別会計繰出金（保険基盤安定：保険料軽減分） | 78,257 | 58,692 | | | 3,551 | 16,014 |
| | ”（保険基盤安定：保険者支援分） | 35,898 | 26,922 | | | 1,629 | 7,347 |
| | ”（出産育児一時金分） | 5,000 | | | | 908 | 4,092 |
| | ”（財政安定化支援分） | 35,929 | | | | 6,521 | 29,408 |
| | 介護保険事業 | 207,702 | 25,500 | | | 33,071 | 149,131 |
| | 介護保険事業特別会計繰出金（介護給付分） | 161,364 | | | | 29,289 | 132,075 |
| | ”（保険料軽減分） | 34,000 | 25,500 | | | 1,543 | 6,957 |
| | ”（地域支援事業分） | 12,338 | | | | 2,239 | 10,099 |
| | 後期高齢者医療事業 | 65,374 | 49,029 | | | 2,967 | 13,378 |
| | 後期高齢者医療事業特別会計繰出金（保険基盤安定分） | 65,374 | 49,029 | | | 2,967 | 13,378 |
| | 小 計 | 428,160 | 160,143 | | | 48,647 | 219,370 |
| | 保 健 衛 生 | 医療施策事業 | 101,210 | 51,705 | 17,200 | | 5,864 |
| ひとり親医療費助成金 | | 6,000 | 3,000 | | | 545 | 2,455 |
| 更生医療給付費 | | 32,000 | 24,000 | | | 1,453 | 6,547 |
| 療養介護医療給付費 | | 5,760 | 4,320 | | | 261 | 1,179 |
| 育成医療給付費 | | 120 | 90 | | | 5 | 25 |
| 重度心身障害者医療費助成金 | | 34,560 | 17,280 | | | 3,137 | 14,143 |
| 臓器機能障害者旅費助成金 | | 870 | | | | 158 | 712 |
| 子ども医療費助成金 | | 21,600 | 3,015 | 17,200 | | 251 | 1,134 |
| 準要保護児童生徒医療費助成金 | | 300 | | | | 54 | 246 |
| 感染症その他の疾病予防対策事業 | | 18,920 | | | | 3,434 | 15,486 |
| 結核健診 | | 1,484 | | | | 269 | 1,215 |
| 各種予防接種 | | 17,436 | | | | 3,165 | 14,271 |
| 健康増進事業 | | 21,439 | 769 | | 7,080 | 2,467 | 11,123 |
| 各種検診 | | 19,616 | 636 | | 7,080 | 2,160 | 9,740 |
| 児童各種検診 | | 1,223 | 64 | | | 211 | 948 |
| 生徒各種検診 | 600 | 69 | | | 96 | 435 | |
| 診療所事業 | 3,892 | | | | 706 | 3,186 | |
| 診療所事業特別会計繰出金（施設維持管理経費を除く） | 3,892 | | | | 706 | 3,186 | |
| 小 計 | 145,461 | 52,474 | 17,200 | 7,080 | 12,471 | 56,236 | |
| 合 計 | 2,269,710 | 1,402,641 | 28,300 | 7,274 | 150,923 | 680,572 | |

令和5年度予算における入湯税の充当状況

(歳入)
入湯税 4,819 千円

(歳出)
環境衛生施設、消防施設、観光施設、観光振興に要する経費 1,594,068 千円

(単位：千円)

| 事業名 | 経費 | 財源内訳 | | | | | |
|-----------|-------------------------|------------|---------|---------|-------|---------|---------|
| | | 特定財源 | | | 一般財源 | | |
| | | 国・県 支出金 | 町債 | その他 | 入湯税 | その他 | |
| 環境衛生施設の整備 | 屋久島クリーンセンター設備等修繕 | 36,000 | | | | 423 | 35,577 |
| | 屋久島クリーンセンター設備等修繕 | 41,200 | | | | 484 | 40,716 |
| | ごみ処理施設整備事業 | 1,423,032 | 367,000 | 734,000 | | 3,784 | 318,248 |
| | 小 計 | 1,500,232 | 367,000 | 734,000 | | 4,691 | 394,541 |
| 消防施設の整備 | 高規格救急自動車購入事業（屋久島南分遣所） | 49,000 | | 49,000 | | | |
| | 消防車両購入事業（小型消防ポンプ付普通積載車） | 9,200 | 7,360 | 1,800 | | 1 | 39 |
| | 消防車両購入事業（小型消防ポンプ付軽積載車） | 6,500 | | 6,500 | | | |
| | 消防詰所長寿命化事業（尾之間班詰所） | 4,320 | | 4,300 | | | 20 |
| | 防火水槽設置事業（春牧地区） | 9,000 | | 9,000 | | | |
| | 消火栓設置事業 | 700 | | | | 8 | 692 |
| | 消防施設・消防水利修繕 | 1,500 | | | | 18 | 1,482 |
| 小 計 | 80,220 | 7,360 | 70,600 | | 27 | 2,233 | |
| 観光施設の整備 | 各観光施設修繕 | 950 | | | | 11 | 939 |
| | 屋久杉自然館内施設修繕 | 1,000 | | | | 12 | 988 |
| | 小 計 | 1,950 | | | | 23 | 1,927 |
| 観光振興経費 | インバウンド対策事業 | 4,346 | | | | 51 | 4,295 |
| | 観光パンフレット増刷（日英併記版・英語版） | 1,020 | | | 1,000 | | 20 |
| | 大型クルーズ船歓迎事業 | 200 | | | | 2 | 198 |
| | サイクリング屋久島負担金 | 500 | | | | 6 | 494 |
| | 屋久島町里めぐり推進協議会負担金 | 500 | | | | 6 | 494 |
| | 観光誘致促進補助金 | 500 | | | | 6 | 494 |
| | 訪日外国人旅行者受入環境整備事業補助金 | 4,000 | | | 4,000 | | |
| | 広域観光連携事業負担金 | 600 | | | | 7 | 593 |
| 小 計 | 11,666 | | | 5,000 | 78 | 6,588 | |
| 合 計 | 1,594,068 | 374,360 | 804,600 | 5,000 | 4,819 | 405,289 | |

【 観光まちづくり課 】

観光まちづくり課は、屋久島憲章、振興計画基本構想、観光基本計画に基づき、自然資源の保護と地域振興が調和する屋久島らしい地域づくりを推進するため、個人・関係機関・地域団体と連携し次の各施策に取り組む。

1 地域活性化対策経費

(1) 地域の活性化に関する事項 20,997千円

令和2年度から実施している集落の活力アップ交付金【令和2年度～令和5年度までの事業】、まち・ひと・しごと創生補助金等により、引き続き地域の活性化に取り組む。

<集落の活力アップ交付金> 14,100千円

交付金により各集落が自主的に取り組む地域課題の解決を支援する。

歳入

だいすき基金繰入金(集落の活力アップ交付金事業) 14,100千円

<まち・ひと・しごと創生補助金> 2,000千円

屋久島町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる、本町の基本目標である雇用の創出や交流人口の拡大、人口減少の抑制などを目的とした事業を支援する。

歳入

だいすき基金繰入金(まち・ひと・しごと創生補助事業) 2,000千円

<未来を担う人材育成事業補助金> 1,000千円

地域リーダーの育成に資することを目的として、青少年交流や研修会への参加に要する費用を支援する。

歳入

未来を担う人材育成基金繰入金 1,000千円

<くちのえらぶ商店運営補助金> 1,000千円

島内の商店存続のために、開業した一般社団法人「火の島」の運営を支援する。

<青森浪岡北畠まつり屋久島太鼓保存会派遣事業> 3,000千円

令和元年に友好交流都市である青森市より「ねぶた」の派遣があったが、その後コロナ禍で交流が中断されていた。コロナの取扱いが緩和されつつある状況から、令和5年8月に浪岡北畠まつりへ屋久島太鼓保存会を派遣し交流を図る。

<地域間交流事業（菊陽町・日田市）> 897千円

姉妹都市、友好都市である菊陽町のすぎなみフェスタや、日田市の天領まつりへ参加し、屋久島町のPR等交流を図る。

(2) 地域おこし協力隊に関する事項 26,517千円

地域おこし協力隊は、現在、屋久島で4名、口永良部島で1名が活動しており、令和5年8月に任期が切れる1名分と合わせて2名の採用を予定している。

(3) 移住・定住促進に関する事項 38,921千円

移住・定住の促進対策としては、これまで実施してきた暮らし体験住宅や補助制度に加え、令和3年度に作成したパンフレット、熊毛支庁が作製した移住動画などを活用し人口減少対策に取り組む。

<暮らし体験住宅> 246千円

屋久島島内に4棟設置しており、移住を検討している方や移住の準備をする方が月額1万円で3か月から1年の間利用できる制度である。

<移住定住促進事業> 875千円

移住イベントへの出展を積極的に行い、屋久島町の紹介や移住希望者の移住に向けての不安解消などに取り組む。

歳入

だいすき基金繰入金（移住定住促進事業） 875千円

<移住促進家賃等補助金> 2,900千円

定住を目的として移住した方が、民間の賃貸住宅を借りて移住した場合、初期費用及び家賃の補助を行う。

歳入

だいすき基金繰入金（移住促進家賃等補助事業） 2,900千円

<移住者住宅取得事業等補助金> 15,000千円

新規移住者の住宅取得や空き家の改修、家財道具の撤去及び移住費用に対する補助を行う。

歳入

だいすき基金繰入金（移住者住宅取得事業等補助事業） 15,000千円

<移住支援金> 7,900千円

鹿児島県内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資することを目的として鹿児島県と協働して、かごしま移住就業・起業支援事業のうち移住支援金を町で交付する。

歳入

かごしま移住・就業・起業支援事業補助金（県補助金） 5,900千円

<婚活事業> 3,000千円

人口減少対策の事業として婚活事業を実施する。

歳入

だいすき基金繰入金（屋久島愛ランドツアー（仮称）） 3,000千円

<結婚新生活支援事業補助金> 9,000千円

町内において、若者がそれぞれ希望する年齢で結婚することができる環境を整備することで、希望出生率の上昇や、少子化対策に繋げ、地域の活性化を図る。

内容としては、婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用、引越費用、リフォーム費用を対象に補助を行う。

歳入

だいすき基金繰入金（結婚新生活支援事業） 4,500千円

結婚新生活支援事業補助金（県補助金） 4,500千円

合計 9,000千円

(4) ふるさと納税に関する事項 301,181千円

全国的に人気の高い農産物や海産物など、新たな返礼品の掘り起こしやPRを引き続き行い、寄附額の増加及び地域の活性化に寄与することを目指す。

また、全国にアピールできるだいすき基金の活用事業についても検討する。

寄附金は屋久島町だいすき基金に積み立て、基金の用途については屋久島町だいすき基金使途検討委員会において、各課からの要望を検討し充当事業を決定する。

<ふるさと納税関連経費> 300,191千円

歳入

屋久島町だいすき寄附金 200,000千円

だいすき基金繰入金 100,000千円

合計 300,000千円

<関係人口創出事業（ふるさと納税）> 990千円

ふるさと納税寄附者と町、返礼品事業者が繋がる仕組みづくりを行う。

歳入

だいすき基金繰入金（関係人口創出事業） 990千円

(5) 男女共同参画に関する事項 310千円

男女共同参画については、本町で2名委嘱されている鹿児島県男女共同参画地域推進員と協力して、男女共同参画社会の実現を目指す。

2 環境対策費

(1) 屋久島総合自然公園管理事業

15,245 千円

ヤクシマシクナゲをはじめとした屋久島の固有・希少植物の保護増殖を目的とした野生植物園の運営、広場及び野外ステージなどの公園管理を行う。

また、園内にある特殊公衆浴場温泉施設「ゆのこのゆ」の管理運営を行い、町民及び観光客の利用促進に努める。

(2) 屋久島町青少年研修センター管理事業

青少年及び教育団体等の健全育成として、東京環境工科専門学校をはじめ、屋久島に関する調査を行う団体等に貸出ししていたが、施設が老朽化等していることから、用途廃止を含め今後の在り方を検討する。

(3) エコツアーリズム推進事業

4,480 千円

屋久島憲章の理念に基づいた、屋久島の自然や文化の保全と持続的な活用により、地域振興及び観光推進に努めるため、屋久島エコツアーリズム推進協議会事務局として、全体構想に位置付ける特定自然観光資源の検討を引き続き行う。

また、屋久島観光に訪れる旅行者の皆様へ、質の高い体験と安心安全をお届けできるよう、公認ガイド制度の普及、拡充に努める。

ここ3年、永田浜では新型コロナウイルスの影響により、ウミガメ観察会の開催を見送ってきたが、ウミガメ保護利用専門部会では、特定自然観光資源への指定へ向けた、新ルール下でのウミガメ観察会の試行を実施するとともに、栗生浜や中間浜、一湊浜など島内の上陸産卵地における保護と適正利用に取り組む。

歳入 ウミガメ保護監視員設置費補助金（県補助） 594 千円

だいすき基金充当（ウミガメ保護調査事業） 3,200 千円 合計 3,794 千円

(4) 世界自然遺産関係事業

3,730 千円

屋久島が世界自然遺産に登録されてから、令和5年12月で30年を迎える。

自然遺産として同時に登録された白神山地と連携して、30周年の機運を醸成する取組を共同で実施する。併せて、屋久島においても30周年に向け、官民一体となった取組を推進することとし、屋久島世界自然遺産登録30周年記念事業実行委員会を設置、関係機関と連携しながら、記念事業の実施に向け取り組む。

屋久島世界遺産地域管理計画に基づき、世界自然遺産地域連絡会議をはじめとした諸会議をとおして、遺産地域の保全に係る各種制度を所管する関係行政機関と連携を図る。令和3年度から始まった管理計画の改訂に向けた作業部会では、地元自治体として積極的に協議に参加していく。

また、国内の世界自然遺産地域を抱える自治体で構成する世界自然遺産地域ネットワーク協議会を本年は、登録30周年に合わせ屋久島で開催する。

歳入 だいすき基金充当（世界自然遺産登録30周年記念事業） 3,650 千円

(5) ユネスコエコパークの取組み

681 千円

平成28年3月に拡張登録が認められた、屋久島・口永良部島ユネスコエコパークとして、国内に10地域登録されている、ユネスコエコパーク登録地と連携を図る日本ユネスコエコパークネットワーク活動により情報発信や普及活動を行い、観光推進を図る。

さらに、日本ユネスコエコパークネットワークと連携協定を締結している(公財)イオン環境財団との連携を図り、イオン店舗におけるユネスコエコパークフェア等への取組みを図る。

(6) 権限移譲事務

県ウミガメ保護条例ウミガメの捕獲行為等の許認可事務及び鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づく国立公園内における各種行為の許可申請に係る進達業務を行う。

令和5年度の交付額は、令和3年度処理件数の実績による算定である。

歳入

権限移譲交付金(県交付金)

自然公園法関係 255 千円

ウミガメ保護条例関係 47 千円 合計 302 千円

(7) 自然に親しむ集い

12 千円

国立公園の健全な利用と価値を町民に普及するために、環境省、屋久島環境文化財団との連携により、自然に親しむ集い(各1回)を開催する。

(8) 脱炭素社会の実現に向けた取組み

50,000 千円

屋久島では、豊富な水資源を活用して、年間発電量の99%以上を再生可能エネルギーである「水力発電」で賄っており、発電時に二酸化炭素をほとんど排出していない。このクリーンな電力を活用し、二酸化炭素排出量の多くを占める運輸部門での排出量削減へ向けて、町内の個人法人へ電気自動車の導入補助を行う。

また、官民一体となり、更なる二酸化炭素の削減や、水素、アンモニア等の次世代エネルギー導入、燃料電池を活用した新たなモビリティの導入に向けた可能性検証を行う。

歳入

だいすき基金充当(電気自動車等導入促進事業) 50,000 千円

(9) 屋久島学ソサエティの活動支援

町民と研究者が屋久島学を通じて連携し、地域の課題解決と地域づくりに向けた付加価値化につなげる屋久島学ソサエティの運営を支援する。

(10) 海中環境保全等事業

22,000 千円

屋久島憲章にも謳われているように、いつでもどこでもおいしい水が飲める水環境の保全と創造を行うため、この水の源である「海」の環境保全を実施する。

令和4年度に開始した本事業は、地元ダイバーによる海中清掃作業や、漁師の方々の協力により、一湊港周辺の清掃作業を行い、多くのゴミを回収することができた。今年度以降も継続して島内各所で実施していく。

歳入 だいすき基金充当

(海・山・川のつながりで豊かな屋久島の自然を守るプロジェクト) 22,000 千円

3 山岳部保全対策費

(1) 山岳部保全利用対策

82,213 千円

屋久島山岳部保全利用協議会の事務局として、世界自然遺産屋久島山岳部環境協力金事業を運営して山岳部の保全と利用に係る施策を協議する。

なお、町事務局では山岳部保全協力金の収受管理、し尿搬出業務の執行、バイオトイレ・淀川登山口トイレ・携帯トイレブースの管理など施設の維持管理を行い、現地事務局では職員管理や荒川登山バス運行や町道荒川線の通行規制に係る業務を主に行う。

また、令和4年度に環境省が策定した、「屋久島山岳ビジョン」に基づき、山岳部におけるトイレの在り方等の課題解決に向け関係機関と連携し、課題解決に向けた取組みを進める。

| | | |
|----|------------------------|--------------|
| 歳入 | 世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金 | 28,000 千円 |
| | 世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金繰入金 | 29,200 千円 |
| | 弁償金 | 1,200 千円 |
| | | 合計 58,400 千円 |

4 観光費

エコツーリズムによる世界自然遺産「屋久島」の価値創造と観光立町を基本理念とする屋久島町観光基本計画に基づき、これまで各種誘客施策に取り組んできたところである。

コロナ禍により交流人口が減少し、本町観光産業に大きな打撃を与えましたが、各種観光需要喚起施策実施により観光マインドの回復や水際対策の緩和による外国人観光客の受入再開など、観光産業復興に向けた動きが加速化しつつあることから、コロナ禍を経て変革が進む人々の価値観や行動を的確に捉えるとともに、観光資源を最大限に活用し、国内外からの観光誘客を推進する。

本町ならではの魅力的な観光資源の活用に加え、世界自然遺産登録30周年を契機とした関係機関や関係団体、観光事業者の取り組みと連携し、誘客プロモーションを一層強化する。

訪日需要の高まりを捉え、インバウンド獲得に向けて積極的に施策を展開するほか、外国船籍のクルーズ船の寄港も再開されることから、多様な関係者を巻き込んだ体制の構築を進め、本町ならではのおもてなしの実施や効果的なプロモーションを展開することで町内経済の活性化を図る。

また、コロナ禍による観光を取り巻く環境や社会情勢等の変化に対応した実効性のあるものにするため、屋久島町観光基本計画の見直しに向け必要な準備を進める。

1 観光誘客に関する事項

(1) 国内向け観光PR事業 (15,000千円)

観光客の誘客促進を図るため、首都圏や関西圏、福岡県などを中心に、関係機関等と協力した多角的なPR事業を展開する。また、世界自然遺産登録30周年を契機としたPRを展開することで、より一層の誘客促進を図る。

また、主要都市の私立中学・高校をターゲットとし、環境教育をテーマとして制作した教育旅行案内動画などを活用した教育旅行誘致のほか、関心度の高い学校や旅行会社を本町へ招請し、視察ツアーを実施するなどのPRを展開する。

| | | |
|----|--------|----------|
| 歳入 | だいすき基金 | 15,000千円 |
|----|--------|----------|

(2) 滞在型観光促進事業 (21,930千円)

「もう一泊」したいと思わせる効果のある地域性、独自性のある着地型観光商品の開発と販売に取り組む。今年度は、本町の観光資源の活用や滞在延伸に繋がる着地型旅行商品の造成や販売を行う旅行会社に対し、経費の一部を補助することにより、滞在型旅行を促進し、観光消費額の増加を図る。

| | | |
|----|-------------------------------------|----------|
| 歳入 | 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金 (国5/10、県1.5/10) | 14,254千円 |
|----|-------------------------------------|----------|

(3) クルーズ船誘致・受入事業 (200千円)

昨年度から国内クルーズが再開され、宮之浦港火之上山埠頭にも、多くのクルーズ船が寄港したところである。本年度から外国船籍の探検船の寄港も再開されることとなっており、本町ならではのおもてなしができるよう関係機関や地域団体の協力を得ながら、受入体制の整備を進め、歓送イベント等を実施することにより、継続的なクルーズ船の誘致を図る。

2 インバウンド推進に関する事項

(1) 国外向け観光PR事業 (10,000千円)

鹿児島空港から直行路線がある東アジアや欧米豪市場を中心に観光PRすることにより、継続して認知度の向上を図る。

今年度は、これまでのデジタルマーケティングで得たデータを活用し、誘客市場として有益である台湾で開催される旅行博や商談会へ出展することにより、個人旅行者や現地旅行会社等の訴求対象に観光素材を直接PRすることで、積極的な誘客促進を図る。また、デジタル広告配信等を出展前後に実施することにより、事前の周知や現地ニーズを踏まえた情報発信により、台湾を中心とした商品造成等の誘客促進を図る。

| | | |
|----|-----------------|---------|
| 歳入 | 離島活性化交付金 (国1/2) | 5,000千円 |
| | だいすき基金 | 5,000千円 |

(2) 総合案内冊子等作成 (1,000千円)

英語版の総合案内冊子等を作成(修正や最新情報への更新)し、観光関連施設に提供することにより、外国人旅行者への情報発信及び各施設における各種案内を支援する。

歳入 だいすき基金 1,000千円

(3) 訪日外国人旅行者受入環境整備事業補助金 (4,000千円)

本町を訪れる外国人観光客に対するおもてなしや観光環境の利便性向上を図るため、町内観光関連事業者などが実施する翻訳機導入やHP・施設内表示の多言語化、和式トイレの洋式化などの環境整備事業に対して補助する。

・補助率: 1/2 補助上限額: 50万円(公共交通機関は100万円)

歳入 だいすき基金 4,000千円

3 観光情報発信に関する事項

(1) 観光パンフレット等による情報発信 (3,500千円)

観光地間競争が激化する中で、旅行先を選定するためには“旅マエ”情報の提供が非常に重要なポイントとなることから、観光パンフレットを活用し、本町の魅力を発信することで来訪の促進を図る。

歳入 だいすき基金 3,500千円

(2) WEBサイト等による情報発信 (198千円)

町ホームページをはじめ、これまでに制作した観光PR動画サイト(A Fulfilling Journey)や滞在型観光PRサイト(屋久島にもう一泊)を活用し、タイムリーな情報発信に努め、交流人口の拡充を図る。また、英語ページを充実させることで、より幅広い情報発信に努め、PRの拡大を図る。

(3) SNS等による情報発信

町公式InstagramやYouTubeを活用し「屋久島町の魅力」の情報を発信する。今後さらなるフォロワーの獲得を目指し、潜在的な屋久島町ファンを増やすことにより、誘客促進を図る。

(4) 観光素材データ整備

四季折々の観光素材データを収集・整理・保管し、各メディアやAGT等へPR・提供を図る。

4 他地域と連携した観光振興に関する事項

(1) 指宿・屋久島広域観光推進協議会 (563千円)

高速船で繋がる指宿・屋久島の周遊観光を促進するため、両地域の特色を最大限に活

かした観光ルートのPRや旅行会社へのプロモーションを実施する。

(2) 熊毛地域教育旅行誘致対策協議会 (109千円)

鹿児島県熊毛支庁を事務局として、熊毛地域1市3町の共同により、関東地区、関西地区への誘致活動を実施する。

(3) 黒潮連携 (63千円)

世界文化遺産を有する鹿児島市、世界自然遺産を有する本町、同じく世界自然遺産登録地となった奄美市と連携し、世界遺産を巡るクルーズ船誘致活動を実施する。

(連携：鹿児島市、奄美市)

(4) 観光かごしま大キャンペーン推進協議会 (1,083千円)

新しい観光かごしまの魅力を全国的にPRするため、県内の関係機関や団体、業界等と一体となって積極的な観光広報宣伝を展開することによって、県内各地への観光誘客を図る。今年度は、かごしま国体等に関するキャンペーンを展開するほか、重点戦略地域として参画することにより、一層の観光誘客を図る。

(5) 九州9自治体連携プロモーション事業 (1,000千円)

コロナ禍で延期となり、本年7、8月に開催される世界水泳選手権福岡大会及び世界マスターズ水泳選手権九州大会を契機に、九州周遊観光の魅力を福岡市及び九州の主要観光自治体で共同発信することで各地域の認知を高め、大会前後での誘客促進を図る。

(連携：福岡市、北九州市、佐世保市、別府市、阿蘇市、熊本市、日田市、鹿児島市)

(6) 世界自然遺産を活用した観光振興事業 (110千円)

国内において世界自然遺産登録地を有する各自治体が連携し、世界自然遺産のブランドイメージを活用した観光振興事業におけるシンポジウム及び商談会に参加し、旅行会社への商品造成折衝等を行う。

(連携：東京都、北海道、青森県、秋田県、鹿児島県、沖縄県)

(7) 観光事業者団体等への支援

本町観光の窓口となる屋久島観光協会と連携し、効率的かつ効果的な業務が遂行できる体制を整える。また、誘客に繋がる各種団体の活動に対し、支援と適切な助言を行う。

| | |
|-------------------------------|----------|
| ① 屋久島観光協会補助金 | 12,000千円 |
| ② サイクリング屋久島負担金 | 500千円 |
| ③ 屋久島町里めぐり推進協議会負担金 | 500千円 |
| ④ 観光誘致促進補助金 | 500千円 |
| ⑤ 観光推進事業補助金 | 1,280千円 |
| ⑥ 口永良部島観光情報等発信事業補助金 | 42千円 |
| ⑦ 屋久島レクリエーションの森保護管理協議会運営資金貸付金 | 3,000千円 |

5 観光データの活用に関する事項

(1) 観光動態調査事業 (2, 287千円)

本町を訪れた国内外の観光客の属性やニーズ等を把握・分析するため、アンケート調査を実施、効果的な観光施策の展開に活用する。

(2) 観光基本計画の推進

これまで実施したアンケート調査(住民、事業者、旅行者)を集約・分析し、基礎資料を整えるなど、計画見直しに向けて必要な準備を行う。

5 観光施設整備費

観光客をはじめとする利用者の満足度を高めるため、指定管理者制度の導入や業務委託等により管理運営の質的向上と効率化を図り、観光施設を適切に維持管理することで町内観光の振興を図る。観光施設は、広範囲にトイレ・公園等が点在しており、老朽化による故障も相次いでいることから、計画的な改修を進めながらも抜本的な改善と今後の施設のあり方が求められている。利用者の安全と衛生保持を基本に、清掃美化に取り組みつつ、必要に応じて代替施設を検討する等の適正管理に努める。

1 観光施設の維持管理に関する事項

(1) 指定管理者による管理運営 (2, 614千円)

指定管理者制度の導入により、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営における質的向上と効率化を図ることで、観光振興と地域の活性化を目指す。

- ① 屋久島青少年旅行村 (令和4年度～令和6年度)
- ② ヤクスギランド休憩施設「森泉」 (令和3年度～令和7年度)
- ③ 志戸子ガジュマル公園 (令和3年度～令和7年度)
- ④ 口永良部島本村温泉 (平成31年度～令和5年度)

(2) 業務委託等による維持管理 (3, 062千円)

観光施設等は、山岳から里地まで広範囲に点在することから、関係機関や関係団体等と連携を図りながら、業務委託または会計年度職員による一元管理により各施設の適切な維持管理に努める。

- ① 山岳部施設 13, 205千円
 - ② 里地施設 17, 423千円
- | | | |
|----|------|-----------|
| 歳入 | 県委託金 | 12, 860千円 |
| | 雑入 | 2, 850千円 |

(3) 海水浴場の開場に係る運営管理 (5,384千円)

重要な観光資源である夏期海水浴場の運営にあたり、町内3カ所の海水浴場における水難事故の未然防止のため、場内監視体制の強化・充実に努め、観光客等の利用者に安心して快適な海水浴場を提供する。

(業務委託費、水質検査手数料、サメ除けネット設置、浄化槽)

2 施設の整備に関する事項

(1) 一湊海水浴場施設整備 534千円

9月に開催される特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体OWS競技」の競技施設として、景観や参加者への危険防止対策等、大会の円滑運営に資するため、施設整備を行う。

6 屋久杉自然館管理費

「屋久島のすべてを語る総合博物館」として、歴史や文化に限らず観光情報等の発信に努めると共に、「地域の博物館」として町内外の教育機関や旅行者、町民まで幅広く入館いただける施設として、展示の充実に努めつつ、次世代に引き継ぐべき貴重な収蔵資料の保存と活用を行う。

1 施設の管理運営に関する事項

(1) 施設の維持管理 (38,533千円)

施設内外を適切に維持管理することにより入館者の満足度を高め、町内観光の振興を図る。また、老朽化による故障も相次いでいることから、随時補修を行い施設の長寿命化に取り組む。

① 映像機器等改修業務委託 1,000千円

② 備品購入(日除け用ロールカーテン、フィルムスキャナー) 350千円

歳入 入館料、使用料、行政財産占有料 9,541千円

書籍等売払収入 4,930千円

(2) 施設の利用促進 (630千円)

展示内容の充実や写真展・特別展の実施、近隣施設と連携したイベント等を開催することで、利用の促進を図る。今年度は、例年の写真展に加え、世界自然遺産登録30周年に関連した特別展やイベントを開催し、入館者の増加を図る。

【 町民課 】

マイナンバー制度は行政手続等における特定の個人を識別する制度であり、住民票を持つ日本国内の全住民に付番される 12 桁の番号である。現在、社会保障、税、災害対策の分野のうち法律または条例で定められた事務手続において使用されている。住民の方からの申請によりマイナンバーカードの全国交付率は令和 5 年 1 月 1 日時点で 57.1%であり、本町は 70.6%となっている。

また令和 5 年 2 月 6 日からマイナポータルを通じてオンラインによる転出届・転入（転居）予約のサービスが開始され手続きの時間を短縮することによりワンストップ化が図られた。令和 5 年度も町民全ての方がマイナンバーカードを取得されるよう普及に努める。

戸籍制度では、令和元年 5 月 24 日に成立した戸籍法の一部を改正する法律の公布からシステムの運用開始まで 5 年と定められ、令和 5 年度も戸籍システムの改修やその他関連システム改修等を遅滞なく正確に実施する。

町民の生活スタイルの多様な変化や交通弱者にも対応するため、令和 4 年度からバーコード付きコンビニ納付書によるコンビニ納付とスマホ決済を導入した。これにより M マート愛子とドラッグストアモリ等店舗での納付と、au PAY 等スマートフォンの電子決済アプリ（9 社）では 24 時間の納付を可能となった。

以下、町民課の事業計画である。

1 戸籍・住民基本台帳事務等

戸籍法及び住民基本台帳法、番号利用法等の関係法令に基づき適正かつ丁寧で迅速な対応に努めるとともに、個人情報保護の観点から本人確認を厳格に行う。

（1）住民基本台帳事務等

各種証明書の発行時に、届出者や請求者の本人確認をはじめ申請書の審査を適正に行い、個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護する。

また、マイナンバー制度によるマイナンバーカードに係る有効性の情報発信や、カード管理に努め、カード交付に遅滞なく対応し制度の円滑な運営に寄与する。

本年度の住民基本台帳事務等については、以下のとおりである。

- ① 住民基本台帳及び住基ネットシステムの適正な整備と維持、管理
- ② マイナンバーカード取得の推進及び交付、更新（電子証明含む）
- ③ 転入転居時、戸籍変更時の異動情報の入力やカードへの追記作業
- ④ 印鑑登録及び証明書の発行

（2）実態調査実施事務

住民基本台帳法第 34 条の規定に基づき、住民の居住実態等を把握するため、実態調査を実

施し、住民基本台帳の正確な記録確保に努める。

(3) 戸籍事務

管轄法務局及び関係市町村と連携を図り、戸籍法及び関係法令に基づき、正確で迅速な業務を行う。また、鹿児島地方法務局主催の戸籍事務定例会や事務従事職員研修会等に参加し、関連法令や実務について自己研鑽に努めるとともに、他市町村と窓口対応に関する情報交換を行い事務の円滑化を図る。管轄法務局から保存期間を経過した届書が順次移管されることから各種届書の適正な管理と運用に努める。

(4) 旅券事務

旅券（パスポート）の申請及び交付事務は、新型コロナウイルス感染症の終息の兆しが見え国外へ渡航することが可能になってきた。これにより旅券の交付申請が徐々に多くなってきていることから細心の注意を払い業務遂行に努める。

(5) 封印及び自動車臨時運行許可業務

道路運送車両法に基づき、車のナンバープレートの封印や臨時運行許可業務に必要な物品の管理と業務遂行に努める。

(6) 中長期在留者住居地届出等事務

中長期在留者及び特別永住者は、出入国管理庁に住居地の届出を行う必要がありその届出は市町村を経由して行うため、住民基本台帳事務と併せて正確な記録確保に努める必要がある。

また、特別永住者に関しても、住居地の届出のほかに特別永住者証の交付も市区町村で行うため、許可の申請から更新手続きまで細心の注意を払い業務遂行に努める。

(7) 離島航空割引カード事務

離島航空割引カードの申請及び交付事務は、住民の利便性向上に寄与するため細心の注意を払い業務遂行に努める。

2. 賦課業務

(1) 自主申告指導のための研修会の開催

申告指導を行う職員に対する研修会を実施し技術向上に努める。

(2) 未申告者に対する申告指導

未申告者に対する申告指導を行うことにより、税の適正な賦課処理に努める。

(3) 新築家屋・課税漏れ家屋の把握
全棟調査の検討を始め、課税漏れ家屋の把握に努める。

(4) 納税意識向上のための租税教室等の開催
例年どおり町内小中学生へ向けた租税教室を開催する。

3. 徴収業務

(1) 納付機会拡充のための取り組み
コンビニ納付や電子決済、税統一 QR コード等の導入により納入者の納付機会の拡充を図る。

(2) 差押処分の実施(預金・給与・不動産等)
督促や催告等を行っても納税への誠意を示さない滞納者に対し、税に充てることが可能な財産から税金を徴収する。

(3) 捜索・公売の実施
財産調査等で差押可能な財産が確認できない滞納者に対し捜索を実施し、差押えた動産等は県合同公売会やインターネット公売等で換価を行う。

(4) 口座振替の推進
納め忘れ等の対応による事務量増加の低減や、自主納付を推進する為、口座振替を勧奨する。

(5) 相互併任制度の活用による住民税滞納額の縮減
県及び熊毛地区1市3町の税務職員が相互に辞令を受け、より広域な滞納整理にあたる目的で協定を締結。大規模な捜索事案などに県職員の協力を得たり、町域をまたいだ事案に関する情報交換や協力要請を行う。

(6) 交通弱者への対応(臨戸納税相談)
電話相談だけでは自主納付につながらない等の理由で、高齢者を中心とした交通弱者に対し、臨戸訪問による納税相談を実施する。

(7) 徴収事務(実務)研修会への参加
徴税吏員のスキルアップはもとより、税収確保策の拡充を図り徴収率を上げる目的で、県内外の徴収実務研修会へ定期的に参加する。

(8) 滞納処分の執行停止要綱の策定

財産が無い、生活が困窮している、所在・財産が不明等の理由で徴収不能となっている滞納案件に対し、執行停止処分を適用するための具体的な事例や確認する項目を整理し、滞納整理を促進する。

【 福祉支援課 】

「だれもが・住み慣れた場所で・自分らしい暮らしができる」
福祉サービスの拡充をめざして

基本方針

福祉事務所業務における生活保護をはじめ、障がい者、高齢者を対象とした福祉全般、子ども子育て支援、母子保健等について、だれもが・住み慣れた場所で・自分らしい暮らしができる公平公正で身近なサービス提供に努める。

家族の絆や地域との関係の希薄化が、核家族や近隣への無関心と孤立に連鎖し、生活困窮、母子家庭の増加、障がい者等の社会参加の阻害要因となる。高齢者においては孤独や不安の増大が予想される。要援護者の支援体制を構築、情報共有し、地域の繋がりを、家族の絆の再認識のためのしくみづくりに努める。

本年も、町民にとって身近で信頼される、きめ細かで迅速な対応を心がけ、安心して相談ができる環境づくりに努める。

1. 障がい者(児)福祉、社会福祉

障がい者(児)の福祉対策は、町自立支援協議会（こども部会、せいかつ部会）や基幹相談支援センターとともに、障がい者(児)が健常者とともに住み慣れた場所で自分らしく暮らしていくことができる社会を目指す。相談支援体制の充実・強化、福祉人材の確保を図りながら必要な障害サービスを検討し、個々の課題解決、支援の充実に努める。

町社会福祉協議会では、低所得者、高齢者、障害者等の支援や福祉センター縄文の苑、こまどり館での介護保険サービス事業など各種事業に取り組むなか、昨年度はこまどり館の屋根雨漏り修繕工事を完了し、本年度からは年次的に縄文の苑とこまどり館のエアコン改修工事に取り掛かるなど、老朽化した両施設の管理に努めることで、地域福祉活動の推進のため社会福祉協議会を支援する。

社会福祉の一環として、町民の死去に際し遺族に対して弔慰金を、火災その他不測、不可避の災害による被害に対しては、その被災した町民、遺族に対し災害見舞金を支給し、哀悼の意をささげる。また、人権擁護委員と連携を図り年3回の人権相談所を開設するなど人権擁護活動に努める。本年度は、金岳小学校において人権の花運動に取り組み、人権啓発活動に努める。民生委員・児童委員の活動は、社会の変化、生活圏域の拡大に伴い低所得者対応から多面的分野に日々広がっていることから、人材育成のため各種研修により幅広い知識習得や積極的な活動の支援に努める。援護対策として町遺族会の運営補助や戦没者追悼式の開催、また、遺族へ特別弔慰金の給付手続きを行う。

災害時に備えて、災害時要支援者名簿の整備に努め、町社会福祉協議会や関係機関と連携し、法に基づき南北福祉避難所「こまどり館、縄文の苑」の整備を進める。

2. 高齢者福祉

高齢社会の到来で長寿社会となる中、住み慣れた場所で自分らしい暮らしができるため、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画による各種サービスが推進されている。核家族化による独居世帯の増加、老老介護、認知症の増加など取り巻く環境は依然厳しく、DVなど困難事例も増加する中、老後不安を訴えるケースが多くなっている。日常生活の支援や悩み、不安など、多様化する課題の改善のため、南北地域包括支援センターや関係機関および医療福祉団体との連携を図る。

また、高齢者及び免許証返納者の移動手段の確保と交通事故防止の観点から、高齢者バス利用制度の安定的運用を行い、利用促進と周知に努める。

3. 子ども子育て支援

子ども子育て支援については、町子ども・子育て支援事業計画に基づき社会的支援の必要性が高い子どもやその家族を含めた、すべての子どもにとって最善の利益が実現される姿を目指す。

経済的支援としては、児童手当や児童扶養手当等に加え、子ども医療費やひとり親医療費による医療費助成を行い、安心して子育てができる環境を支援する。また、新たに出産・子育て応援交付金事業の一つである出産・子育て応援ギフトの支給も実施し必要な支援が確実に妊婦・子育て世帯に届くようにする。子どもの健全育成については、母子保健事業及び子育て世代包括支援センターと連携した育児支援をはじめ、保育事業の安定した運営への支援を行いつつ、休日保育・延長保育、さらには放課後児童クラブ等、切れ目のない子育て支援事業の内容充実を推進する。

特段の支援や見守りが必要な子どもについては、要保護児童対策地域協議会の中で、乳児家庭全戸訪問や養育支援訪問、産前産後ヘルパー派遣なども活用しながら、子ども家庭総合支援拠点を中心に計画的な見守りや支援を行い、特に虐待対応については、県児童相談所や教育委員会、保健所、警察、子育て世代包括支援センターとも連携して問題解決に努める。

ひとり親家庭等対策については、自立に向けた相談体制の強化、専門職資格の取得など就労促進や融資制度の積極的な利用を進める。子どもの貧困問題対策の一環で子ども食堂実施団体への積極的な支援を行う。

また本年度から0歳～就学前児までを対象とした子育て支援センターを開設し、ここを拠点に子育て支援を推進する。

宮之浦児童館については、町施設の浄化槽設置、屋内トイレの整備及び防水塗装等を行う。

4. 母子保健

母子保健事業においては、妊婦に母子健康手帳を交付し、妊娠期から子育て期までを通して、親子を対象とした保健指導や新生児の訪問指導及び健康診査等を行う。また、発達障がい児等の早期発見や適切な支援が重要であることから、1歳6か月・3歳児健診や発達相談会などを通して早期発見・早期対応に努める。さらに児童福祉法、母子保健法改正により、児童虐待の予防や早期発見に資することが明記されたことから、子育て世代包括支援センターを中心に児童虐待予防対策に努める。

本年度は、出産・子育て応援ギフトと一体的に実施する伴走型相談支援事業を子育て世代包括支援センターを中心に実施する。また、低所得妊婦検診助成事業や子育てアプリの充実（予約DXの導入）など、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援ができるよう取り組む。

5. 生活保護

生活保護業務については、生活保護法令制度の基本原則・原則に基づき、相談支援体制の構築に努め適正な職務推進に努める。県から移譲以降、相談、申請とも増加するなか、疾病、障がい等の理由で失業し、身体的に自立困難となり、高齢者、障がい者が同居する家族構成で就労できないなど、保護対象の家族形態は複雑多様化している。今後も保護対象者の生活歴や職歴、人生観を受容しながら専門的知識、技術の修得に努め公平公正で適正な事業運営に努める。また、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活保護が適用されない生活困窮者の自立支援策を強化するため、自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給など、支援事業の充実を努める。

6. 自殺対策

コロナ感染拡大の影響により、経済的困窮・精神的圧迫等で自殺者の推移は増加の一途をたどる現状である。「誰も自殺に追い込まれることのない屋久島町」を目指して、気づき、つなぎ、見守っていけるよう、庁内・関係機関、団体の相互連携の強化や他の関係計画と整合性を図り策定された「屋久島町自殺対策計画」を総合的に推進していく。自殺対策推進本部と自殺対策推進協議会を開催し、事業計画の取組状況や、自殺を防ぐ「ゲートキーパー」（命の門番）の役割を担う人材育成を目的とした研修会を開催するとともに、自殺に対応できるセーフティネットの構築と自殺対策の充実・強化を図る。

【 健康長寿課 】

1 健康づくり事業

健康増進法に基づく健康増進事業は、町民の壮年期からの健康づくりと、脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防、早期発見・早期治療を図るとともに、住民の健康増進に資することを目的とする。事業内容は、健康増進法第 17 条及び第 19 条の 2 の規定に基づく事業のうち、①健康教育、②健康相談、③訪問指導、④歯周疾患検診、⑤骨粗鬆症検診、⑥肝炎ウイルス検診、⑦健康診査・保健指導で、対象は 40 歳から 64 歳までの者である。

(1) 健康教育

「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的とし、健康教育を実施する。自分の現在の健康状態とこれまでの変遷を知り、今後を予測することで主体的な生活習慣改善の実践を促す。

内容は、町の健康課題を反映したものにする。

集団健康教育 20 回/年(受講者見込み数 340 人)

(2) 健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的に健康相談を実施する。

①総合健康相談 * 「心の健康相談」を含む。

30 回 /年(相談者見込み数 実人数 10 人)

②重点健康相談 * 国保保健事業（重症化予防）と同時実施

高血圧、脂質異常症、糖尿病、骨粗鬆症、歯周疾患、女性の健康、病態別（肥満、心臓病等） 14 回/年(相談者見込み数 延べ 150 人)

(3) 訪問指導及び保健指導（面接・電話等）

健康診査の要指導者や療養上、保健指導が必要であると認められる者及びその家族に対して保健師や看護師等が訪問し、その健康に関する問題を総合的に把握して必要な指導を行う。対象者については、国保部門や介護部門等の関係部署と連携し選定する。

5 回/年 実人数 5 人

(4) 健康診査

疾病の早期発見・早期治療と、生活習慣病の予防・健康増進のきっかけとするため、次のとおり健康診査及び検診を実施する。

①歯周疾患検診

高齢期においても健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的とする。対象は 40 歳、50 歳、60 歳及び 70 歳の者とし、個別通知する。検診は委託した町内の歯科医療機関で個別受診とする。

受診者見込み数 40 人

②骨粗鬆症検診

骨粗鬆症は骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されるこ

とから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗鬆症を予防することを目的とする。

令和5年度は健康増進事業の一環で40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の女性へ早期発見・早期治療を目的に無料クーポン券の配布を行う。【補助(県2/3)】特定健診と同時に実施する。

受診者見込み数 550人

③肝炎ウイルス検診

肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、検診の受診促進を図り、もって住民が自身の感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関を受診することにより、肝炎による健康被害の回避、症状の軽減、又は進行の遅延を図ることを目的とする。対象は40歳、45歳、50歳、55歳、60歳及び65歳の者で過去に肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けたことがない者を対象とする。特定健診と同時に実施する。

受診者見込み数 150人

④特定健康診査

生活習慣病予防に着目した健康診査を行う。対象は40歳以上の生活保護世帯の者を対象とする。

受診者見込み数 10人

(5) がん検診

がんの予防に関する正しい知識の普及と早期発見・早期治療を通じて、がん死亡を減少させることを目的とする。事業内容は、胃・大腸・肺・子宮・乳がん検診を実施する。対象は40歳以上の者。ただし胃がん検診は50～79歳とする。

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業により、子宮頸がん・乳がんの初年度対象者にクーポン券を配布し、がん対策を強化する。

- ①胃がん検診 350人
- ②大腸がん検診 1,020人
- ③がん検診 1,670人
- ④子宮がん検診 544人(うち、クーポン券対象者は集団2人、個別2人)
- ⑤乳がん検診 580人(うち、クーポン券対象者は集団15人、個別5人)

(6) その他の検診事業

疾病の早期発見・早期治療と、生活習慣病の予防・健康増進のきっかけとするため、次のとおり健康診査及び検診を実施する。

- ・腹部超音波検診 1,350人
- ・前立腺がん検診 250人
- ・胸部ヘリカルCT検診 クーポン 80人 クーポン以外 280人
- ・特定健康診査 *国保、生保以外 2人
- ・骨粗鬆症検診 *節目外 180人

(7) 健康づくり情報の提供

令和元年度に策定した第3次屋久島町健康増進計画「健康やくしま21」で計画した内容を実践する。今年度は特に生活習慣病予防と改善に重点をおいて保健指導を行うこととし、町報や特定健診結果報告会、各種検診の場を利用して情報提供する。

2 食生活改善事業

(1) 食生活改善推進員・8020 運動推進員活動への支援

町民が規則正しい生活やバランスのとれた食生活を送り、健康で心豊かに過ごすことができるよう、身近で細やかな指導等を行う食生活改善推進員の活動を支援する。自主活動の内容については、町の健康づくりの方向性と整合性を持たせた内容で活動ができるように研修会を開催し、加えて食生活改善推進員が兼務し歯科保健・口腔保健の大切さを普及する 8020 運動推進員としての活動の支援も行う。

委嘱者 13 人

予定研修会（町主催） 4 回 （自主研修会） 4 回

(2) 栄養士による栄養指導

健診や健康教室、電話において相談等に応じ、妊婦、乳幼児から高齢期までのあらゆるライフステージに応じた栄養指導を行い、町民の健康増進並びに疾病予防を図る。事業については在宅栄養士を雇用し実施する。

個別栄養指導見込み 80 人

集団栄養指導見込み 120 人

3 感染症対策事業

予防接種法に基づく予防接種は、広域的な疾病の発生防止及び個人の健康の保持増進を図るため、接種率の向上に努めるとともに予防接種による健康被害を未然に防止するため、関係機関との連携を密にする。なお、結核予防については、広報を強化し集団検診の受診率向上に努める。

(1) 結核予防事業

結核の新規患者は全国的には減少傾向だが、世界的にみると日本は結核の中蔓延国と位置付けられている。そうした中、県は新規患者の増減を繰り返しており全国平均に比べると高いため、本町においても引き続き結核への感染予防及び蔓延防止対策を図ることが不可欠である。町民に対しては引き続き正しい知識の普及啓発を行い、BCG 接種の未接種者の減少や集団検診の受診率向上に努める。また、集団検診を希望する事業所に対しても結核検診を実施する。

BCG 接種（7～8 か月児健診と同時実施） 予定接種者数 65 人

結核検診（65 歳以上：肺がん検診と同時実施） 受診予定人数 1,300 人

(2) 緊急風しん抗体検査事業

風しんに係る公的接種を受ける機会がなかった昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までの間に生まれた男性を対象に、当初令和元年度から 3 カ年計画により、風しん抗体検査を実施した。令和 4 年度からはさらに 3 年間事業の期間が延長されており、引き続き、対象者へクーポン券の発行を行い、医療機関等で抗体検査を受けられるよう体制整備を行う。実施にあたっては、「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金」を活用する。

また、受検者数が伸び悩んでいる状況であるため、年 2 回の個別勧奨を行う。集団健診の際にも受検できるように健診機関と調整を行い、受検者を増やすよう努める。

受検（抗体検査）見込み者数 200 人

(3) 予防接種法による定期予防接種

広域的な疾病の発生防止及び個人の健康の保持増進を図るため、予防接種の正しい知識の普及を行い接種率の向上に努める。未接種者への対策としては、各種健診（特に3歳児健診時）や育児相談時に接種歴を確認し、接種スケジュール等についての指導を行い、希望者が積極的に接種できるよう支援する。

また、4種混合については、令和5年度から定期予防接種の対象年齢が生後2か月以上に拡大される予定であり、子宮頸がんについては、これまで任意接種扱いとなっていた9価ワクチンが定期接種化へと改正される予定であることから、病院の予防接種による健康被害を未然に防止するため、関係機関との連携を密にする。

| 種 別 ・ 区 分 | 予定接種者数 (件数) |
|----------------------------|----------------|
| 四種混合（百日咳・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ） | 180 |
| MR（麻しん・風しん） | 140 |
| 風しん | 50 |
| 日本脳炎 | 300 |
| ヒブ | 130 |
| 小児肺炎球菌 | 130 |
| B型肝炎 | 100 |
| 二種混合（破傷風・ジフテリア） | 90 |
| 水痘 | 90 |
| 子宮頸がん | 54 |
| インフルエンザ（高齢者） | 2,600 |
| 高齢者肺炎球菌 | 170 |
| ロタウィルス | 105 |

(4) 小児インフルエンザ対策

ワクチン接種における保護者の経済的負担を軽減させ、子どもたちに公平に予防接種機会を与えることを目的として、小児のインフルエンザワクチンの接種に対し、公費補助を実施する。

対象者は生後6か月～19歳未満（高校3年生相当、生後6か月～13歳未満は2回接種）で、補助額は1回につき1,000円である。

接種見込み者数 800人

(5) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から感染症法上の分類が5類へと移行され、4月以降も特例臨時接種として、接種開始が遅く開始された小児や乳幼児を始め、オミクロン株対応ワクチン未接種者に対するワクチン接種は続く見込みであることから、未接種者への接種を引き続き進める事とする。

また、オミクロン株対応ワクチンの接種が済んだ町民に対しても、秋以降に追加接種としてのワクチン接種が見込まれることから、これまで同様予約システム等を活用し、供給されるワクチンを効率よく接種できるよう、町内医療機関の協力を得ながら進めていく。

また、引き続きワクチンの安全性などの情報提供に努め、希望する町民全てにワクチン接種が完了するよう事業を実施する。

4 保健センターの管理運営

町民の健康増進及び健康管理の推進のための拠点施設として、健康づくり事業、食生活改善推進事業、母子保健事業、介護予防関連事業など、各種事業において保健センターの活用を図る。

また、必要に応じ、施設の補修等をしながら、施設の管理運営を行う。

5 献血事業の推進について

医療需要に応じた血液製剤の安定供給に資するため、町献血推進対策協議会の取組みを主体にして町民に対する普及啓発を推進し、献血者数の増加に努める。

具体的には、国や県の献血推進計画を踏まえ、鹿児島県及び鹿児島県赤十字血液センター等の関係機関が果たす役割を明確にして事業を推進し、例年県が設定する地域ごとに確保すべき血液の目標量を十分満たすことができるよう、広報活動や巡回献血を実施していく。

6 緊急時供血者登録制度の取り組みについて

町内医療機関において、夜間や血液製剤を確保できない緊急時の迅速な対応を図るため、「屋久島町緊急時供血者登録制度」に基づいた名簿を作成し運用している。時間的な猶予が許されない状況下において、輸血用血液の確保を島内で完結することを目的に、屋久島保健所、熊毛地区消防組合及び本事業に賛同する協力団体と連携し、一人でも多くの命を救うため本制度の安定的な運営に努める。

7 口永良部島巡回診療等の取り組みについて

特定診療科の診療機会が少ない口永良部島地域において、疾病の早期発見や治療の促進、更には住民の経済的負担の軽減を図るため、県保健医療福祉課及び県歯科医師会を始めとする関係機関と連携し、専門医の巡回派遣による「特定診療科巡回診療」や「こじか号」による歯科診療を引き続き実施する。

- ・特定診療科巡回診療（皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科） 年1回
- ・こじか号歯科診療 年2回

8 口永良部島における救急搬送等の取り組みについて

口永良部島診療所の常駐が看護師のみであるため、口永良部島地域における緊急時の患者輸送については、口永良部島の定期出張診療を担う栗生診療所医師及び熊毛地区消防組合を始め、永田へき地出張診療所医師又は屋久島徳洲会病院等との連携により対応していく。搬送手段としては、県ドクターヘリ、県消防防災ヘリ及び海上保安庁ヘリの運用が選択肢となるが、状況に応じて口永良部島出張所、町総務課にも協力を求め対応することとする。

また、ヘリ搬送を行うに至らない急病人等に対しては、渡船による緊急搬送の費用補助を活用し、経済的負担の軽減を図ることとする。

9 地域医療懇話会について

本町の保健医療に携わる医師及び関係機関（町、保健所）の協議をする場を設けることで、情報共有を図り、地域医療の在り方について協議していく。

10 私的二次救急医療機関補助事業

町民等が疾病又は負傷により緊急の対応を要する場合において、救急車を要請した際の適時適切な診療が受けられる体制を確保することを目的として、私的二次救急医療機関の搬送傷病者受入れに対し補助金を交付する。

- ・補助額 搬送傷病者の受入れ1件につき1万3千円（特別交付税対象）

11 国民年金

国民年金の業務は、主に日本年金機構で行われているが、加入・届出などの窓口業務は市町村に委任されている。加入手続きの漏れをなくし、口座振替・クレジット納付の前納推進に取り組む。給付手続きについては、住民の福祉の増進を図ることを基本とし、法令等に基づき正確迅速な対応に努める。

業務の協力・連携については、鹿児島北年金事務所及び福岡広域事務センターと連携を図り、計画に基づき納付勧奨件数や相談件数を増やすよう努める。

保険料免除制度、前納制度、クレジット納付制度について、広く周知し無年金者の減少に努め、コロナの影響で控えていた長期未納者や外国人加入者への訪問等を実施する。

○介護保険事業に係る一般会計計上分

1 低所得者保険料軽減対策事業

公費を投入し、介護保険法に基づく所得段階の第1段階（第1段階：住民税非課税世帯で前年度合計所得と課税年金収入の合算額80万円以下の人）の低所得者介護保険料の軽減を実施する。国費（負担率50%）、県費（負担率25%）は、一般会計にて受け入れ、町分（負担率25%）を加えて介護保険事業特別会計へ繰り出す。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 国庫支出金 | 17,000千円 |
| (2) 県支出金 | 8,500千円 |

2 介護保険利用者負担対策事業

- | | |
|----------|-------|
| (1) 県支出金 | 315千円 |
|----------|-------|

訪問介護サービスの介護報酬については、「離島等における特別加算」が加算されるため、均衡を図る目的で自己負担が1割軽減される。そのうち利用者負担対策として1/2を町が事業所へ補助する。この町負担の3/4分を県が町に補助するものである。

- | | |
|-----|-------|
| 事業費 | 420千円 |
|-----|-------|

3 地域デビューでポイントアップ！元気度アップ！推進事業

(1) 県支出金 710 千円

高齢者を含む任意のグループが主体的に行なう互助活動に対しポイントを付与し、商品券へ交換する事業である。

| | | |
|------------|-----|------|
| ①商品券に対する経費 | 県補助 | 100% |
| ②市町村事務経費 | 県補助 | 50% |

4 地域包括支援センター費

要支援1・2の高齢者に対する介護予防支援事業実施にかかる経費である。

| | |
|------|----------|
| 事業費 | 8,390 千円 |
| 介護報酬 | 4,164 千円 |

【 生活環境課 】

生活環境課は、水道・ごみ処理・し尿処理・生活排水処理・火葬業務等、町民が安全に安心して衛生的な生活を送ることが出来るよう、日々の暮らしを守ることを目的とした課である。令和5年度の本課の事業は、上記の目的を遂行するため、所管する施設が適正に稼働するよう維持管理に取り組むなど、以下の事業を実施する。

1 火葬場事業 4. 1. 7

屋久島町斎場では、本年度もこれまで以上に住民サービス向上を心がけていく。高齢化が進み増加する火葬件数に対応し、法に基づき円滑な業務遂行を図る。また、火葬場周辺の環境整備、施設内の緑化など維持管理に努める。

なお、同施設は運用開始から10年を超え、施設機器類等の故障が頻発していることから、更なる点検・整備に努める。

【歳入】

| | |
|-----------|---------|
| 火葬場使用料 | 1,800千円 |
| 残骨処理手数料 | 126千円 |
| 雑入（社会保険等） | 328千円 |

【歳出】

| | |
|-----------------|---------|
| 会計年度任用職員給料及び手当等 | 8,104千円 |
| 共済費等（会計年度任用職員） | 1,697千円 |
| 消耗品費 | 350千円 |
| 光熱水費 | 2,392千円 |
| 修繕費（資外） | 2,270千円 |
| 燃料費 | 1,395千円 |
| 手数料（浄化槽検査） | 7千円 |
| 電気保安全管理委託 | 372千円 |
| 消防設備点検委託 | 43千円 |
| 浄化槽保守点検維持管理委託 | 85千円 |
| 機械機器保守管理委託 | 220千円 |
| 研修・講習等負担金（刈払機等） | 39千円 |

2 不快害虫等蔓延防止対策事業 4. 1. 11

住民の生活に多大な被害を及ぼしているヤンバルトサカヤスデの蔓延を防止するため、駆除作業及び環境整備を実施する。また、ヤンバルトサカヤスデ対策検討委員会を開催し、各地区の発生状況等について情報の共有を図るとともに、駆除方法や蔓延防止対策についての検討を行う。さらに、不快害虫の発生地区が主体となり蔓延防止対策を実施する場合は、交付金を交付することによりその活動を支援する。

ガジュマル等の樹木に多大な被害を与えているオキナワイチモンジハムシについても駆除作業を実施する。また、ヤクシカの里地への生息拡大によるヤマビル駆除対策についても地区の要請に応じ、薬剤散布や配布を行い、蔓延防止に努める。

【歳出】

| | |
|---------------------|---------|
| 会計年度任用職員給与及び手当等 | 3,134千円 |
| 共済費等（会計年度任用職員） | 678千円 |
| 対策委員会会議費（委員謝金・費用弁償） | 77千円 |
| 消耗品費（駆除薬剤費等） | 1,692千円 |
| 燃料費 | 224千円 |
| 不快害虫等蔓延防止対策事業業務委託 | 4,592千円 |
| ヤンバルトサカヤスデ蔓延防止対策交付金 | 90千円 |

3 生活衛生事業 4. 1. 1 2**(1) 町内の墓地、納骨堂の経営許可及びその他生活衛生に関する事務**

町内の墓地、納骨堂の経営許可及び埋葬等が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるよう取り組む。

また、災害発生時の床上、床下浸水個所の消毒について、早急な対策に取り組み、感染症の発生を予防し、蔓延防止に努める。

【歳入】

| | |
|-----------------|------|
| 権限移譲交付金（墓地、化製場） | 40千円 |
|-----------------|------|

【歳出】

| | |
|-----------------|-------|
| 普通旅費 | 18千円 |
| 消耗品費（薬剤等） | 25千円 |
| 修繕料（動力噴霧機） | 30千円 |
| 通信運搬費（航送料） | 14千円 |
| 使用料及び賃借料（船舶借上料） | 88千円 |
| 霊柩輸送費助成金 | 372千円 |

(2) 犬の登録及び狂犬病予防注射の実施

狂犬病は治療法が確立されていないため、発症すると人も犬もほぼ100%死亡する極めて恐ろしい病気である。狂犬病予防法により生後91日以上の子犬は登録と予防注射が義務付けられていることから予防注射、登録の徹底に努め、且つ、年2回の集合注射の機会を設け広報による周知や動物病院との連携により接種率の向上を図る。

【歳入】

| | |
|---------------|-------|
| 畜犬登録手数料 | 60千円 |
| 狂犬病予防注射済交付手数料 | 235千円 |

【歳出】

| | |
|---------------|-------|
| 医師謝金及び旅費 | 19千円 |
| 消耗品費（予防注射済票等） | 125千円 |
| 通信運搬費（予防注射通知） | 73千円 |

(3) 放浪犬対策・適正飼養等の推進

町内巡回や集落等の協力を得ながら放浪犬の実態を把握し、保健所と連携して減少に努める。また捕獲の際、飼い主の早期発見のため首輪への鑑札及び注射済票の装着を徹底させ、狂犬病予防法に基づく飼主の義務について周知及び指導を行う。また、犬猫の飼い主の社会的な責任について啓発を図り、周辺環境への配慮に基づいた適正飼養、みだりな繁殖の防止、終生飼養等を推進するとともに、無責任な餌やりの防止等についても、保健所と連携し啓発

に努める。

(4) 飼い主のいない猫不妊去勢手術補助事業の実施

近年各集落内で猫に関する住民トラブルや苦情等が多数発生している。その問題を解消するため地域住民による TNR 活動（T：捕獲し，N：不妊去勢手術の実行，R：元の場所に戻す）が行われている。猫による生活環境上の支障の防止や被害等の低減を図るため、飼い主のいない猫に TNR の取組を実施する地域団体等に対し、その不妊去勢手術費用の一部を補助することにより活動を支援する。

【歳入】

| | |
|------|--------|
| 県補助金 | 150 千円 |
|------|--------|

【歳出】

| | |
|------------|----------|
| 消耗品費（捕獲器等） | 130 千円 |
| 不妊去勢手術補助金 | 2,500 千円 |

4 廃棄物対策事業 4. 2. 1

屋久島クリーンサポートセンターでの可燃ごみ、資源ごみ等の再資源化及び中間処理により、屋久島町の資源循環型社会の構築を目指し、廃棄物処理にかかる取組みを強化する。

また、町内における不法投棄物の監視を徹底し、抑制に努め、旧焼却場の整備を含め、環境保全対策の強化を図る。

(1) 一般廃棄物処理対策事業

循環型社会構築に向け、平成 28 年度から細分化している紙類、プラスチック・ビニール類の分別排出を促進し、ごみの発生抑制・減量化に努める。

町内の一般廃棄物の収集及び運搬計画については、第 10 期分別収集計画により分別収集を徹底し処理に努める。

住民サービスを基本に、屋久島における一般廃棄物の収集体系を整備し、今後も新たな分別収集やステーション回収及び新規設置等に取り組む。また、環境美化推進員を配置し、区とも連携を取りながら周知・啓発を行う。更に、町民の要望に対しても分別収集体制を基本に検討や改善を図る。

(2) 旧焼却場整理事業

旧宮之浦・尾之間ごみ焼却場にストックしてある各種ごみを処理するため、分別作業を行い、屋久島クリーンサポートセンターへ運搬して適正な処理に努める。

また、金属類の搬出作業や粗大ごみ類の破碎とともに空きビン等、これまで保管していたごみの処理に必要な設備の設置や旧施設の整理作業を計画的に実施する。

(3) 不法投棄対策事業

屋久島地区廃棄物不法処理防止連絡会議（屋久島町・屋久島保健所・屋久島警察署・産業廃棄物協会熊毛支部）4 関係機関を中心に、不法投棄監視パトロールの体制強化を図る。

また、一般廃棄物の不法投棄、産業廃棄物の不適正保管や野焼きなどの不法処理についても連携して調査を行い、廃棄物処理に対するモラルの向上や法令順守の徹底に向けた指導体制の構築を図る。

(4) 使用済自動車等海上輸送費補助事業

使用済自動車の再資源化に関する法律（自動車リサイクル法）による使用済自動車の処理を適正に行うため、使用済自動車の本土への海上輸送について、(財)自動車リサイクル促進センターの「離島対策支援事業協力出捐金」制度を有効活用し、海上輸送に係る経費の8割を助成する。

また、自動車関連事業者の協力のもと、町民に対しても処理方法の周知・啓発を行い不適正管理状態の使用済自動車の島外搬出を促進する。

(5) 生ごみ堆肥化事業

家庭から排出される生ごみの処理については堆肥化を積極的に進め、地域内で循環するリサイクルシステムを構築することで、住民が参画する資源循環型社会の形成、地球温暖化防止対策等、世界自然遺産の島にふさわしい環境づくりに取り組む。

また、口永良部島においては、収集した生ごみを処理施設まで搬入することが困難なため、家庭用コンポストの普及に向けた取組みを推進し、コンポスト購入に要した費用の一部を助成して堆肥化を図る。

(6) 口永良部島し尿処理事業

口永良部島で収集するし尿及び汚泥は、島内処理が不可能であり、屋久島クリーンセンターで処理する必要があるが、生活に必要な町民負担の均衡を図るとともに口永良部島における生活衛生の保持及び公共水域の環境保全に資するため、口永良部島から屋久島までのし尿輸送に係る経費を負担する。

(7) 廃食用油再資源化事業

家庭及び事業所から排出される廃食用油については、直営で収集を行い、有価物として島外業者に売却する。

(8) 小型焼却炉管理事業

平成24年度に地域振興推進事業を活用し、旧宮之浦焼却場敷地内に設置した小型焼却炉において、山岳携帯トイレ等の処理に努める。

(9) 廃家電海上輸送費補助事業

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく特定家庭用機器廃棄物の処理を適正に行うため、屋久島から鹿児島市にある指定取引所までの海上輸送経費に係る負担額の一部を助成する。

(10) 公害対策事業

屋久島電工株式会社の操業に係る環境への影響対策は、環境保全協定に基づき自主規制で取り組まれているが、その効果を検証するため、町内3箇所において、二酸化硫黄の測定調査を継続し、住民生活への影響を調査する。

(11) 海岸漂着物地域対策事業

本町は台風シーズンや冬の季節風の強い時期に大陸からの漂着ごみが多く、海岸における良好な景観及び環境の保全に悪影響を及ぼしているため、海岸漂着物地域対策推進事業費補助金を導入し、重要海岸を定めて委託業者または各集落による回収・分別・運搬処理を実施する。

(12) 廃棄物減量等推進審議会の開催

ごみの減量化・リサイクルに取り組みやすい環境づくりの在り方について町長より諮問を受け、廃棄物減量等推進審議会を開催する。(委員 14 名)

引き続き今年度も拠点回収の見直しやリサイクル市の開催について審議を行う。

(13) リユース品回収事業

令和 4 年度までは実証実験として行ってきたリユース品の回収事業を継続する事業として実施する。家庭にある不要な物を持ち込んでいただき、必要な方がいれば譲渡、そうでない物についてはリサイクル事業者による資源循環を行い、ごみの減量化に努める。

【歳入】

| | |
|-------------------------|-----------|
| 一般廃棄物処理手数料 (指定ごみ袋等) | 33,972 千円 |
| 一般廃棄物処理業許可手数料 | 9 千円 |
| 海岸漂着物地域対策事業 (国費) | 4,050 千円 |
| 使用済自動車リサイクル出捐金 (635 台分) | 7,724 千円 |
| 家電リサイクル離島対策事業協力金 | 2,759 千円 |
| 有価物売払収入 (廃食用油) | 225 千円 |

【歳出】

| | |
|--|-----------|
| 廃棄物減量等推進審議会委員報酬・費用弁償 | 177 千円 |
| 会計年度任用職員給料及び手当等 (ごみ袋管理配達等業務) | 2,488 千円 |
| 共済費等 (会計年度任用職員) | 503 千円 |
| 環境美化推進員委員活動等謝金 | 1,334 千円 |
| 普通旅費 | 179 千円 |
| 費用弁償 | 54 千円 |
| 消耗品費 (指定ごみ袋・分別収集関係) | 18,444 千円 |
| 光熱水費 | 339 千円 |
| 修繕料 (資外) | 530 千円 |
| 印刷製本費 (ごみ収集券) | 570 千円 |
| 燃料費 | 350 千円 |
| 通信運搬費 | 2,197 千円 |
| 手数料 (廃棄物処分費・事務手数料) | 756 千円 |
| 指定ごみ袋交付手数料 | 3,784 千円 |
| 自賠責保険料 | 24 千円 |
| 硫黄酸化物測定業務委託 | 238 千円 |
| 空き缶処理業務委託 | 5,614 千円 |
| 生ごみ処理業務委託 | 27,973 千円 |
| 旧焼却場整理業務委託料 | 21,031 千円 |
| ごみ収集業務委託 | 80,924 千円 |
| 海岸漂着物地域対策事業委託 | 3,800 千円 |
| 小型焼却炉作業業務委託 | 330 千円 |
| リユース品回収事業委託 | 259 千円 |
| 重機借上げ料 | 360 千円 |
| 使用済自動車海上輸送費補助金 (635 台分) | 7,725 千円 |
| 家電リサイクル離島対策協力補助金 | 2,760 千円 |
| (エアコン 304 台 テレビ 333 台 冷凍冷蔵庫 306 台 洗濯機 311 台) | |

| | |
|----------------|----------|
| コンポスト購入費補助金 | 20 千円 |
| 口永良部島し尿収集運搬助成金 | 1,012 千円 |
| 環境保全対策交付金 | 4,524 千円 |
| 公課費 | 26 千円 |

5 ごみ処理施設管理事業 4. 2. 2

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律及び屋久島町ごみ処理施設条例に基づき、ごみ処理施設（屋久島クリーンサポートセンター）において一般廃棄物の処理及び資源ごみの分別回収を行う。新しく生成された炭化物は売却を行い、再資源化物（尾之間旧焼却場保管炭化物、プラスチックビニール類・紙類、飛灰、異物、廃乾電池、廃蛍光管）については、業者と協働して再資源化を行い、町内外での有効利用を推進する。

ごみ処理施設は、効率的で安全安定的な管理運営を目指すとともに、資源ごみの再資源化による歳入の確保とランニングコストの節減に努め、施設の充実を図り施設周辺の環境美化に努める。

また、各施設及び旧焼却場の環境調査の実施、排出ガス、放流水や地下水等のダイオキシン類濃度等の測定や、搬入されるごみ組成調査を行う。

小中学校や婦人会、老人クラブ等、各種団体の視察研修を積極的に受け入れ、ごみ処理施設の概要や処理方法等の説明を行い、住民への更なるごみ分別の啓発に努め、廃棄物の適正処理に努める。

【歳入】

| | |
|---------------|----------|
| ごみ処理施設直接搬入手数料 | 613 千円 |
| 有価物売払収入 | 1,905 千円 |
| 自動販売機電気料 | 20 千円 |
| 遺失物拾得金 | 1 千円 |

【歳出】

| | |
|---------------------------|------------|
| 普通旅費 | 505 千円 |
| 機械・機器等消耗品費 | 11,974 千円 |
| 光熱水費 | 69,600 千円 |
| 炭化炉・リサイクル設備修繕料 | 36,000 千円 |
| 燃料費 | 10,486 千円 |
| 通信運搬費 | 1,045 千円 |
| 手数料 | 1,642 千円 |
| 保険料 | 18 千円 |
| 浄化槽保守点検維持管理委託 | 239 千円 |
| 町有施設管理委託（屋久島クリーンサポートセンター） | 129,994 千円 |
| 紙類・プラスチック類再資源化委託 | 4,675 千円 |
| 炭化物再資源化委託 | 11,825 千円 |
| 容器リサイクル法処理委託 | 120 千円 |
| 環境調査委託 | 4,147 千円 |
| 一般廃棄物分別業務委託 | 2,515 千円 |
| 飛灰処分委託 | 4,950 千円 |
| 廃乾電池処分委託 | 2,217 千円 |
| 廃蛍光管処分委託 | 990 千円 |

| | |
|------------------|---------|
| 有償廃棄物再資源化委託 | 7,002千円 |
| 磁性物・異物中間処理施設 | 6,864千円 |
| 車両借上料 | 58千円 |
| 重機借上料 | 375千円 |
| 備品購入費（エアコン更新） | 500千円 |
| 一般廃棄物処理負担金（倉敷市） | 8千円 |
| 県下ごみ処理施設連絡協議会負担金 | 5千円 |
| 公課費 | 51千円 |

6 し尿処理施設管理事業 4. 2. 3

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び屋久島町し尿処理施設条例に基づき、し尿処理施設において処理業務を行う。

し尿処理施設は計画処理量 46 kl/日の膜分離高負荷脱窒素処理方式を採用し、河川水と同程度の放流水の水質基準確保にも努めるなど環境に優しい取り組みを進めている中、同施設は24年を経過し施設全般機器類等の耐用年数を超えている状況にある。障害発生による施設停止などの不安要因を最小限にとどめるため、予備品確保と併せて予防保全のための整備を図る。

施設の運転管理については、可能な限り地元業者の活用を図り、経費の削減と併せて技術力の確保に努め、ランニングコストの節減を図り運転効率の向上に努める。

【歳入】

| | |
|---------|---------|
| し尿投入手数料 | 2,100千円 |
| 庁舎等使用料 | 78千円 |

【歳出】

| | |
|-----------------|----------|
| 会計年度任用職員給料及び手当等 | 11,020千円 |
| 共済費等（会計年度任用職員） | 2,288千円 |
| 普通旅費 | 170千円 |
| 消耗品費（薬品等） | 14,700千円 |
| 光熱水費 | 15,798千円 |
| 施設機械・機器修繕料 | 41,200千円 |
| 燃料費 | 9,120千円 |
| 通信運搬費 | 195千円 |
| 手数料 | 716千円 |
| 電気工作物保安管理委託 | 500千円 |
| 自動扉点検整備業務委託 | 600千円 |
| 受入貯留槽清掃業務委託 | 3,930千円 |
| 環境調査委託 | 1,760千円 |
| 焼却灰処分委託 | 4,800千円 |
| 車両借上料 | 14千円 |
| 県し尿処理施設協議会負担金 | 4千円 |

7 合併処理浄化槽設備費補助事業 4. 2. 4

町民の生活環境保全と公衆衛生の向上、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的に、小型合併浄化槽の設置者に対して補助金を交付し、汚水処理普及を推進する。単独浄化槽から小型合併浄化槽へ転換する際には撤去費用（上限9万円）及び宅内配管工事

費（上限 10 万円）に対しても補助をしており、今年度も引き続き単独浄化槽からの転換を促進して普及率の向上を図る。

設置数は 55 基（5 人槽：新築 24 基、新築以外 25 基 7 人槽：新築 1 基、新築以外 1 基 10 人槽：新築 2 基、新築以外 2 基）うち単独浄化槽転換 6 基の補助を計画している。

| 補助金額 | | 単位：千円 | | | | |
|----------------|-------|-------|------|-------|-------|------|
| 区分 | 人槽 | 補助金額 | 財源内訳 | | | |
| | | | 国 | 県 | 町 | 町上乗分 |
| 新 築 | 5 人槽 | 423 | 166 | 0 | 166 | 91 |
| | 7 人槽 | 502 | 207 | 0 | 207 | 88 |
| | 10 人槽 | 647 | 274 | 0 | 274 | 99 |
| 新 築 以 外 | 5 人槽 | 604 | 166 | 83 | 83 | 272 |
| | 7 人槽 | 681 | 207 | 103.5 | 103.5 | 267 |
| | 10 人槽 | 836 | 274 | 137 | 137 | 288 |
| 単独浄化槽撤去費 | | 90 | 45 | 22.5 | 22.5 | 0 |
| 宅内配管工事費(単独槽転換) | | 100 | 50 | 25 | 25 | 0 |

【歳入】

| | |
|---------------|-----------|
| 浄化槽設置整備事業（国庫） | 10,048 千円 |
| 浄化槽設置整備事業（県費） | 2,654 千円 |

【歳出】

| | |
|-----------------|-----------|
| 普通旅費 | 83 千円 |
| 県浄化槽推進市町村協議会負担金 | 35 千円 |
| 小型合併処理浄化槽設置費補助金 | 30,541 千円 |

8 ごみ処理施設整備事業費 4. 2. 5

令和 6 年度末の完成に向けて新たな廃棄物処理施設建設を進める。

今年度は、実施設計完了後に本体工事を進めていくほか、建設完了後の新施設の運営管理を行う事業者を選定するため、発注者支援業務委託を行い、新しい体制づくりの整備も進める。

【歳入】

| | |
|----------------|------------|
| ごみ処理施設整備事業（国庫） | 367,000 千円 |
|----------------|------------|

【歳出】

| | |
|-------------|--------------|
| 旅費 | 1,030 千円 |
| 費用弁償 | 242 千円 |
| 需用費（食糧費） | 60 千円 |
| 工事監理委託 | 65,000 千円 |
| 運営管理発注者支援業務 | 10,000 千円 |
| 車両借上料 | 20 千円 |
| 廃棄物処理施設建設工事 | 1,346,600 千円 |
| 全国都市清掃会議負担金 | 80 千円 |

【 産業振興課 】

本町地域産業の経済活動は、令和2年度から世界的に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の影響により、幅広く大きな打撃を受けた。未だ経済活動の本格的な回復には、時間を要すると考えており、コロナ禍及び今後の with コロナ時代の社会経済に注視したより一層の対策強化が必要である。そこで、感染症により多大な影響を受けた本町産業・経済を回復すべく、講じる施策を充実させることによって疲弊した産業を再度軌道に乗せる新たな戦略を実行し、労働生産性の向上や島内経済の好循環を図る取り組みを行う。

また、地域の特色ある資源を十分に把握し最大限に活用することで、生産者や製造業者等といった関係機関が共通課題を認識し連携することで、本町における地域産業の総合力を高めながら、島内産業の振興に繋がる取り組みを推進する。

(1) 農業費

本町の農業については、高齢化、担い手・後継者不足や遊休農地化等が進んでおり、厳しい状況にある。このことから、屋久島町担い手育成総合支援協議会のもと関係機関・団体と連携のうえ、取り組みを充実させ担い手育成を総合的に推進する。

担い手対策については、集落単位の農業の将来像に向けた話し合いや実質化された人・農地プランにより、更なる担い手への農地集積に現在取り組んでいる。今後は10年後の地域のどの農地を地域の誰が担っていくのかといった現状の人・農地プランをより具体化した地域計画を令和6年度末までに策定することが義務付けられたため、そのための協議を各集落において順次進めていく。遊休農地対策については、多面的機能支払交付金を活用し、組織の共同活動により農地等の保全管理を行っており、今後も活動組織を支援していく。

また、青年就農者の確保に向け、経営発展支援事業・経営開始資金事業、農業次世代人材投資事業及び経営継承・発展支援事業や認定新規就農者制度を活用し、農業を志す人の就農意欲の喚起と就農後の定着へ向けた取り組みを進める。

長年基幹作物として取り組んでいる果樹については、気象災害等の影響や老木化に伴い、生産量の低迷が続いている。老木等の更新や改植に向け、果樹経営支援対策事業の更なる推進や果樹苗木購入に対する補助を実施することで、樹園地の若返り化を図り、栽培面積の維持・拡大に努める。その一環として営農支援センターの硬質プラスチックハウス利用による「ぼんかん」・「たんかん」の大苗育苗の試験や、「パッションフルーツ」の育苗・苗木供給に向けた取り組みを引き続き行う。また、果樹試験園については、農業管理センター等と連携し管理体制を整え、今後の屋久島において新規就農者が参考となるような「たんかん」の栽培試験圃場の整備や、新たな振興作物についての検討のため試験栽培を行う。

輸送費支援については、本年度も「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」や「離島活性化交付金」を活用し、農林水産物の出荷や原材料の輸送にかかる費用の負担軽減を図り、農家所得の増進、農林水産業の振興を図る。

農地の流動化・耕作放棄地解消については、農地中間管理事業を活用し、農地の有効利用（担い手農家への農地集積・集約等）を図りながら、「バレイショ」・「実エンドウ」等の面積拡大に取り組むと共に、「焼酎加工用さつまいも」の基腐病対策のための生産支援事業の実施や「茶」等の更なる振興を図るなど、農家の経営安定と所得向上へ向けて取り組んでいく。また、併せて遊休農地・耕作放棄地解消対策として、飼料価格の高騰による畜産経営への影響を緩和するため、遊休農地・耕作放棄地を活用した「WCS」といった粗飼料の生産向上が図れないか関係機関と協議を進めていく。

環境に優しい農業の推進に向けては、引き続き有機栽培に取り組む農家への支援を行うと共に、農業用廃プラスチック類の適正処理に取り組んでいく。また、「GAP」への取り組みも推進する。

6次産業化への支援策として、直売や農産加工に取り組むための専門的な知識・技術、手法等、事業者のスキルアップを図る。また、特産品加工販売施設の販路拡大を図るため、水産加工施設に急速冷凍機を導入し、付加価値を付けた商品開発を行うことで、特産品の冷凍品販売の増加を図る。さらには、学校給食における地場産物の利用割合増進のため、学校給食の食材としての水産物の活用をより一層推進する。

特殊病害虫対策については、侵入警戒調査を継続し、再侵入の早期発見に努めると共に、発生時の防除を迅速に行うために関係機関の連携を深める。

有害鳥獣による農林業の深刻な被害に対処するため、鳥獣被害防止総合対策事業により、協議会の開催や、新規狩猟者の確保に向けた助成、猟友会が実施する有害鳥獣捕獲等に対する活動補助の強化等、捕獲及び被害防除対策を講じていく。国有林内においても、「屋久島国有林内におけるシカ対策推進協定」に基づき、屋久島森林管理署・屋久島町・上屋久猟友会・屋久町猟友会で連携し、共同で取り組むことにより、捕獲強化及び被害防除対策を実施していく。

防除対策として、サンテ、防鳥ネットの購入に対して補助を行い、被害の軽減を図る。

口永良部島ではヤギの生息数が著しく増加し、農業等に被害を与えていることから、引き続き捕獲を実施する。

畜産については、コロナ禍による一時的な価格の低迷からは抜け出しつつあるものの依然として予断の許さない厳しい価格帯でのセリ状況が続いているが、今後も子牛の商品性を高めるため両町営牧場の有効活用を推進する。近年、飼料費等の経費が値上がり続けていることから、経費節減に向けた経営指導を行い畜産農家所得の向上に努め、また、家畜衛生指導として、関係機関と連携し定期的な農家巡回を行うことで、飼養技術の向上に努めると共に特別導入事業による貸し付けを行い、増頭を推進する。

町有繁殖牛を確保するために、優良雌牛を自家保留すると共に、母牛の計画的更新を図る。

子牛育成センターでは、引き続き農家の子牛（離乳後3ヶ月以降）を預かることにより、農家の労働力を軽減すると共に均一な子牛の生産に努め所得の向上を図る。また、農家の妊娠牛を受け入れることで、農家の牛舎施設の有効利用を図り、飼養管理の省力化により農家の負担軽減に努める。牧場の経営管理対策として、高騰し続けている飼料購入費の削

減及び土地の利活用を図るため、採草地の適正管理を行いながら、自給飼料の確保に努める。

養豚については、生産・育成技術の向上や衛生対策の徹底等を図りながら、安定的な販売に繋がる取り組みを推進する。

| | |
|---------------------------|----------|
| ・農業総務費（46,688千円） | |
| 人件費、施設管理経費、各種協議会負担金 他 | |
| ・農業振興費（52,719千円） | |
| 原材料費（試験園苗木購入） | 600千円 |
| 果樹試験園管理委託 | 960千円 |
| 農業管理センター負担金 | 6,000千円 |
| 産業祭補助 | 2,000千円 |
| 環境保全型農業直接支援対策事業補助金 | 2,367千円 |
| 輸送コスト支援事業補助金 | 32,308千円 |
| 焼酎加工用さつまいも生産支援 | 1,000千円 |
| ・農地費（16,469千円） | |
| 多面的機能支払交付金 | 16,469千円 |
| ・農業後継者対策費（16,592千円） | |
| 経営発展支援事業 | 4,375千円 |
| 経営開始資金事業 | 4,500千円 |
| 農業次世代人材投資資金 | 6,000千円 |
| 経営継承・発展等支援補助金 | 1,000千円 |
| 農林漁業修学研修資金 | 252千円 |
| ・特産品加工販売施設等管理経費（10,304千円） | |
| 光熱水費 | 2,716千円 |
| 修繕料 | 500千円 |
| 備品購入費（水産物販路拡大用急速冷凍） | 6,000千円 |
| ・畜産費（8,237千円） | |
| 人件費、各種協議会負担金他 | |
| ・町営牧場管理運営費（78,912千円） | |
| 飼料費 | 31,416千円 |
| 修繕料（資外） | 2,000千円 |
| 手数料 | 8,026千円 |
| 備品購入費（育成牛5頭、ホイルローダー） | 10,400千円 |
| ・鳥獣被害対策費（42,093千円） | |
| 鳥獣被害対策実践事業補助金（推進・緊急） | 27,520千円 |
| 有害鳥獣捕獲対策事業補助金 | 12,932千円 |
| 有害鳥獣被害防除対策補助金 | 600千円 |

- ・特殊病虫害対策事業費（450 千円）

（2）林業費

林業については、国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された森林環境税を活用し、皆伐地の再造林のための苗木生産補助や、森林整備促進を図るための林道の維持管理費用の一部補助、施業地の現地調査及び測量、除伐作業等の補助、機器購入者へ一部補助等を行う。また、林業に係る各種研修や資格取得等の費用を一部補助することで、林業の担い手の確保を図る。

更に、間伐を促進するための所有者負担分の一部補助や島内産材の活用促進を目的とした住宅建設等に関する補助を行うことで、林業・木材産業の振興を図る。

木育の推進については、令和3年度より創設した新生児への木材製品贈呈事業を契機に、更なる展開を目指し、幼児や小学生を対象とした「木育インストラクター」による普及・啓発事業を実施することで、島内における木育の推進及び島内外に向けての島内産材の普及・販売促進を図る。

間伐材等の島外出荷に取り組んでいるところであるが、内地と比較して輸送にコストが嵩むため、森林所有者への還元が少ない現状である。海上輸送にコストが嵩む離島においては、価格的に有利な販売先の確保やこれらに対応した生産・出荷体制の構築、島内での利益率を高める取り組み等、関係者間での情報共有が重要となる。

このため、間伐材等の安定的な供給体制を確立するため、「屋久島地杉販売プロジェクト」等の推進や林業関係者による各種定例会の開催により、関係機関と連携した取り組みを推進する。

更には、国の海上輸送支援事業を活用した輸送費の補助を行うことで、林業振興を図る。

また、国・県及び町並びに島内林業関係者で構成される「屋久島地域森林整備推進協定」に基づき、民有林・国有林共に連携した間伐等の推進による森林整備を進める。

近年、松くい虫による被害が蔓延している状況を踏まえ、公益的機能の高い松林については、松くい虫の被害を防止するため薬剤の地上散布を実施し、その他の枯れ松については、被害が拡散・拡大しないよう伐倒処理や焼却・埋設処理を実施する。

その他、地域の森林整備の中核的担い手である森林組合については、経営改善計画に基づく健全な組合経営が図られるよう、引き続き指導・助言を行う。

・林業総務費（2,367 千円）

施設管理経費、各種協議会負担金

永田前浜松林保全委託

600 千円※税対応

・林業振興費（153,210 千円）

松くい虫防除委託（地上散布・伐倒処理）

4,600 千円※税対応

木材加工業務委託（新生児への木材製品贈呈事業）

1,200 千円※税対応

森林整備促進事業補助金

10,050 千円※税対応

| | |
|-----------------|--------------|
| 島内産材需要拡大対策事業補助金 | 3,000 千円※税対応 |
| 戦略産品輸送支援補助金 | 106,172 千円 |
| 林業就業者研修補助金 | 200 千円※税対応 |
| 屋久島地杉苗再興推進事業補助金 | 750 千円※税対応 |
| 屋久島町木育推進事業補助金 | 1,500 千円※税対応 |

(3) 水産業費

水産業を取り巻く環境は、資源状況の悪化や漁価の低迷、漁業就業者の減少・高齢化に加え、燃油価格の高騰など厳しい状況が続いている。本町は、周辺海域に県有数の好漁場を有し、恵まれた海域条件にあるが、トビウオ、サバ漁等の地域を代表する水産物の水揚げ量の減少やサメの食害による漁業被害も深刻化している。このような状況の中、漁業の再生、振興を図ることを目的とした、離島漁業再生支援交付金を活用し、漁業の生産性の向上に関する取組みや漁場の再生に関する実践的な取組みへの支援・指導を行っていくほか、県の「水産業復興基本計画」に基づき、持続的、安定的な漁業資源を確保するため、資源の回復と適切な管理、漁場の整備や栽培漁業等の推進を図っていく。また、高齢化や後継者不足による漁業従事者の減少により、漁業の衰退が危ぶまれているため、新規漁業就業者への支援を行い漁業就業者の確保、定着を促進することにより、漁業の再生を図る。

本町の水揚げ量は年々減少傾向にあり、1キロ当たりの単価も殆どの魚種が減少している。瀬物については、鮮魚での取引が主流となっており、付加価値をつけての販売方法を確立する必要があることから、急速冷凍機を導入し、魚の安定供給と安定した価格設定を可能にし、いつでも新鮮な魚が提供できる環境整備を図り、漁業所得の向上に繋げる。また、海上輸送費の支援や流通体制の拡充による鮮魚価格の安定、水産加工品の新商品開発や販売対策に取り組む。

安房漁港の給油タンクが老朽化により使用不可となっているため、種子島周辺漁業対策事業補助金を活用し給油タンクの整備を行い、燃油の安心・安全な貯蔵と設備に係る費用を抑えることで、円滑な漁業運営に繋げると共に漁業者の生産性及び所得向上を図る。

トビウオの日本有数の漁獲地である長崎県平戸市と新上五島町、屋久島町とあごだしの商品を多く手掛けている久原本家グループの4者において「九州あご文化推進委員会」を発足し、公式WEBサイトの立ち上げや福岡市天神ビルでの歳末イベントの実施など九州に伝わるあごの食文化を広げていくための情報発信を行っている。今年度も4者連携し、更なるPR活動を実施していく。また、屋久島漁協との連携も更に強化し、地元水産物の情報発信や漁業振興大会（お魚祭りや料理教室等）を開催し、地元消費の拡大を図る。

- ・水産業総務費（1,139 千円）
 - 各種協議会負担金 他
- ・水産業振興費（67,518 千円）
 - 種子島周辺漁業対策事業補助金 54,653 千円
 - 離島漁業再生支援交付金 11,128 千円

新規漁業就業者支援補助金

1,200 千円

・漁港管理費 (1,513 千円)

漁港施設維持管理経費、負担金等

(4) 商工費

町内の経済活動は、新型コロナウイルス感染症の影響により大きな打撃を受け、未だ本格的な回復には時間を要することが予想され、今後の社会経済の動向を見据えたより一層の対策強化が必要である。これまでに、町内の商工業者支援のため、国の新型コロナウイルス対策交付金を活用した飲食店応援給付金事業や事業支援給付金事業、商工会や鹿児島銀行と連携したプレミアム付き商品券事業を実施し、町内経済の活性化を図った。

本年度についても、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した事業者に対して、商工業安定資金貸付事業や利子補給事業等といった従来の支援策に加え、国の交付金等を活用しながら新たな支援事業に取り組んでいく。

また、様々な経営相談に対応するため、中小企業庁が各県に設置している鹿児島県よろず支援拠点による「よろず相談会」を実施することで、中小事業者の経営相談に対応する。

「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」を活用した雇用機会拡充事業については、創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対する運営支援と町内の雇用機会を拡充する有効な事業として、制度周知を図ると共に費用対効果を含めた適切な執行管理を行う。

消費者対策については、情報化社会の進展による架空請求など様々な取引をめぐる消費者トラブルの未然防止に向け、第一線の相談窓口を担い県消費生活相談センター・弁護士会・警察等と連携しながら取り組みの強化を図る。

・商工総務費 (66,250 千円)

雇用機会拡充事業補助金 25,500 千円

商工会助成金 3,970 千円

商工業振興資金利子補給補助金 2,000 千円

商工業販路拡大助成金 500 千円

イベント運営費補助金 3,500 千円

商工業安定資金貸付金 2,000 千円

屋久杉加工協同組合運営資金貸付金 4,000 千円

・共同店舗施設管理費 (1,476 千円)

光熱水費 205 千円

修繕料 500 千円

・特産品展示館管理費 (1,105 千円)

光熱水費 684 千円

修繕料 200 千円

(5) 労働諸費

失業者の生活の安定と早期就労を支援するため、月2回の資格認定業務を行い、受給者の資格認定業務求職申込の受付、求人票の整理を行い、早期就労を支援する。

雇用保険の受給資格取得（初回認定）等、所要の事務処理について、ハローワーク熊毛と連携し、受給者のニーズに沿ったより効率的な取次業務を行う。

- ・労働諸費（20千円）

【 建設課 】

建設行政の方針

生活の基盤、産業の基盤となる一体的な交通環境づくりと災害に強いまちづくりを進め、住民の財産と安全を守るための施策の実現に努める。

1. 農業施設整備事業

農業の基盤である農道等の整備・維持補修に努める。

① 農業施設整備及び維持補修費

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| ・農道等危険箇所整備工事 | 7,000 千円 |
| ・緊急自然災害防止対策事業 平内排水路 | 5,000 千円 |
| ・緊急自然災害防止対策事業 原排水路 | 14,000 千円 |
| ・農業水路等長寿命化・防災減災事業（一湊） | 30,000 千円 |
| ・農業水路等長寿命化・防災減災事業（叶ゲート） | 6,000 千円 |
| ・農業水路等長寿命化・防災減災事業業務委託（屋久島 GIS 地区） | 6,000 千円 |
| ・農地耕作条件改善事業（尾之間）事業計画作成業務 | 6,000 千円 |

② 県営事業負担金

| | |
|-------------------|-----------|
| ・県営中山間地域総合整備事業負担金 | 30,000 千円 |
| ・県営水利施設整備事業負担金 | 18,375 千円 |
| ・県営用排水施設整備事業負担金 | 10,385 千円 |

③ 補助金・助成金

| | |
|----------------|-----------|
| ・屋久島土地改良区運営補助金 | 15,500 千円 |
| ・畑総償還助成金 | 20,228 千円 |

2. 林道施設整備事業

林業の基盤である林道等の整備・維持補修に努める。

① 林業施設整備及び維持補修費

| | |
|-------------------------|----------|
| ・県単林道工事（萩原線） | 6,000 千円 |
| ・林道屋久島北部線用地測量業務委託 | 2,000 千円 |
| ・維持補修費（修繕料、重機借上料、工事材料費） | 1,731 千円 |

3. 漁港施設整備事業

漁船の安全係留および漁業の基盤整備を充実するため、漁港施設の機能保全と維持補修に努める。

| | |
|------------------------------|-----------|
| ① 漁港の維持管理補修費 | |
| ・海岸老朽化対策事業（栗生） | 10,000 千円 |
| ・機能保全計画策定業務委託（原・麦生・小瀬田・吉田漁港） | 5,000 千円 |
| ・維持補修費（修繕料、工事材料費） | 1,573 千円 |
| ② 県営事業負担金 | |
| ・農山漁村地域整備事業負担金（口永良部漁港・離岸堤） | 8,500 千円 |
| ・県単漁港整備事業負担金（口永良部漁港・防砂堤） | 2,000 千円 |
| ・県単漁港整備事業負担金（口永良部漁港・係船柱他） | 300 千円 |
| ・県単漁港整備事業負担金（一湊漁港・舗装整備） | 800 千円 |
| ③ 水産基盤機能保全事業 | |
| ・水産基盤機能保全事業測量設計業務（栗生漁港） | 15,000 千円 |
| ・矢板補修 | 70,000 千円 |
| ・船揚場 | 15,000 千円 |

4. 道路橋りょう施設整備事業

地域住民の利便性及び安全性を図り、地域経済に寄与する生活基盤の整備と道路環境の維持・補修・美化に努める。

| | |
|---------------------------|-----------|
| ① 社会資本整備総合交付金事業 | |
| ・麦生循環2号線道路改良工事 | 7,000 千円 |
| ・竹山線道路改良工事 | 20,000 千円 |
| ・鯛の川線道路改良工事 | 20,000 千円 |
| ・中通線舗装補修工事 | 15,000 千円 |
| ② 道路メンテナンス事業 | |
| ・稚児見橋橋梁補修工事（一湊吉田線） | 40,000 千円 |
| ・天幸橋橋梁補修工事（白川線） | 5,000 千円 |
| ・稚児見橋橋梁補修設計業務委託（一湊吉田線） | 700 千円 |
| ・安房川橋橋梁補修設計業務委託（安房線・安房川線） | 25,000 千円 |
| ・橋梁長寿命化点検業務委託（27 橋） | 13,000 千円 |
| ・橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託 | 10,000 千円 |
| ・トンネル長寿命化点検業務委託 | 4,000 千円 |
| ③ 町道整備事業 | |
| ・集落内道路整備工事 | 5,000 千円 |
| ・野平線道路整備工事 | 10,000 千円 |
| ・湯泊長瀬戸線道路整備工事 | 10,000 千円 |

| | |
|---------------------------|-----------|
| ・黒石ノ下線道路整備工事 | 15,000 千円 |
| ・道路台帳補正業務委託 | 5,000 千円 |
| ・松峯主要幹線 3 号支線水路整備測量設計業務委託 | 5,000 千円 |
| ・恵比須通線舗装補修工事 | 15,000 千円 |

| | |
|---------------------------------|-----------|
| ④ 地域振興推進事業 | |
| ・燈台線（離合帯設置・側溝整備） | 10,000 千円 |
| ⑤ 特定離島ふるさとおこし事業 | |
| ・ロ永良部島カーブミラー設置・ガードレール工事 | 10,000 千円 |
| ⑥ 道路の施設整備及び維持補修費 | |
| ・町内危険箇所整備工事 | 5,000 千円 |
| ・道路環境整備工事（荒川線・淀川線，だいすき基金） | 20,000 千円 |
| ・維持補修費（修繕料、重機借上料、工事材料費） | 14,964 千円 |
| ⑦ 県営道路事業負担金 | |
| ・地方特定道路整備事業負担金（白谷雲水峡線・屋久島公園安房線） | 14,000 千円 |

5. 河川施設整備事業

河川の氾濫や土砂災害の未然防止に努め、住民の生命財産を守り、安全安心な生活環境を確保するとともに、自然環境に配慮した河川施設整備に努める。

| | |
|---|-----------|
| ① 河川整備事業 | |
| ・緊急自然災害防止対策事業測量設計業務委託（下川・出口川・平川・あさひ川・椎野川・温泉川・白子川） | 35,000 千円 |
| ・栗生地区河川水路改修工事 | 3,500 千円 |
| ② 河川の維持管理補修費 | |
| ・水門等管理委託料（永田川・一湊川・栗生川） | 1,173 千円 |
| ・維持補修費（修繕料、重機借上料） | 2,245 千円 |
| ③ 県営事業負担金 | |
| ・県単砂防事業負担金（土面川） | 1,500 千円 |

6. 港湾施設整備事業

港湾施設の機能保全と維持補修に努める。また、海上交通の要である宮之浦港・安房港の整備を促進し、経済の活性化を図る。

- ① 港湾の施設整備及び維持補修費
 - ・緊急自然災害防止対策工事（楠川港・護岸改修） 20,000 千円
 - ・維持補修費（修繕料、工事材料費） 648 千円

- ② 県営事業負担金
 - ・防災安全社会資本整備交付金事業負担金（宮之浦港・安房港） 21,700 千円
 - ・県単港湾整備事業負担金（宮之浦港・安房港） 10,800 千円

7. 都市計画事業

快適な都市空間をつくり、住民に安らぎと安心を与える街路の整備・維持に努める。

- ① 都市計画関連施設整備及び維持管理費
 - ・宮之浦街路灯整備工事 7,000 千円
 - ・清掃委託料（安房墓地公園） 330 千円

- ② 県営事業負担金
 - ・ふれあいとゆとりの道づくり事業負担金（宮之浦地区） 2,000 千円

8. 危険家屋解体撤去事業

町内の景観及び住環境の向上並びに安心安全を確保する為、危険家屋の撤去を推進する。

- ① 危険家屋解体撤去補助事業
 - ・危険家屋解体撤去補助金 2,100 千円

9. 町営住宅事業

公営住宅等長寿命化計画に基づき、町営住宅の維持・保全と計画的な修繕に努め、公営住宅の効率的かつ円滑な維持管理を図り、ライフサイクルコストの縮減につなげていく。事業の進捗状況等に応じ概ね5年ごとに見直しを行い、住棟毎に、改善、修繕等の活用方法を定め、効率的な事業を実施することで、効果的に長期活用することを目的とする。

町営住宅管理事業

- ・永田団地・原団地防水・外壁改修工事 24,000 千円
- ・半四郎田団地4棟解体工事 30,000 千円
- ・深川団地玄関ドア取替工事（1～3棟24戸） 8,400 千円
- ・維持補修費（修繕料、工事材料費） 11,400 千円

【 地域住民課 】

地域住民課は、永田、宮之浦、安房、尾之間、栗生、口永良部島の6出張所で構成しており、各種証明や申請、受付、税等の収納業務等を行う総合窓口として地域に根差したきめ細やかな行政サービスを行う。さらに各関係課と連携を図りながら、関係法令に基づき、適正かつ丁寧で迅速な対応に努める。

地域間交流の拠点である両総合センター（宮之浦／安房）の維持管理に努め、展示や舞台発表など各種発表の場として活用を図る。また、町民が安心安全に利用できるよう計画的に補修等を行う。

令和5年度の本課にかかる歳入・歳出は次のとおりである。

【歳入】 歳入計 1,181 千円

総務手数料

| | | | |
|----------|--------|-----------|--------|
| 13. 1. 1 | 1. 001 | 総合センター使用料 | 228 千円 |
| | 3. 003 | 行政財産占有料 | 828 千円 |
| 13. 2. 1 | 3. 004 | 船員法事務手数料 | 1 千円 |

雑入

| | | | |
|----------|--------|--------|--------|
| 20. 5. 2 | 1. 019 | 電話使用料 | 2 千円 |
| | 1. 023 | コピー複写代 | 122 千円 |

【歳出】 歳出計 107,332 千円

| | | | |
|----------|-----------|--------------------------|------------|
| 2. 1. 8 | 宮之浦出張所費 | | 80,610 千円 |
| | | ※地域住民課職員の職員人件費関係は、この目で支出 | |
| 2. 1. 9 | 尾之間出張所費 | | 5,007 千円 |
| 2. 1. 10 | 安房出張所費 | | 689 千円 |
| 2. 1. 11 | 栗生出張所費 | | 226 千円 |
| 2. 1. 12 | 永田出張所費 | | 2,836 千円 |
| 2. 1. 13 | 口永良部島出張所費 | | 1,634 千円 |
| 2. 1. 16 | 総合センター管理費 | | 16,330 千円 |
| | | ※離島開発総合センター事業 | (8,321 千円) |
| | | ※安房総合センター事業 | (8,009 千円) |

【 会計課 】

事務の概要については、地方自治法の規定により予算の調製及び執行、財産の取得・管理及び処分等の事務は町長が処理し、現金・物品等の出納及び保管、並びに決算の調製等の事務は会計管理者が処理することになっている。

これは、予算執行等の事務とこれに伴う現金及び物品等の出納・保管管理事務を分離し町長と会計管理者が相互に牽制をしつつ一定の秩序をもってその機能を果たすことにより会計事務の公正を確保しようとするものである。

今後も町の財政及び事務事業の健全化及び効率化を図るよう努めていく。

1 会計事務について

- ・現金の出納及び保管
- ・現金の記録・管理
- ・支出負担行為及び支出
- ・決算を調製して町長に提出

2 指定金融機関及び収納代理金融機関について

- ・指定金融機関 種子屋久農業協同組合
- ・収納代理金融機関 株式会社 鹿児島銀行
株式会社 南日本銀行
株式会社 ゆうちょ銀行
九州信用漁業協同組合連合会

3 資金管理について

健全な財政運営を図るためには事前の資金管理が必要である。

そのために、毎月月末までに翌月の歳入歳出計画予定表を各課・事務局より提出させ資金の把握に努めている。概ね 100 万円を超える金額を報告し資金の管理に努めている。

4 例月出納検査について

地方自治法に基づき毎月（原則 10 日）実施する。

検査の方法は通帳・証書残高（現金残高）と会計処理済台帳並びに監査委員が指定する検査調書との照合を行う。併せて財務に関する事務の適法性や効率化の検証を行うため伝票の審査を実施する。

5 公文書等廃棄業務について

町文書事務取扱規程により公文書等の保存期間を把握し文書等の処分を実施する。

●主な支出 旅 費 32 千円 委託料 495 千円

6 基金の運用について

運用については、これまで普通預金や定期預金を管理し利息で収入を得ているが、今後は経済情勢を鑑み各種債券等を購入し資金の運用を図りたい。

【 議会事務局 】

議会事務局は、地方自治法第 138 条第 2 項により設置され、本町における行財政全般に係る意思決定機関である議会の権能が十分に発揮できるよう、各種法令及び会議規則を遵守した議会運営に関する事務、議員共済事務等の議会に関する全ての事務を総務課及び県町村議会議長会と連携を図り運営する。

令和 5 年度の事業計画は、例年どおり、定例会及び臨時会の開会、常任委員会及び特別委員会の運営等の他、郡議長会研修、議員大会等への参加を予定している。

また、より住民要望を反映する議会機能の活性化に向け、町民及び各種団体との意見交換会の実施、議会だよりの発行等充実を図る。

1 議会等の開催について

(1) 定例会・臨時会の開催

屋久島町議会の定例会の回数を定める条例及び屋久島町議会の定例会の期月を定める規則により、3月、6月、9月及び12月の計4回の定例会を開催する。

議会事務局においては、主に、議事日程作成等運営に係る事務、一般質問の集約、請願・陳情整理表の作成、委員会審査にかかる諸事務処理を行う。

臨時会は、必要があるとき、特定の事件に限り、その事件を審議するために招集される議会である。

●主な支出（費用弁償） 出会旅費 377 千円

(2) 議会運営委員会の開催

議会の円滑かつ効率的な運営のために置かれる委員会であり、定例会においては開会 5 日前までに、臨時会においては必要に応じて開会前までに議会運営委員会を開催する。

委員定数は 7 名。

●主な支出（費用弁償） 出会旅費 39 千円

(3) 常任委員会について

本議会は委員会主義を採用しており、その部門に属する事務の調査及び議案、請願陳情等の審査を行うため、総務文教常任委員会(定数 8 名)、と産業厚生常任委員会(定数 8 名)のいずれかの委員会に全議員が所属している。

●主な支出（費用弁償） 口永良部島現地調査 207 千円
（普通旅費：事務局分） 口永良部島現地調査 26 千円

(4) 特別委員会について

前年度の各会計歳入歳出決算が議会に提出された時には、その認定審査を行うため「決算審査特別委員会」（例年委員は 9 月定例会で決定）を設置する。

また、令和 3 年度に「屋久島町交通対策調査特別委員会」（8 名）及び「屋久島町の交通の安全性と利便性向上対策調査特別委員会」（7 名）を設置し、令和 4 年度では運輸業者や関係機関と意見交換を行ってきた。令和 5 年度も継続して調査研究を行う。

令和 4 年度には全議員で構成する「屋久島町議会議員定数等調査特別委員会」を設置し、令和 5 年 9 月をめぐりに次回の町議選の議員定数について結論を出す。

| | |
|---------------------------------|--------|
| ●主な支出（費用弁償）決算審査特別委員会（口永良部島現地調査） | 104 千円 |
| （通信運搬費）車両航送代（決算審査口永良部島調査） | 32 千円 |
| （普通旅費：事務局分）決算審査特別委員会（口永良部島） | 13 千円 |

(5) 広報委員会について

議会広報委員会は、議会の公開原則及び議員活動を周知するために、議員により設置された委員会(委員4名、任期：R5.9.30)であり、定例会ごとに「屋久島町議会だより」を発行している。

なお、委員会運営に要する費用等は議員の会費により賄われているが、議会だよりの印刷製本については、ページの単価による見積りによる随意契約を行い支出する。

また、広報委員は県町村議会議長会主催の広報研修会に参加し、製作等に関する技術を学ぶこととしている。

| | |
|------------------------|----------|
| ●主な支出（印刷製本費）議会だより発行×4回 | 1,100 千円 |
| （費用弁償）議会広報研修会 | 124 千円 |

(6) 全員協議会の開催

全員協議会では、円滑な議会運営のための意見調整のほか、議会に事件提案される前に議会の意向を町政に反映させるための協議、また、事務事業等の進捗状況等の情報共有を図るために開催する。費用についてはできるだけ他の会議と併せて開催し、支出の節減を図っている。

| | |
|-----------------|-------|
| ●主な支出（費用弁償）出会旅費 | 86 千円 |
|-----------------|-------|

(7) 議会活動に関する費用

議員報酬については、毎月22日を基準に支給する。なお、議員期末手当と議員共済組合負担金については、手当率、負担金率が前年度より減少したことから、それぞれ減額となっている。

| | |
|-------------|-----------|
| ●主な支出（報酬） | 45,252 千円 |
| （議員期末手当） | 13,482 千円 |
| （議員共済組合負担金） | 14,151 千円 |

2 鹿児島県町村議会議長会について

鹿児島県町村議会議長会は、県下24町村議会で組織し、事務局を自治会館内に置き、議員を対象にした研修会の企画、議会事務処理の適正化を確保するための調査研究、町村の懸案事項解決に向けた政務事務、町村議会議員共済・県市町村総合事務組合業務のうち市町村非常勤職員公務災害補償・新団体補償制度の事務を行っている。本町事務局は、本会の会員として議会活動の活性化のための研修会等への参加や各種調査の対応、議員の福祉の充実のために連携を図っている。

なお、共済事務については全国町村議会議長会が一元化して行っている。

| | |
|--------------------|----------|
| ●主な支出（負担金・補助及び交付金） | |
| 県町村議長会負担金 | 1,310 千円 |
| 県離島振興議長会負担金 | 50 千円 |
| 全国離島振興議長会負担金 | 50 千円 |
| （費用弁償） | |
| 全国議長会・県議長会・離島議長会関係 | 251 千円 |

| | |
|-------------------------------|----------|
| 議員研修会 | 1,005 千円 |
| 議長・副議長研修（全国・県） （普通旅費：事務局分） | 302 千円 |
| 県議長会・離島議長会関係 | 151 千円 |
| 事務局長研修 | 31 千円 |
| 一般職員研修 | 62 千円 |

3 熊毛郡町議会議長会について

熊毛郡町議会議長会は熊毛郡内3町議会の連絡協調を図り、議会の円滑な運営と各町の振興発展に寄与することを目的に活動する。

| | |
|---------------------------|-------|
| ●主な支出（負担金・補助及び交付金）郡議長会負担金 | 30 千円 |
| （費用弁償）郡議長会臨時総会 | 31 千円 |
| （普通旅費：事務局分）郡議長会定期・臨時総会 | 62 千円 |
| 事務局職員研修 | 93 千円 |

4 種子島屋久島議会議員大会

1市3町が抱える当面の諸課題等の共有と、その対応を審議するために開催している。また、大会で採択された事項については、県の関係機関や県議会に対しての要望活動を実施する。昨年度は4年ぶりに南種子町で開催された（日帰り）。

なお、令和5年度は西之表市での開催（1泊2日）予定である。

| | |
|---------------------|--------|
| ●主な支出（費用弁償）種子屋久議員大会 | 380 千円 |
| 要望活動 | 31 千円 |
| （普通旅費：事務局分）種子屋久議員大会 | 72 千円 |
| 要望活動 | 31 千円 |

5 会議録の調製について

会議録は、定例会及び臨時会における本会議の音声データ反訳及び50部の印刷製本を委託する。契約相手については、1時間あたりの単価による競争見積りにより決定する。

定例会における委員会記録については、音声認識システムによる変換及び事務局職員による修正によって作成し、各常任委員長の確認の上、事務局において保管する。

| | |
|-------------------|--------|
| ●主な支出（委託料）議事録作成委託 | 799 千円 |
|-------------------|--------|

6 議長及び議会選出議員の公務費用

必要に応じて県政説明会、関東屋久島会、熊毛植樹祭などへ出席する。

| | |
|--------------------|--------|
| ●主な支出（費用弁償）県政説明会ほか | 246 千円 |
| （交際費） | 33 千円 |

7 議会報告会（町民との意見交換会）の開催について

議会は、議会報告会を開催し、町民に対し議会の説明責任を果たすとともに、町民の意見を聴取して議会運営の改善を図るよう努める。

| | |
|----------------------|--------|
| ●主な支出（費用弁償）屋久島内（8か所） | 60 千円 |
| ○永良部島（1か所 1泊） | 207 千円 |
| （会場使用料）9か所分 | 21 千円 |
| （普通旅費：事務局分）口永良部島 | 13 千円 |

8 議場及び委員会室の音響・映像機器について

議場及び委員会室の音響・映像機器について、保守点検等を実施する。

| | |
|-------------------------|----------|
| ●主な支出（委託料）議場・委員会室機器保守委託 | 1,320 千円 |
| 音声認識システム利用料 | 1,056 千円 |

【 選挙管理委員会事務局 】

選挙の適切な管理執行を基本とし、以下のとおり計画している。

1 選挙管理委員会

以下の業務に係る執行経費として、10,875千円を予算計上している。

(1) 定例会の開催（毎月1回）

委員報酬 委員長 月額 44,600円

委員（3名） 月額 31,600円

(2) 臨時会の開催（選挙時等必要に応じて開催）

(3) 選挙人名簿の定時登録事務 年4回（6月・9月・12月・3月）

(4) 選挙人名簿の選挙時登録事務（選挙ごと）

(5) 検察審査員候補者の選定事務 毎年1回（9月）

(6) 裁判員候補者の選定事務 毎年1回（9月）

(7) 鹿児島県選挙管理委員会連合会総会・研修会、選管連熊毛支会総会（5月開催予定）、 選管連熊毛支会委員・職員研修会（2月開催予定）

(8) その他報告関係事務等

2 選挙啓発

以下の業務に係る執行経費として、563千円を予算計上している。

(1) 町明るい選挙推進協議会総会の開催（5月開催予定）

(2) 県明るい選挙推進協議会熊毛支会総会への参加（5月開催予定：鹿児島市）

(3) 明推協熊毛支会指導者研修会への参加（11月開催予定：南種子町）

(4) 選挙啓発活動

常時啓発活動として、屋久島高校（3年生は18歳新有権者）を対象とした出前授業を始め、中学校生徒会役員選挙（10月予定）に投票記載台と投票箱の貸出、「20歳の集い」参加者へのリーフレット配布などを実施している。また、今年度は八幡小と一湊小での出前授業を予定している。

その他、選挙時啓発活動として、啓発ビラ配りを実施予定

(5) 選挙啓発冊子「しろばら」の全戸配布（1月実施予定）

3 鹿児島県議会議員選挙

令和5年3月31日告示、4月9日投開票日（繰上投票は4月6日）。準備経費の一部は前年度予算で執行し、今年度執行経費として、7,624千円を予算計上している。

4 屋久島町長選挙

令和5年11月10日任期満了による屋久島町長選挙執行予定日を令和5年10月29日に定めている。

執行経費として10,466千円を予算計上している。

【 監査委員事務局 】

監査委員の業務については、町の財政に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行について、各法令の規定に基づき監査・検査・審査を行い、その結果、必要があるときは意見を添えて報告及び公表することになっている。

監査委員事務局は、監査委員の業務が、円滑かつ適正に行われるよう、情報の提供、資料の収集、助言等、補助・補佐する機関として設置されているところである。

本町における財政状況は、更に厳しい状況に推移していくことが予測される状況であり、その状況の健全化を図るためには、歳入面にあっては、確実な自主財源の確保、歳出面にあっては、徹底した無駄の排除、経費の削減に努めるべきであり、このことは職員各位が認識し、不断の努力が必要であると、これまでの監査等の都度報告してきたところである。

したがって、その取組を促す監査効果を発揮するため、各種テーマの随時監査で補完を予定し、本町の財務に関する事務の執行が地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に則って行われているかどうか特に意を用い、監査等を行うことに必要な業務経費及び事務局の運営経費を予算計上している。

なお、それぞれの監査等においては、過去に実施した同様の監査等において指摘した点や、意見を付した件についての改善・検討状況等のフォローアップを併せて行うことで、監査委員による監査等が一過性のものに終わることなく、町の財政及び事務事業の健全化に資するよう努めていく。

1 監査委員について

監査委員は屋久島町監査委員条例第2条の規定により2名が選出されている。識見を有する者から選任される委員は、平成23年12月26日に選任され、令和元年12月26日から3期目の任期に入っている（1期4年）。議会議員から選出される監査委員は、令和3年10月1日に選出されている。

報酬については、屋久島町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、月額報酬を支給する。

識見監査委員 令和元年12月26日～令和5年12月25日

議選監査委員 令和3年10月1日～令和7年9月30日

●主な支出（監査委員報酬）×2名 1,317千円

2 例月出納検査について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、検査基準日を前月末とする例月出納検査を

令和6年2月開催予定

| | |
|----------------------|-------|
| ●主な支出（費用弁償）県監査協議会研修会 | 124千円 |
| （負担金） 県監査協議会 | 63千円 |
| （普通旅費：事務局分）県監査協議会研修会 | 62千円 |

7 熊毛郡監査委員協議会会員としての活動

熊毛郡監査委員協議会は、熊毛郡内の監査委員で組織されており、熊毛管内の情勢に則した監査等実務の情報交換を行う組織となっている。

なお、本協議会の事務局については熊毛3町が2年ごとに受け持つことになっており、令和5～6年度は本町が事務局となる。

(1) 定期総会

令和5年7月開催予定（県研修会に併せて開催）

(2) 研修会

年1回開催予定

| | |
|----------------------|------|
| ●主な支出（費用弁償）郡監査協議会研修会 | 62千円 |
| （負担金） 郡監査協議会 | 20千円 |
| （普通旅費：事務局分）郡監査協議会研修会 | 31千円 |

8 全国町村監査委員研修会及び永年勤続表彰式

毎年10月ごろに開催される本会については、全国の町村監査委員及び補助職員が一堂に集い、監査委員制度に精通した専門員から監査委員を取り巻く現状、監査委員制度の機能充実、監査委員体制の強化等について講演がなされ、これらを参考に各町村監査委員の業務に反映しているところである。

これに併せて、長年にわたり監査業務に携わってきた監査委員、補助職員の表彰がされている。

熊毛郡監査委員協議会では、これに2年に1回参加することの申合せを行っており、令和5年度は参加する予定としている。

| | |
|----------------------|-------|
| ●主な支出（費用弁償）郡監査協議会研修会 | 200千円 |
| （普通旅費：事務局分）郡監査協議会研修会 | 100千円 |

【 農業委員会事務局 】

I. 事業方針

農業委員会組織は「農業委員会等に関する法律」の改正を踏まえ、従来からの法令業務に加えて、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農や新規参入の促進といった「農地利用の最適化の推進」のための取組みと目に見える成果が求められている。

更に、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部改正に伴い、農地利用の集積・集約化の一層の促進に向けて、農業委員会に対して、「農地所有者等の意向把握」、「集落での話し合い」等農地利用の最適化の取組みの明確化・重点化が求められている。

本会ではこうした情勢を踏まえ、農業委員会活動の実践と農地行政の適正執行に取り組むため、以下のとおり積極的な事業推進を図っていく。

1. 農地等の利用の最適化の推進活動の展開

(農地等の利用の最適化の推進)

農業委員及び農地利用最適化推進委員は、農地等の利用の最適化の推進を図るため、以下の「現場活動」を展開する。

また、令和7年3月までに目指すべき将来の農地利用の姿を明確化させるための地域計画を作成する必要があるため、目標地図作成へ向けた地域での話し合い活動等の取り組みを行う。

●鹿兒島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検～農業委員・推進委員「1・5・一絵」活動の展開～に基づく農家へのアンケート調査の実施。戸別訪問や調査などによる農地の出し手や受け手への意向確認を踏まえた担い手に対する農地のあっせんを進める。

●農地の出し手に対する「農地中間管理事業」の活用促進

●遊休農地の発生防止・解消に向けた農地利用状況調査、農地利用意向調査の実施

●農地のあっせんや農地所有者等との調整活動を通じて、既存の担い手だけでなく、新規就農者や企業等の参入支援を図っていく

●関係機関との協議を行い、地域計画策定に向けたモデル地域を選定する。

2. 情報提供・広報活動の強化

農業委員会活動や業務を広く周知するとともに、地域における課題や農政に関する町民からの提案及び農業者の意向把握などの情報活動の推進に努める。

また、活動の透明化を確保するため、月10日を目標に最適化活動の具体的な実施状況を記録簿に記録し、活動状況を点検・評価した上で、公表する。

●町の広報誌やホームページを活用した農業委員会活動の情報提供

●全国農業新聞の普及拡大

3. 農政・研修活動の実施

地域の農業の発展及び行動する農業委員会づくりのため、農政活動及び研修活動の充実に努める。

- 関係機関及び団体との連携強化
- 農作業労働賃金等に関する調査

【 教育総務課 】

< 基本方針 >

本町教育振興計画の基本目標である【あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり】を目指し、「第3期屋久島町教育振興基本計画」に基づく諸施策を展開する。

人権教育・同和教育・道徳教育に基づいた『思いやりに満ちた豊かな心と健康な体を育む教育』を基盤としながら、『自然と歴史と人に学ぶ教育活動の推進』、『地域とともにある学校運営の推進』、『自ら学び・共に高め合い・広め合う生涯学習の推進』に努める。

また、新型コロナウイルス感染対策については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」、「マスク着用の考え方の見直しについて」に基づき適切に対処していく。

教育行政の責任執行機関である教育委員会と、その構成員である教育委員が地域住民の意思を反映し、その期待に応え、自らの責任を十分に果たせられるよう、引き続き自己研鑽に努める。

また、町長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、本町教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進していくことを目的としている、屋久島町総合教育会議に積極的に参加する。

学校教育においては、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく育成することを通して、「自分のふるさとを大切に、ふるさとで生きる子供」、「知識だけではなく知恵を身に付けた子供」、「人権感覚と自尊感情を持った子供」、「危機管理ができる子供」、「人生設計ができる子供」を育て、発達の段階に応じた選択や判断ができ、持続可能な社会の創り手となる人づくりに努める。

学習指導要領の着実な実施に努め、「個に応じた指導」の充実を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を進め、子供たちに「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力」を育む。

また、世界自然遺産の島ならではの「屋久島型E S D（持続発展教育）」を継続しながらSDGs目標等に発展させる取組を進め、さらに子供たちが安心・安全に学べるように、いじめ防止対策や不登校対策を強化する。

そのため、各種研修会を実施し教職員の資質向上を図り、「子供の姿に結果を出す」教職員を育成するとともに、学校、家庭、地域の連携を強化し、地域とともにある活力ある学校づくりを推進する。学校づくりには、引き続き学校における働き方改革を進め、安全・安心な学習環境づくりに努め、老朽化した学校施設機能の改善や長寿命化を図る。また、国の学校施設のICT環境整備方針等を踏まえ、学校におけるICT環境の整備と積極的な活用を進める。

学校給食においては、安心・安全な食の提供を実施するために最大の注意を払いながら、心身ともに成長発達段階にある子供たちに栄養バランスのとれた給食を提供し、健康の増進体位の向上を図るとともに食に関する正しい理解と望ましい習慣を養い心豊かな学校生活と食育の推進を図る。

主な事務事業は次のとおり。

1 教育委員会費（予算額 2,192千円）

定例並びに臨時教育委員会において、本町教育行政の諸計画・施策等の策定、関係機関施設の管理運営等についての議決をはじめ、当面する教育課題等についての協議、情報提供及び意見交換並びに学校訪問や行事参観等を通して本町教育行政の推進に資するとともに、「屋久島町教育大綱」に沿った町長部局との連携により教育行政の充実を図る。

さらに学校経営説明会及び報告会を開催し、学校長から直接学校経営や概況について説明を受け、学校の経営状況等を把握する。

また、地域住民の意思を反映し、その期待に応えるための自らの責任を十分果たせるよう、研修会等へ積極的に参加し、教育委員としての資質の向上を図る。

| | |
|--------------|---------|
| ・教育委員報酬 | 1,517千円 |
| ・委員会費用弁償及び旅費 | 663千円 |
| ・負担金補助及び交付金 | 12千円 |

2 事務局費（予算額 120,464千円）

(1) 教育支援委員会

特別な支援が必要な幼児及び児童生徒に対し、適正な就学判断と継続支援を行うため、教育支援委員会を年5回開催する。

| | |
|----------|-------------------------|
| ・事業費【歳出】 | 250千円（報酬98千円・費用弁償152千円） |
|----------|-------------------------|

(2) 人材派遣事業

本町在住の中学生・高校生を海外に派遣し、外国の歴史や文化、生活に直接触れさせることで国際的視野の拡大を図るとともに、本町の国際化促進に寄与できる心豊かなたくましい人間の育成を図る。

| | |
|----------|--------------|
| ・事業費【歳出】 | 3,496千円（補助金） |
| ・派遣人員 | 中学生・高校生 5名以内 |

(3) 地域ぐるみ学校安全体制推進事業（スクールガードリーダー配置事業）

スクールガードリーダーを北部地区1名、南部地区1名を配置し、子どもの登下校時や学校等の巡回による防犯対策を行う。また、スクールガード（安全ボランティア）との連携や指導等を通して、その取組を支援する。

| | |
|----------|-----------------------------|
| ・事業費【歳入】 | 289千円（県補助金 地域ぐるみ学校安全体制推進事業） |
| 【歳出】 | 435千円（報償費等） |

(4) スクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）の配置・派遣

SCは、学校における児童生徒の心のケア、教職員・保護者の相談等に対応するため、専門的な立場からの指導・助言を行う。SSWは、問題行動等に対応する校内支援体制の構築や支援の在り方のアドバイス、関係機関等との連携強化を図る。

| | |
|----------|-----------------------------|
| ・事業費【歳出】 | 1,108千円（報償費760千円・費用弁償348千円） |
|----------|-----------------------------|

(5) いじめ問題防止対策

いじめ防止等に関する機関及び団体の連携、いじめ防止の実効的対策、重大事態発生時における対処を図る。

| | |
|----------|-----------------------|
| ・事業費【歳出】 | 74千円（報酬49千円・費用弁償25千円） |
|----------|-----------------------|

(6) 小中学校情報教育環境整備（教職員校務用端末機）

学校教職員の業務効率化のための、全校全教職員向け校務用パソコン機器のリース経費。

| | |
|----------|-------------------|
| ・事業費【歳出】 | 9,165千円（使用料及び賃借料） |
|----------|-------------------|

(7) 養護教諭の配置

金岳小・中学校の学級減により、養護教諭が配置されない場合に備え、町費で養護教諭を採用・配置し、児童生徒の健康・安全面の管理・保健指導等を行う。

| | |
|----------|-----------------|
| ・事業費【歳出】 | 4,006千円（報酬他人件費） |
|----------|-----------------|

3 教育振興経費（予算額 213,274千円）

(1) 外国青年招致事業（英語助手）

プログラムコーディネーターとして外国青年等2名を任用し、小学校英語教科に対応し国際性豊かな児童生徒の育成のための国際理解、異文化理解学習の推進に努めるとともに、小学校及び中学校における外国語授業会話の補助、教員に対する現職研修への協力等を通して、児童生徒のコミュニケーション能力の向上を図る。

| | |
|----------|--|
| ・事業費【歳出】 | 6,633千円（2人報酬5,500千円・共済費978千円・費用弁償155千円） |
| | 919千円（ALT公用車経費240千円・旅費186千円・国際化協会負担金493千円） |

(2) 学校用務員の配置

学校の環境の整備ならびにその他学校が必要な用務に従事する学校用務員12名を配置する。

- ・事業費【歳出】 23,172千円（10人 報酬15,243千円・手当等3,762千円・共済費4,167千円
費用弁償686千円）
9,822千円（2人 公共施設管理公社委託料）

(3) 特別支援教育支援事業

小・中学校において教育上特別の支援を必要とする児童生徒（広汎性発達障害、知的障害、自閉症、情緒障害、LD、ADHD等の疑いのある児童生徒）に対して、学校生活の介助及び学習活動上のサポート等適切な教育を行うため、12校2施設に合計25名（内1名は中種子養護学校高等部屋久島支援室、施設は北部及び南部教育支援センター）の支援員を配置する。

- ・事業費【歳出】 34,334千円（報酬26,102千円・手当等5,079千円・共済費1,366千円・
費用弁償1,787千円）
 - ・配置校等 宮浦小・一湊小・永田小・小瀬田小・栗生小・八幡小・神山小・安房小
中央中・岳南中・安房中・中種子養護学校高等部・北部及び南部教育支援センター

(4) 学校司書補の配置

学校図書等の整理、児童生徒への対応、図書室環境整備、利用統計、読書啓発活動等の学習支援のため、学校司書補4名を配置する。

- ・事業費【歳出】 9,419千円（報酬5,887千円・手当等1,191千円・共済費1,693千円・
費用弁償648千円）

(5) 部活動指導員派遣事業

専門的な技術指導力を備えた地域の指導者を3中学校の4運動部活動に派遣し、競技の技術向上を図り、運動部活動を支援するとともに、教員の負担軽減に繋げる。

- ・事業費【歳入】 1,408千円（県補助金 部活動指導員派遣推進費）
【歳出】 2,543千円（報償費2,535千円・役務費8千円）

(6) 教職員健康診断・教職員ストレスチェック診断事業

学校保健法及び労働安全衛生法に基づき、学校教育の円滑な実施に資するため、教職員の健康診断及びストレスチェックを実施し、治療の勧告やその他保健上必要な助言を行い、健康管理と保健指導に努める。

- ・事業費【歳出】 686千円（役務費686千円）

(7) スクールバス委託事業及び高校通学バス委託事業

遠距離通学をしている児童生徒及び高校生の交通の安全確保を図るため、スクールバス等の運行に必要な事業を実施する。

- ・事業費【歳入】 5,440千円（高校通学バス分担金）
【歳出】 97,702千円
 - ・南部小中学校通学バス委託料 34,210千円
 - ・北部小中学校通学バス委託料 29,942千円
 - ・屋久島高校通学バス委託料 33,550千円

(8) 自然体験学習事業

郷土教育の視点から、児童生徒が郷土の自然に対する体験的な学習を通して、郷土についての理解を深め郷土愛と自然を守る豊かな心を育むことを目的に、教育環境の整備や実践活動の推進を図る。

- ・事業費【歳出】 1,500千円（バス車両借上料）

(9) 山海留学事業

地元児童と留学児童の相互作用により教育効果の向上と振興を期し、あわせて校区の活性化と発展を図るため、永田小（かめんこ留学）、栗生小（まんてん留学）、八幡小（じょうもん留学）、一湊小（黒潮留学）、金岳小中（南海ひょうたん島留学）において山海留学事業を実施する。

- ・事業費【歳入】 3,240千円（国補助金 離島活性化交付金）
3,332千円（県補助金 特定離島ふるさとおこし推進事業費）
- 【歳出】 13,235千円
 - ・南海ひょうたん島留学委託料 4,080千円
 - ・かめんこ留学委託料 1,200千円
 - ・まんてん留学委託料 480千円
 - ・じょうもん留学委託料 3,120千円
 - ・屋久島黒潮留学委託料 2,400千円
 - ・山海留学実施委員会運営委託料 1,000千円（5地区）
 - ・その他山海留学事務費 955千円（報償費・旅費・需用費・印刷製本費・役務費）

(10) 特別支援学校在籍児童生徒教育扶助事業

本町の児童生徒が島外の特別支援学校等に在籍したとき、保護者の定期的訪問に必要な旅費の一部を扶助することにより、対象世帯の負担軽減を図る。

- ・事業費【歳出】 1,021千円（扶助費）

(11) ESD（持続発展教育）推進事業

世界自然遺産や伝統文化等を素材とした学習を通して、体験活動と地域の人とのつながりから「学び、考え、行動する力」と「自尊感情」を高めることを目的として、屋久島らしい特色ある教育を推進する。

- ・事業費【歳出】 250千円（印刷製本費100千円・推進事業費150千円）

(12) 統合型校務支援システム運用事業

令和2年度に導入した校務支援システムの安定稼働により、教職員に係る事務負担を軽減し働き方改革の推進に努め、さらに教育委員会及び各学校間の連携充実を図る。

- ・事業費【歳出】 555千円（保守業務委託料）

(13) 離島高校生修学支援金交付事業

へき地教育振興法等に基づき、離島高校生修学支援費が設けられたことに伴い、高校が設置されていない金岳中学校卒業者の高校進学（2名）に対する保護者の負担軽減を図る。

- ・事業費【歳入】 605千円（国補助金 離島高校生修学支援費）
- 【歳出】 1,212千円（補助金）

(14) 教育支援センター事業

不登校の状態にある児童及び生徒を対象として、北部・南部地区にそれぞれ1箇所教育支援センターを設置し、児童・生徒の自立を促し集団生活への適応力の向上を図り、在籍する学校への復帰を支援する。

- ・事業費【歳出】 488千円（人件費を除く維持経費）

(15) 学校災害共済事業

全児童生徒等が学校管理下での不慮の事故等による怪我や疾病に備え、災害共済給付制度に加入する。

- ・事業費【歳入】 1,642千円（保護者負担金442千円・スポーツ振興センター給付金1,200千円）
- 【歳出】 2,182千円（スポーツ振興センター負担金982千円・保護者給付費1,200千円）

4 教職員住宅事業費（予算額 9,915千円）

小・中学校に勤務する教職員が安心して職務に専念できるように、教職員住宅の住居環境の整備を図る。また、教職員住宅の修繕等を行う。

- ・事業費【歳入】 21,601千円（教職員住宅貸付収入）
- 【歳出】 9,915千円
- ・修繕料 5,000千円

5 小学校学校管理費（学校配分予算額 20,024千円）

学校の円滑な運営及び活力ある学校の創造的経営を図るため、各小学校へ管理費を配分する。

6 小学校学校管理費（事務局費予算額 178,179千円）

(1) 就学時健康診断事業

学校保健法に基づき、就学前の健康診断を通して、健康で安心して就学するための手立てと必要な助言・指導の機会とする。

・事業費 234千円（報償費186千円・費用弁償18千円・消耗品費30千円）

(2) 児童各種健康診断事業

学校保健法に基づき、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱により、児童の健康診断を実施し、心身の健全な発達や健康の保持増進に努め、学校教育の充実を図る。

・事業費【歳入】 65千円（国補助金 心臓検診費）

【歳出】 2,974千円

| | |
|----------------|---------|
| ・学校医、歯科医、薬剤師報酬 | 1,751千円 |
| ・眼科検診委託料 | 419千円 |
| ・心臓検診委託料 | 212千円 |
| ・耳鼻咽喉科検診委託料 | 419千円 |
| ・尿検査委託料 | 173千円 |

(3) 小学校施設等整備事業

学校施設等の老朽化に対処するため、補修及び改修等を行い、児童が安心して学ぶための施設整備を図るとともに、学校教材、学校備品の充実を図り、教育環境の充実に努める。

・事業費【歳出】 142,420千円

| | |
|----------------|----------|
| ・教材、備品購入費 | 11,170千円 |
| ・遊具設置費 | 28,000千円 |
| ・施設修繕費 | 4,500千円 |
| ・永田小屋根改修工事 | 25,000千円 |
| ・神山小防災機能強化改修工事 | 73,000千円 |
| ・小瀬田小図書室空調機更新 | 500千円 |

7 小学校教育振興費（学校配分予算額 2,006千円）

特別支援学級を設置している学校への支援を通し、支援の必要な児童一人一人のニーズに応じてきめ細やかな特別支援教育を推進する。

・特別支援学級設置校 宮浦小・一湊小・小瀬田小・栗生小・八幡小・神山小・安房小

8 小学校教育振興費（事務局費予算額 28,780千円）

(1) 遠距離通学支援

遠距離通学をしている栗生小児童の安全確保を図るため、バス定期券の交付を行う。

・事業費【歳出】 363千円（役務費）

(2) 特別支援教育就学奨励費及び就学援助事業

特別支援学級に在籍する児童及び要保護準要保護児童の保護者の経済的負担の軽減を図り、義務教育の円滑な実施に資する。

・事業費【歳入】 525千円（国補助金 特別支援就学奨励費）

【歳出】 6,866千円

| | |
|------------|---------|
| ・学用品費・給食費等 | 5,440千円 |
| ・医療費 | 200千円 |
| ・特別支援教育 | 1,051千円 |
| ・校外活動費 | 175千円 |

(3) 高度へき地修学旅行費補助事業

日常生活で直接経験できない自然や異文化に触れることで、広く豊かな心の醸成を育み、集団生活の楽しさや学校における教育活動をさらに充実させるとともに、保護者の経済的負担の軽減を図る。

・事業費【歳入】 245千円（国補助金 高度へき地修学旅行費）

【歳出】 1,748千円

(4) 小中学校情報教育環境整備

小学校の情報教育のための児童用ICT機器のリース経費

・事業費【歳出】 6,709千円

9 中学校学校管理費（学校配分予算額 11,078千円）

学校の円滑な運営及び活力ある学校の創造的経営を図るため、各中学校へ管理費を配分する。

10 中学校学校管理費（事務局費予算額 37,241千円）

(1) 生徒各種健康検診事業

学校保健法に基づき、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱により、児童の健康診断を実施し、心身の健全な発達や健康の保持増進に努め、学校教育の充実を図る。

・事業費【歳入】 69千円（国補助金 心臓検診費）

【歳出】 1,447千円

| | |
|----------------|-------|
| ・学校医・歯科医・薬剤師報酬 | 847千円 |
| ・眼科検診委託料 | 143千円 |
| ・心臓検診委託料 | 221千円 |
| ・尿検査委託料 | 93千円 |
| ・耳鼻咽喉科検診委託料 | 143千円 |

(2) 中学校施設等整備事業

学校施設等の老朽化に対処するため、補修及び改修等を行い、児童が安心して学ぶための施設整備を図るとともに、学校教材、学校備品の充実を図り、教育環境の充実に努める。

・事業費 20,624千円

| | |
|-------------------|---------|
| ・教材・備品購入費 | 7,424千円 |
| ・施設修繕費 | 2,000千円 |
| ・岳南中グラウンドフェンス改修 | 8,000千円 |
| ・中央中・安房中特別教室空調機設置 | 3,200千円 |

11 中学校教育振興費（学校配分予算額 380千円）

特別支援学級設置校に対し支援することで、生徒一人一人が自己の存在感を認識するとともに相互の存在価値を認め合う、心身共にたくましい生徒の育成に努める。

・特別支援学級設置校 中央中・岳南中・安房中

12 中学校教育振興費（事務局費予算額 22,376千円）

(1) 遠距離通学支援

教育支援センターに通所している生徒の安全確保を図るため、バス定期券の交付を行う。

・事業費【歳出】 55千円（役務費）

(2) 特別支援教育就学奨励費及び就学援助事業

特別支援学級に在籍する生徒及び要保護準要保護生徒の保護者の経済的負担を軽減するため援助することにより義務教育の円滑な実施に資する。

・事業費【歳入】 249千円（国補助金 特別支援就学奨励費）

【歳出】 7,129千円

| | |
|------------|---------|
| ・学用品費・給食費等 | 6,344千円 |
| ・医療費 | 100千円 |
| ・特別支援教育 | 452千円 |
| ・校外活動費 | 112千円 |
| ・体育実技用具費 | 121千円 |

(3) 高度へき地修学旅行費補助事業

日常生活で直接経験できない自然や文化に触れ、広く豊かな経験をして学校における教育

活動を充実・発展させるとともに集団生活の楽しさを味わわせる。また、保護者の経済的負担の軽減を図る。

- ・事業費【歳入】 1,039千円（国補助金 高度へき地修学旅行費）
- 【歳出】 5,435千円

(4) 中学校体育連盟補助及び県体等出場補助事業

中学校体育連盟主催の大会及び県体育大会等に出場する生徒に対し、競技力の向上・体力の向上及び心身の調和的発達を図るため参加補助を行う。

- ・事業費【歳出】 4,065千円
 - ・中学校体育連盟補助 1,000千円
 - ・県体等出場補助 3,065千円

(5) 小中学校情報教育環境整備

中学校の情報教育のための生徒用ICT機器のリース経費

- ・事業費【歳出】 4,143千円

13 幼稚園費（予算額 19,866千円）

幼児の発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実を図る。また、預かり保育を実施し、保護者の就労、子育てを支援する。

- ・事業費【歳入】 450千円（預かり保育料）
- 【歳出】 2,455千円
 - ・学校歯科医、薬剤師報酬 146千円
 - ・園児預かり保育指導員報酬 454千円
 - ・教材、管理備品購入費 324千円
 - ・幼児教育無償化副食費免除負担金 394千円
 - ・管理費（人件費を除く） 1,137千円

14 学校給食費（予算額 135,015千円）

(1) 給食実施体制

各調理場においては、栄養教諭の指導のもと、調理員は毎日行うミーティングで作業手順等の共通理解と連携を図りながら安心・安全な給食づくりに努め、調理場において調理員や配送員が不足する事態が生じるときは、人員の確保や調理場間での応援調整を行い業務に支障が生じない体制を整備する。

また、金岳小中学校共同調理場の体制整備のため、会計年度任用職員の栄養士を引き続き配置する。（常勤地は学校給食センター）

- ・事業費【歳出】 76,789千円
 - ・給食調理業務人員等の配置 66,941千円
学校給食センター13人、東部調理場7人、西部調理場5人、金岳調理場4人
（各調理場調理員、事務兼配送員、臨時・代替等含む）
 - ・調理業務委託 9,848千円
屋久公共施設等振興管理公社（東部調理場1人・西部調理場2人）

(2) 学校給食運営委員会等の開催

学校給食の円滑な運営を推進し給食の資質向上を図るため、調理場ごとに学校給食運営委員会を開催し、給食の実施計画や給食費会計等の審議を行う。

また、各学校の給食担当者を交えた給食担当者会や、栄養教諭による給食業務合同打合せ会を開催し、意見交換をしながらより効果的な給食の提供に努める。

- ・事業費【歳出】 107千円
 - ・学校給食運営委員会（調理場ごとに開催）年1回
 - ・学校給食担当者会（学期ごとに開催）年3回
 - ・給食業務合同打合せ会（学期ごとに開催）年3回

(3) 献立及び調理【学校給食事業の維持経費等】

食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、子ども達の食生活の乱れや肥満増加、過度の痩身などの問題が指摘されるなか、不足しがちな栄養素の摂取を補助し、栄養バランスのとれた望ましい食習慣を支援するとともに献立表、食育だより等を発行し家庭や地域へ向け、食に関する情報を発信する。

また、調理従事者の衛生管理を徹底し、食材と作業手順の確認を十分に行うとともに、食物アレルギーに対応するため、対象者への除去食等の調理手順等についても再確認し、安心・安全な給食の提供に努める。

製パン工場での共同パン加工については、給食センターはもとより東部及び西部調理場の献立に合わせたパンの提供に努める。

| | | |
|----------|----------|------------|
| ・事業費【歳入】 | 1,100千円 | (パン米飯加工収入) |
| 【歳出】 | 21,698千円 | |
| ・給食センター | 10,776千円 | |
| ・東部調理場 | 4,892千円 | |
| ・西部調理場 | 4,114千円 | |
| ・金岳調理場 | 1,916千円 | |

(4) 衛生管理

近年の食中毒は、ウイルス性のものが多く季節を選ばず発生する状況にあるため、学校給食衛生管理基準を遵守し調理作業等を徹底するとともに、各種研修会等にも積極的に参加し調理従事者の資質向上に努める。

また、年間を通して調理場内の細菌検査や害虫等の駆除を行うとともに、調理従事者の健康診断等を行い、食中毒の発生防止と健康管理に努める。

| | | |
|-------------------|---------|--|
| ・事業費【歳出】 | 2,486千円 | |
| ・給食センター関係衛生研修会等 | 199千円 | |
| ・便細菌検査(検便) 毎月2回実施 | 464千円 | |
| ・調理従事者健康診断(年1回) | 98千円 | |
| ・衛生保守管理業務委託 | 1,725千円 | |
| 細菌検査年11回及び定期防除年3回 | | |

(5) 給食費補助金

児童生徒の健全育成と子育て支援を推進するため、小学生と中学生を対象に、給食の食材費に対して補助を行う。令和5年度より第2子以降の児童生徒に対しては、無償化とし保護者の給食費の負担軽減に更に努める。

| | | |
|----------|-----------------------------------|--|
| ・事業費【歳出】 | 22,910千円 | |
| ・補助単価 | 小学生一人あたり月額1,350円、中学生一人あたり月額1,600円 | |
| 給食費月額 | 小学生 4,500円、中学生 5,500円 | |
| 保護者負担額 | 小学生 3,150円、中学生 3,900円 | |

(6) 児童生徒の食に関する指導推進

日常生活における食事について、正しい理解と望ましい食習慣を身につけ、食を通じて食文化や地域を理解することができる生きた教材として活用されるよう各種の資料提供に努める。

また、栄養教諭による学校訪問指導や給食週間での各学校の活動と連携した取組みを行い、献立表や給食便り等により保護者へ食に対する啓発に努める。

(7) 施設・設備等の整備

給食施設及び設備の経年劣化による修繕や調理機器等の更新を行い、施設内の衛生管理と作業効率の向上を図る。

| | | |
|-------------------|----------|--|
| ・事業費【歳出】 | 10,822千円 | |
| ・給食センター配送車(2t車) | 7,000千円 | |
| ・給食センター配送用コンテナ購入費 | 1,260千円 | |
| ・東部調理場フライヤー購入費 | 1,300千円 | |
| ・東部調理場エアカーテン購入費 | 500千円 | |

- ・西部調理場水切り台付シンク購入費 262千円
- ・西部調理場エアカーテン購入費 500千円

(8) 地産地消の取組

新鮮で安全安心な食材として地元産の農林水産物を活用し、地域の生産者や関係機関と連携し地元食材を積極的に学校給食に取り入れ、食育の推進と地産地消に取り組む。

【 社会教育課 】

< 基本方針 >

本町教育振興計画の基本目標である【あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり】を目指し、「第3期屋久島町教育振興基本計画」に基づく諸施策を展開する。

人権教育・同和教育・道徳教育に基づいた『思いやりで満ちた豊かな心と健康な体を育む教育』を基盤としながら、『自然と歴史と人に学ぶ教育活動の推進』、『地域とともにある学校運営の推進』、『自ら学び・共に高め合い・広め合う生涯学習の推進』に努める。

社会教育においては、町民一人一人が生涯にわたって自己の目標や理想の実現に向かって学び続けることができ、また繋がりや支え合いなど、豊かに生活するための地域社会づくりや絆づくりを目指し、学習機会の情報提供や指導者の育成・確保、社会教育施設の維持など生涯学習基盤づくりに努める。

町立図書館の図書館システムの本格運用を再契機として、町民の読書意欲の向上に繋げるとともに図書館の生涯学習拠点化を継続して進める。また、体験を主とした青少年団体の活動、成人団体や文化団体の自主的活動、各地域における特色ある公民館活動等は、それぞれの課題点も見出しながら情報提供等に務め好事例活動として町内に拡充し、健康づくりや生涯スポーツの観点から各種スポーツ・レクリエーション活動の推進に努める。

特にスポーツ・レクリエーション事業及び文化事業では、3カ年に渡り中止を余儀なくされた各種大会等の実施を切望し、町民活躍の場、町民融和の場、町民が楽しめる場の再開やその支援に取り組む。

文化財事業では、郷土に残る貴重な文化財の適切な管理に務め、町民の関心に応える活用のための事業を進める。また、埋蔵文化財を初めとする開発事業等との協議や調査など年次的な取組によりその調整を図る。

令和5年に延期となった特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体OWS競技」が、いよいよ本年9月に本町において開催されるが、日本水泳連盟・鹿児島県・鹿児島市・町内協力団体との多くの連携や協力を得ながら、大会を成功に導くため、事務局体制の強化と大会実施体制の構築を行い、開催地としての責務を果たす。

1 社会教育総務費（予算額 71,691千円）

(1) 社会教育諸条件の整備、充実

社会教育諸条件の整備と活用の充実を図る。

・事業費 2,812千円

- ・社会教育指導員の配置 (給料 1,802千円、手当等 428千円、共済費 329千円)
- ・社会教育委員会議の開催 (報酬 98千円、費用弁償 26千円)
- ・社会教育委員の県・地区研修会への参加 (費用弁償 45千円)
- ・青少年育成町民会議及び青少年問題協議会の開催 (報酬 187千円、費用弁償 44千円)
- ・社会教育関係職員の研修 (旅費 40千円)
- ・町報を活用した「教育委員会だより」の紙面充実

(2) 人権同和教育の促進

同和問題をはじめとする様々な人権課題についての研修に取り組み、差別を許さない気風を構築し、誰もが大事にされる信頼と融和のある住みよい社会づくりをめざす。

・事業費 119千円

- ・町人権教育研修会の開催 (謝金 30千円、費用弁償 50千円)
- ・地区人権教育ブロック別指導者研修会の開催
- ・人権教育指導者の育成、資質向上とその活用【地域、学校等 (費用弁償 8千円)
- ・社会教育職員の研修 (旅費 31千円)

- ・社会教育関係団体等での学習会の充実【家庭教育学級、成人学級等】
- ・学校や関係機関との連携による人権教育の推進【人権の花運動】

2 生涯学習推進費（予算額 829千円）

生涯学習社会に対応した町民の多様なニーズに応える学習機会を提供するなどし、家庭や地域の教育機能の活性化を図るための諸施策の展開に努め、生涯学習の基盤づくりを進める。

- ・事業費 810千円
 - ・生涯学習講座【3講座】の開設 (謝金 90千円、消耗品費 15千円)
 - ・社会教育関係団体指導者研修(子ども会・PTA指導者)の派遣 (費用弁償 129千円)
 - ・生涯学習大会の開催 (委託料他 482千円)
 - ・「ありがとうのはがき」事業の実施 (審査経費他 94千円)
 - ・生涯学習県民大学講座【情報モラル教育、SDGsとまちづくり】

3 社会教育活動費（予算額 8,573千円）

(1) 地域学校協働活動（学校応援団）の充実

家庭・地域・学校・各種団体との連携と協働による社会教育の充実を図り、地域人材の活用による学校教育活動に対する支援や、青少年団体活動や地域活動への相互支援に努める。

- ・事業費 183千円
 - ・推進体制の整備、地域学校協働活動実行委員会の開催 (費用弁償 30千円)
 - ・地域学校協働活動（学校応援団事業）の実施 (補助金 60千円)
 - ・地域コーディネーター研修会 (旅費等 93千円)

(2) 幼児期の教育支援

児童演劇公演の実施と口永良部島地区で幼児学級が開設された場合の幼児学級への適切な支援や助言を図る。

- ・事業費 4,141千円
 - ・永田幼児学級の育成と支援 (補助金 2,200千円、その他 20千円)
 - ・口永良部島幼児学級の育成と支援 (補助金 848千円、その他 20千円)
 - ・幼児学級指導者等研修会の参加促進 (費用弁償 93千円)
 - ・児童演劇公演「町子ども劇場」の実施 (委託料 830千円、借上賃借料 130千円)

(3) 幼児期及び小・中学校期の家庭教育の充実

幼児期及び小中学校期の家庭教育については、各学校の家庭教育学級開設の支援を図り、保護者並びに教育関係者への研修会等を企画するなど家庭教育力の向上に繋げ、地域ぐるみで家庭教育を支援する環境づくりを図る。

- ・事業費 462千円
 - ・家庭教育学級の開設【16学級】 (補助金 400千円)
 - ・各家庭における「さわやかあいさつ」運動への取り組み推進
 - ・家庭教育支援員養成研修会 (費用弁償 31千円)
 - ・県家庭教育学級研修会 (旅費 31千円)

(4) 青少年教育の充実

世界自然遺産の島「屋久島」を認識し、郷土に誇りと感動を覚えながら、自立自興の気概に富む青少年育成に努める。また、社会教育関係団体が行う活動の助言や支援を図り、積極的な研修会や各種事業等への参加を促進する。

- ・事業費 1,408千円
 - ・青少年健全育成ポスター、標語コンクールの開催 (事業費 93千円)
 - ・屋久島ジュニア検定の実施 (事業費 244千円)
 - ・町子ども会育成連絡協議会の育成 (補助金 1,080千円)

- ・子ども会口永良部島交流促進事業の支援 (補助金 85千円)
- ・高校生クラブ「ぼんだま」の育成、支援 (補助金 150千円)
- ・ジュニアリーダー(高校生クラブ) 交流大会、地区ジュニアリーダー養成研修への派遣
- ・地区青年団体指導者研修会の実施と町内青年団体への助言
- ・「さわやかあいさつ」運動の推進【青少年健全育成ポスター・標語コンクールと連携】

(5) 成人教育の充実

成人学級や成人団体への適切な助言、指導と支援を図る。

- ・事業費 1,670千円
 - ・「ふるさとを想う二十歳の集い」の開催 (事業費 590千円)
 - ・町女性団体の支援 (補助金 700千円)
 - ・町PTA連絡協議会の支援 (補助金 290千円)
 - ・町校外生活指導連絡協議会の支援 (補助金 90千円)
 - ・「さわやかあいさつ」運動推進への参画、活動実践の促進

4 公民館費(予算額 52,590千円)

地域住民の学習への取組や地域の問題解決に向けた公民館活動を積極的に支援する。

- ・事業費 500千円
 - ・町公民館連絡協議会の支援 (補助金 260千円)
 - ・地区自治公民館経営研修会、公民館長等研修会への参加促進
 - ・地域ぐるみの「さわやかあいさつ」運動の推進
 - ・地区公民館活動の支援
 - ・地区公民館等講座の開設【8学級】 (謝金 240千円)
 - ・地域と学校との連携(地域学校協働活動)促進

(2) 地区公民館等の維持、管理

生涯学習や地域交流の拠点となる地区公民館等の維持、管理と整備に努める。

- ・事業費 16,110千円(歳入:公民館使用料 60千円)
 - ・公民館等施設の修繕料 (各地区公民館等修繕料 1,300千円・尾之間中公 100千円)
 - ・網入ガラス戸取替 (修繕料 700千円)
 - ・各公民館消防設備点検等 (委託料 933千円)
 - ・施設の管理運営 (委託料12,957千円)
 - ・中央公民館リモートロックシステム経費 (使用料賃借料 120千円)

(3) 地区公民館大規模改修工事

- ・事業費 34,093千円(歳入:社会資本整備総合交付金 17,046千円)
 - ・楠川公民館 (工事請負費31,793千円)
 - ・春牧へき地保健福祉館 (設計委託料 2,300千円)

5 図書館費(予算額 14,500千円)

生涯学習の拠点施設として、図書室の整備や蔵書の充実と利用者の拡大を図るとともに、巡回図書車「しゃくなげ号」を効率的に運行し、広く町民の読書習慣の形成に努める。また、読み聞かせグループ等を積極的に支援し、子どもの読書活動の推進を図る。

なお、図書館システムの本格運用により、蔵書の貸出返却・予約・検索などの作業の効率化が図られることから、両図書室・学校図書室が一体となり、町民の読書意欲向上に努める。

- ・事業費 11,579千円
 - ・図書室警備システム委託(2室) (委託料 164千円)
 - ・図書館システム保守(2室) (委託料 613千円)
 - ・図書館システム関係消耗品(読書通帳他) (消耗品費 40千円)

- ・ 図書室職員の研修と図書室間の連携 5名
(報酬 4,800千円、手当等 981千円、共済費 1,711千円、費用弁償 540千円)
- ・ 巡回図書、巡回文庫の実施等 1名
(給料 1,680千円、手当等 600千円、共済費 500千円)
- ・ 図書室蔵書の充実(蔵書・新聞紙・定期購読雑誌) (消耗品費 1,020千円)
- ・ ブックスタート事業の実施【町部局との連携】 (消耗品費 130千円)
- ・ 親子読書会、「子ども読書の日大会」の実施 (消耗品費 20千円)
- ・ 読書グループや学校司書との連携
- ・ 読書活動ボランティアの登録・活用
- ・ 「子どもといっしょに読書の日」や「読書週間」の啓発と「1日20分読書」運動の推進
- ・ 出張おはなし会(口永良部島)の実施

6 保健体育総務費(予算額 12,965千円)

(1) 推進体制の充実

スポーツ・レクリエーション活動の充実を図るため、スポーツ推進委員をはじめとするスポーツ指導者やスポーツ協会を主としたスポーツ団体の育成に努める。

・ 事業費 833千円

- ・ スポーツ推進委員会議の開催と町内活動促進 (報酬 588千円・費用弁償 48千円)
- ・ 地区スポーツ推進委員研修の実施
- ・ 県スポーツ推進委員研修会マスゲームへの参加 (費用弁償 31千円)
- ・ マスゲーム講習、町民歌体操普及啓発活動 (費用弁償 166千円)

(2) コミュニティスポーツの振興

町民の運動能力の向上を図り、健康・体力づくりはもとより、地域の活性化や生きがいづくりをめざしたコミュニティスポーツの振興に努める。

・ 事業費 2,770千円

- ・ 総合型地域スポーツクラブの育成・支援 (補助金 2,770千円)

(3) 団体スポーツ等活動場所の提供

年間または学期間において定期的に利用を希望する団体について、学校教育に支障のない範囲で学校体育館等施設を開放し、町民の利用に資する。

・ 事業費 881千円(歳入:開放体育館使用料 403千円)

- ・ 学校体育施設開放事業の実施【19団体9校】 (謝金 881千円)
- ・ ニュースポーツの普及、備品貸出し

(4) 団体の育成充実

中核団体への適切な助言、指導と支援を図る。

・ 事業費 5,728千円

- ・ 町スポーツ協会の運営補助 (補助金 5,000千円)
- ・ 熊毛地区体育協会活動支援 (負担金 328千円)
- ・ 町スポーツ少年団の育成と支援 (補助金 400千円)

(5) 各種大会の開催と支援

各種スポーツイベントの開催により、町民の親睦・融和・健康増進を図り、日常のスポーツ活動を充実させる。

・ 事業費 798千円

- ・ 町民体育祭、町駅伝競走大会等の開催 (事業費 798千円)
- ・ スポーツ少年団大会、各種競技大会の支援

(6) 各種大会への参加

町民の意識高揚とチーム力、競技力向上を図るため、各種大会への積極的な参加を進める。

・事業費 992千円

- ・各種競技の熊本地区大会への出場及び運営 (スポ協補助金)
- ・熊本地区市町対抗駅伝競走大会への出場及び運営 (負担金 992千円)
- ・県下一周駅伝競走大会及び地区対抗女子駅伝競走大会の選手強化と出場補助 (地区体協)

7 体育施設費 (予算額 29,333千円)

生涯スポーツを推進するため、安心・安全に利用できる体育館、グラウンド等身近なスポーツ、レクリエーション施設の維持管理に努める。

・事業費 28,113千円 (歳入：保健体育施設使用料 1,194千円、行政財産占用料 56千円)

- ・健康の森陸上競技場、宮之浦陸上競技場等の維持管理会計年度任用職員5名
(報酬 8,318千円、手当等 1,664千円、共済費 2,980千円、費用弁償 517千円)
- ・各体育施設の維持管理
(光熱水費 6,088千円、修繕料 2,178千円、燃料費 455千円、手数料 255千円、委託料 3,016千円、使用賃借料 262千円、原材料 200千円)
- ・リモートロックシステム経費 (使用賃借料 80千円)
- ・安房体育館外装梁型パネル修繕 (修繕料 2,100千円)

8 かごしま国体推進費 (予算額 35,552千円)

(1) 推進体制の整備

令和5年9月開催の『燃ゆる感動かごしま国体特別大会』の成功に向け、町民に対し開催の周知に努めながら町民の参加意識の高揚を図り、町民総参加のもと大会を盛り上げていくとともに、町民・関係機関・関係団体・実行委員会との緊密な連携を図りながら町民協働による大会運営に努める。

・事業費 35,482千円

- ・町実行委員会、各専門委員会の開催 (費用弁償 230千円)
- ・県市町村会議等打合せ経費 (旅費 632千円)
- ・事務補助委託料 (委託料 1,256千円)
- ・国体特設会場駐車場整備 (工事請負 2,200千円)
- ・町実行委員会への負担金 (負担金 31,164千円)

9 文化総務費 (予算額 1,091千円)

芸術文化に対する関心を高めるため、文化協会や文化関係団体の育成に努め、文化祭等の各種文化事業を支援するとともに、地域に根ざした文化活動の拠点づくりを進める。

・事業費 1,091千円

- ・町文化協会の育成と活動支援 (補助金 950千円)
- ・町文化協会団体や文化団体自主事業への助言と後援
- ・文化芸術による子どもの育成事業の活用促進
- ・シドッチ上陸記念祭への支援
- ・民俗芸能保存会、文化団体への補助事業等情報提供

10 文化財保護費 (予算額 11,998千円)

(1) 文化財推進体制の確立

文化財保護法に基づく町内指定文化財等の管理体制を確立し、必要に応じて町文化財保護審議会が町教育委員会事務局及び文化財所有者、管理団体等への指導と助言を行う。

・事業費 277千円

- ・町文化財保護審議会【資料館運営委員会】の開催【年2回】
(報酬 59千円・費用弁償 18千円)
- ・地区文化財保護審議会委員等研修会の開催 (費用弁償 57千円)
- ・文化財行政関係職員の研修等 (旅費 143千円)
- ・その他一般事務

(2) 文化財の調査

町内の貴重な建造物や埋蔵文化財、天然記念物等の文化財の適切な保存のため、必要な調査事業を行う。

・事業費 400千円

- ・楠川城跡発掘調査事業（整理及び報告書作成業務：200部）

(3) 文化財の保存・活用

町内の貴重な建造物や埋蔵文化財、天然記念物等の文化財の活用のため必要な管理を行う。

・事業費 590千円

- ・町内指定文化財の清掃業務 4箇所 (委託料 390千円)
- ・無形民俗文化財補助 (補助金 200千円)
- ・事業費 2,600千円 (歳入：離島活性化交付金 1,300千円)
- ・町指定文化財等案内板更新設置 (委託料 2,600千円)

(4) 歴史民俗資料館の充実

歴史民俗資料の整理、記録に努め、郷土教育の拠点施設としての展示内容の工夫を図り、町民の利用を促進するとともに、文化財愛護思想の高揚と郷土愛の醸成に努める。

・事業費 5,424千円 (歳入：歴民館入館料 102千円、書籍売払収入20千円)

- ・資料館の運営と収蔵資料の適正管理と整理 2名
(報酬 2,240千円、手当等 496千円、共済費 929千円、費用弁償 289千円、その他管理に係る経費 917千円)
- ・施設の利用促進と展示内容の充実 (消耗品費 100千円、印刷製本費 130千円)
- ・教育普及活動（資料館活動）の実施 (謝金 50千円)
- ・平内民具倉庫収蔵品の管理と保存 1名
(報酬 240千円、費用弁償 15千円、光熱水費 18千円)

【 上水道事業 】

屋久島地区11の簡易水道事業を統合し、上水道事業として地方公営企業法の全部適用から4年目となる。水道は、町民生活及び町内経済に欠かせない最も重要な生活インフラであるから、使用者の皆様へ安全かつ良質な、安心して使用することのできる水を安定的に供給するため、水源及び浄水場等施設の維持管理、水質検査、老朽化した施設・設備の修繕、改修、更新に努める。

また、水道事業の持続可能な展開のため、事業経費を見直すとともに収入確保に努め、増大する一般会計への負担を抑えるため、適正な料金設定について協議・検討し、水道財政の健全化を図る。

【予算書に関する補足説明】

(1) 給水収益

人口減少に加え、新型コロナウイルス感染症のまん延も相まって使用水量・収益ともに減少傾向にある。新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月から5類感染症への移行が決定されるなど、収束と観光需要回復の兆しが見えてきたことから、前年度比約0.5%（1,201千円）の給水収益増加を見込んだ。一方、本町へ最多寄港していた大型クルーズ客船の事業廃止により、船舶給水については収益減少を見込んだ。

今後も人口減少に伴う給水収益の減少が見込まれる。

なお、収納率は99.5%（令和3年度比0.45%増）を目指し、過年度の未収金についても臨戸徴収並びに給水停止措置の実施により徴収体制を強化する。

| | |
|-----------------------------|-----------|
| 【収入】 款：水道事業収益 項：営業収益 目：給水収益 | |
| 節：水道使用料 | 248,732千円 |
| 収納率目標値：99.5%（247,488千円） | |

(2) 一般会計補助金

地方公営企業における財政本旨は収益をもって支出を賄うことであるものの、本町水道事業は給水収益のみでは支出を賄いきれないため、不足する財源について一般会計補助金に頼っているところであるが、一般会計が負担すべきものとして総務省が毎年度示す繰出し基準に基づくものと、それ以外のいわゆる赤字補てんに分類され、その内訳は次のとおりである。

<収益的収支分>

| | | |
|--------------------------------|---------------|------------|
| 【収入】 款：水道事業収益 項：営業外収益 目：他会計補助金 | | |
| 節：一般会計補助金 | | 9,473千円 |
| 繰出し基準額 | 企業債償還利子に対するもの | 8,633,000円 |
| | 職員の児童手当に対するもの | 840,000円 |

<資本的収支分>

| | |
|--------------------------------|-------------|
| 【収入】款：水道事業資本的収入 項：補助金 目：他会計補助金 | |
| 節：一般会計補助金 | 162,041千円 |
| 繰出し基準額 企業債償還元金に対するもの | 97,742,090円 |
| だいすき基金充当分（応急給水タンク購入財源） | 3,000,000円 |
| 不足財源補填（赤字補てん） | 61,298,910円 |

(3) 資本的支出における主な建設改良費

①長峰地区上水道施設整備事業（取水・導水施設耐震整備）

<令和5年度事業内容：取水施設耐震整備、管理用道路工>

| | |
|----------------------------------|----------|
| 【収入】款：水道事業資本的収入 項：企業債 目：建設企業債 | |
| 節：水道事業債 | 10,600千円 |
| 節：辺地対策事業債 | 10,400千円 |
| 【収入】款：水道事業資本的収入 項：補助金 目：国庫補助金 | |
| 節：国庫補助金（生活基盤耐震化等交付金）25,200千円×1/2 | 12,600千円 |

| | |
|-----------------------------------|------------|
| 【支出】款：水道事業資本的支出 項：建設改良費 目：施設建設改良費 | |
| 節：建設改良費（工事費、調査設計費） | 33,275千円 |
| 【支出】款：水道事業資本的支出 項：建設改良費 目：事務費 | |
| 節：給料・手当・法廷福利費・備消費費 | 481千円 |
| 事業費計 | 33,756千円 |
| (国庫補助対象事業費) | (25,200千円) |
| (単独事業費) | (8,556千円) |

②志戸子地区上水道施設整備事業（配水管路強靱化）

<令和5年度事業内容：配水管敷設、給水切替、翌年度事業実施設計>

| | |
|----------------------------------|----------|
| 【収入】款：水道事業資本的収入 項：企業債 目：建設企業債 | |
| 節：水道事業債 | 39,300千円 |
| 節：辺地対策事業債 | 39,100千円 |
| 【収入】款：水道事業資本的収入 項：補助金 目：国庫補助金 | |
| 節：国庫補助金（生活基盤耐震化等交付金）91,896千円×1/2 | 45,948千円 |

| | |
|-----------------------------------|------------|
| 【支出】款：水道事業資本的支出 項：建設改良費 目：施設建設改良費 | |
| 節：建設改良費（工事費、給水切替、実施設計費） | 121,526千円 |
| 【支出】款：水道事業資本的支出 項：建設改良費 目：事務費 | |
| 節：給料・手当・法廷福利費・備消費費 | 2,907千円 |
| 事業費計 | 124,433千円 |
| (国庫補助対象事業費) | (91,896千円) |
| (単独事業費) | (32,537千円) |

③鯛之川浄水場薬注室改良事業

＜令和5年度事業内容：建屋改修、薬中設備更新＞

| | |
|-------------------------------|---------|
| 【収入】款：水道事業資本の収入 項：企業債 目：建設企業債 | |
| 節：水道事業債 | 7,000千円 |
| 節：辺地対策事業債 | 6,900千円 |

| | |
|-----------------------------------|----------|
| 【支出】款：水道事業資本の支出 項：建設改良費 目：施設建設改良費 | |
| 節：建設改良費（工事費） | 13,500千円 |
| 【支出】款：水道事業資本の支出 項：建設改良費 目：事務費 | |
| 節：給料・手当・法廷福利費・備用品費 | 431千円 |
| 事業費計（全額単独事業費） | |
| | 13,931千円 |

④尾之間浄水場薬注設備更新事業

＜令和5年度事業内容：建屋改修、薬中設備更新＞

| | |
|-------------------------------|-------|
| 【収入】款：水道事業資本の収入 項：企業債 目：建設企業債 | |
| 節：水道事業債 | 500千円 |
| 節：辺地対策事業債 | 500千円 |

| | |
|-----------------------------------|---------|
| 【支出】款：水道事業資本の支出 項：建設改良費 目：施設建設改良費 | |
| 節：建設改良費（実施設計費） | 1,000千円 |
| 事業費計（全額単独事業費） | |
| | 1,000千円 |

⑤深川浄水場計測機器更新事業

＜令和5年度事業内容：原水濁度計・残留塩素計更新＞

| | |
|-------------------------------|---------|
| 【収入】款：水道事業資本の収入 項：企業債 目：建設企業債 | |
| 節：水道事業債 | 4,000千円 |
| 節：辺地対策事業債 | 4,000千円 |

| | |
|-----------------------------------|---------|
| 【支出】款：水道事業資本の支出 項：建設改良費 目：施設建設改良費 | |
| 節：建設改良費（機器更新工事費） | 8,000千円 |
| 事業費計（全額単独事業費） | |
| | 8,000千円 |

⑥麦生地区水压不足解消事業

＜令和5年度事業内容：測量設計費＞

| | |
|-----------------------------------|---------|
| 【支出】款：水道事業資本の支出 項：建設改良費 目：施設建設改良費 | |
| 節：建設改良費（測量設計費） | 2,700千円 |
| 事業費計（全額単独事業費） | |
| | 2,700千円 |

⑦応急給水タンク購入事業

<令和5年度事業内容：応急給水タンク1 t × 3器購入>

※突発的な断水対策の他、大規模災害時における応急給水に備えるため配備。

| | | |
|----------------------------------|---------|---------|
| 【収入】 款：水道事業資本的収入 項：補助金 目：他会計補助金 | | |
| 節：一般会計補助金（だいすき基金） | 3,000千円 | |
| 【支出】 款：水道事業資本的支出 項：建設改良費 目：営繕設備費 | | |
| 節：固定資産購入費 | 3,000千円 | |
| 事業費計（全額単独事業費） | | 3,000千円 |

上記のほか、通常の維持管理に加え、漏水補修や各施設の老朽設備修繕費等を計上しており、“いつでもどこでもおいしい水が飲める”安心・安全・安定した飲料水の供給に努める。

【 簡易水道事業 】

簡易水道事業は、口永良部島の一部を給水区域とする事業である。令和元年度から令和2年度の2か年かけて、老朽化が懸念されていた取水、浄水設備及び配水管の整備を行い、島民へ安全で良質な水道水の安定供給を図ることが出来た。現在は、施設の維持管理に努めるとともに、国の指針に基づいた水質管理に取り組んでいる。

令和5年度も関係法令を遵守し、安全最優先の原則を第一に事業の推進を図る。

1. 簡易水道事業運営について

①水道使用料について

人口減少傾向であり、新型コロナウイルスにかかる移動制限が緩和されたことにより入込客数に回復傾向がみられるが、使用水量は微減傾向であり、水道使用料も減少傾向にある。

・水道使用料(水栓数 80 件) 1,699 千円

②水質管理について

浄水施設及び取水場の維持管理を1名の管理人で行っている。水質基準に関する省令に基づき、毎日水の残留塩素濃度、色、濁り、臭気、味を確認し、安全安心な水質管理に取り組んでいる。また、毎月、原水と浄水の水質検査を行っている。

・浄水場施設維持管理業務委託 768 千円

・薬品代(次亜塩素ソーダ・ポリ塩化アルミニウム等) 118 千円

・水質検査委託料 899 千円

③施設維持管理について

浄水施設、取水場、配水管が安定して稼働するよう維持管理に取り組んでいる。なお、昨年からの物価高の影響を受け、光熱水費は増加している。

・光熱水費 1,018 千円

・修繕費(コンプレッサー更新) 2,000 千円

・燃料費 28 千円

・保守点検委託料 1,050 千円

・材料費 115 千円

④簡易水道事業変更届作成業務委託について

国が進める簡易水道事業の公営企業法適用に向け、必要書類の作成に取り組む。

・簡易水道事業変更届作成業務委託 3,000 千円

2. 建設改良について

老朽化が懸念される施設フェンスの改修に取り組む。

- ・フェンス設置修繕工事等

3,000 千円

【 国民健康保険事業 】

国民健康保険事業の安定的な運営と財政の健全化を図るため、令和5年度の屋久島町国民健康保険事業を以下のとおり実施する。

1 本町の概要

国民健康保険制度は、平成30年4月から国の財政支援を大幅に拡充したうえで、都道府県が財政運営の責任主体となって国保運営の中心的な役割を担い、安定的な財政運営や効率的な事業運営を確保することにより、持続可能な医療保険制度の確立を図るべく改革がなされた。

市町村においては、引き続き資格管理、保険給付、保険税率の決定・賦課・徴収、保健事業などの地域における細やかな業務を担う。

令和5年1月末現在の国民健康保険の加入世帯は2,417世帯（前年比90世帯減）、被保険者数は3,749人（前年比178人減）となっている。

令和3年度の一人あたりの医療費は411,826円（前年度比69,619円増）となった。令和2年度における新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えから一転し過去最高額となっており、令和4年度も同程度で推移している。

さらに、長引く新型コロナウイルス感染症の影響から被保険者の所得の回復が見通せないうえ、被保険者数の急激な減少と高齢化により、保険税収の減少が予測されるため、保険基盤は大変厳しい状況にある。

このような状況を踏まえつつ、疾病の早期発見・早期治療等による医療費を抑制するため、特定健診受診勧奨の強化、生活習慣の改善や重複受診・重複服薬の減少に向けた保健指導、また、広報誌等による各種情報を発信する等、財政健全化のための効率的な取り組みを実施する。

2 財政運営の仕組み

国保制度改革により、都道府県は市町村ごとの国保事業費納付金額の決定をするとともに、保険給付に必要な費用に充てるため、市町村に対して保険給付費等交付金（普通交付金）を交付し、国民健康保険財政の『入』と『出』を管理することとなった。

また、市町村は、都道府県単位の国保事業運営に必要な費用として、都道府県が決定する国保事業費納付金を納付することとなり、屋久島町の令和5年度国保事業費納付金額は、400,853,894円（前年度比389,842円減）と算定された。主な要因として、団塊の世代の被保険者が後期高齢者医療へ移行されていくことにより、県全体の医療費が減少する見込みとなったことから前年度よりも減額となった。

しかしながら、令和5年度は6年間の激変緩和措置の最終年度となり、さらに被保険者の高齢化に伴い低所得者の割合が増加していることから、財政が徐々に厳しくなることが予測される。加えて、今後は県内の保険料水準の統一が進められていくことに鑑み、長期的視点で安定的な財政運営が図られるよう保険税率改正の検討を行う必要がある。

(1) 保険給付費等交付金（歳入） 予算額 1,432,380 千円
（普通交付金）

(2) 保険給付費（歳出） 予算額 1,432,380 千円
（普通交付金対象分）

(3) 保険給付費（歳出） 予算額 11,008 千円
（普通交付金対象分以外）

出産費用の高騰により、出産育児一時金（産科医療保障制度の加算 1.2 万円を含む）が 42 万円から 50 万円に引き上げられた。

(4) 国民健康保険事業納付金（歳出） 予算額 400,856 千円

| | |
|-----------------|------------|
| （内訳） 一般被保険者医療費分 | 264,330 千円 |
| 退職被保険者医療費分 | 79 千円 |
| 一般被保険者支援金分 | 102,278 千円 |
| 退職被保険者支援金分 | 28 千円 |
| 介護分 | 34,141 千円 |

3 保険税収納率向上対策の推進 予算額 1,724 千円

国保財政の維持・安定と被保険者の保険税負担の公平を図るため、また、現年度国保税収納率は、県内でも下位に位置していることから、収納率目標を県の国保運営方針のとおり、現年度 95.49%、滞納繰越分は令和 3 年度から 1 ポイント以上向上として、滞納者に対する収納対策の強化に努める。

また、県内保険料水準の統一に向けた対策として、国保税率改正についても検討していく。

- ① 滞納世帯に対する納税相談や指導により計画的な納税を履行させ、収納率の向上を図る。
- ② 滞納世帯に関する調査分析を行い、滞納整理の効果的な推進を図る。
- ③ 高額滞納者や滞納状況の改善が見られない滞納者に対しては、さらなる徴収強化を図るとともに、資格証明書を交付する。
- ④ 県が示す市町村標準保険料率を参考とし、国保税率試算システムを活用して、税率改正について具体的に検討する。

4 医療費適正化対策の推進 予算額 5,256 千円

レセプト点検員の配置、医療費通知や差額通知等に加え、次の事業を実施して一層の効果促進を図る。

- (1) 職員等の資質向上
県や国保連合会等が行う研修会などへ参加する。

(2) 医療費分析等の調査研究の実施及び機器の更改

- ① KDBシステムや新医療費分析システム等を活用し、医療費等データの調査分析により効果、課題を検証する。
- ② 上記データを被保険者教育へ活用する。
- ③ 上記システム及び国保総合システムを利用するための端末（2台）が保守期限を迎えることから、国保連合会の一括調達により機器を更改する。

(3) 被保険者への指導

- ① 医療費通知の実施：年2回
- ② 広報活動の実施
 - ・ 広報誌等による医療費の実態、健康づくり、ポリファーマシーの周知等
 - ・ 傷病届出の励行

(4) 保健指導等のデータ整備

各種健診、訪問指導等のデータを整備し活用する。

(5) ジェネリック医薬品の推進

医療費抑制を目的とするジェネリック医薬品の推進のため、年2回ジェネリック医療費差額通知を送付する。また、ジェネリック希望シールを配布するなど周知を図る。

(6) 重複服薬者等対策

重複・多剤服薬は、副作用等による薬物有害事象のリスクや医薬品の飲み残しによる残薬の増加に繋がる恐れがあることから、対象者に対しはがきを送付することにより、リスクを周知して適正な服薬に繋げる。

(7) 柔道整復療養費の適正化

国保連合会への委託により、多部位・頻回・長期施術の対象者へ二次点検及び患者調査を実施し、適正な給付に繋げる。

(8) レセプト点検の充実・強化

レセプトに記載の診療内容等について算定基準等を基に誤りがないかなど、審査・点検を行う。また、資格誤りについても確認を行い、適正な医療費負担に努め、点検による効果額・効果率の向上を図る。

【目標値】

| 年 度 | | 資格点検 | 内容点検 | 計 |
|----------------|-----|-------|---------|---------|
| 令和5年度 (目 標) | 効果率 | 0.10% | 0.25% | 0.35% |
| | 効果額 | 500 円 | 1,000 円 | 1,500 円 |

5 保険適用の適正化

国保事業運営の健全化を図るため、被保険者資格を的確に把握し、適正な資格管理に努める。また、不当利得の回収、第三者行為求償について方策を講じる。

- (1) 年金情報やオンライン資格確認システムからの被用者保険等の得喪情報を利用し、国保得喪手続きの勧奨をする。
- (2) 国保資格管理を強化し、不当利得件数の減少を図る。不当利得となった保険給付については、確実に回収するよう努める。
- (3) 居所不明者被保険者の実態調査をし、対象者は町民課へ職権消除依頼をする。
- (4) レセプト、救急搬送、交通災害共済等の情報から、第三者行為に該当する事案を発見して求償を行う。

6 保健事業の推進

予算額 14,543 千円

(1) 特定健診の推進

① 集団健診の実施

がん検診等と同時に受診できる体制をつくり相互に受診率向上を図る。

② 個別健診の実施

町内医療機関において、個別に受診できる体制をつくり受診率向上を図る。

③ 特定健診受診率向上共同事業による受診勧奨

国保連合会が展開する特定健診受診率向上共同事業を活用し、未受診者の特性に合わせた受診勧奨通知をすることにより、町全体の受診率向上を図る。

(2) 疾病予防に関する事業

30歳以上の国保加入者を対象に人間ドック受診に係る費用について補助することにより、疾病の早期発見と健康づくりを支援する。

また、提出された人間ドックの結果を特定健診結果として活用し、受診率の向上を図る。

【目標値】特定健診

| 年 度 | 目標実施率 | 実施率（実績） | 前年度比 |
|-------|-------|---------|-------|
| 令和元年度 | 49.0% | 47.1% | △2.5% |
| 令和2年度 | 50.0% | 40.8% | △6.3% |
| 令和3年度 | 50.0% | 35.1% | △5.7% |
| 令和4年度 | 50.0% | — | — |
| 令和5年度 | 50.0% | — | — |

(3) 各種保健事業の実施

- ① 特定健診の結果をもとに特定保健指導対象者を抽出し、対象者が自分の健康状態を自覚して生活習慣の改善のための自主的な取組を継続的にできるよう、様々な働きかけやアドバイスにより支援する。特定保健指導の一部は、特定健診実施機関に委託して実施する。

【目標値】 特定保健指導

| 年 度 | 目標実施率 | 実施率（実績） | 前年度比 |
|-------|-------|---------|--------|
| 令和元年度 | 32.0% | 38.0% | 1.6% |
| 令和2年度 | 33.0% | 15.6% | △22.4% |
| 令和3年度 | 40.0% | 51.9% | 36.3% |
| 令和4年度 | 40.0% | — | — |
| 令和5年度 | 40.0% | — | — |

- ② 被保険者の健康保持増進のために関係各グループ並びに関係団体との連携を図り健康教育、健康相談、食生活・栄養相談等の事業を実施する。

ア 健康保持増進に関する教育指導事業

イ 健康管理の促進に関する事業

- ・健康管理のための国保連合会データ収集及び分析
- ・疾病分類統計等を活用した保健指導
- ・生活習慣病予防や健康づくり事業の推進
- ・健康及び栄養相談の実施
- ・訪問指導の強化

- ③ 糖尿病重症化予防事業

糖尿病重症化予防プログラムに基づき、医療機関等と連携して効果的な保健指導を実施することにより、重症化予防を図る。

7 広報活動の推進

被保険者はもとより、広く町民に対して国保制度、国保財政、医療費の実態、健康づくりなどを周知するため、広報誌等により広報活動を実施する。

8 国民健康保険事業の運営に関する協議会 予算額 230 千円

国民健康保険事業の運営に関し諮問される重要な事項について、協議会としての意見を国保事業に反映するため、必要に応じて開催する。委員は被保険者代表、保険医・保険薬剤師代表、公益代表、それぞれ4名ずつの計12名で構成され、任期は3年である。

令和5年度屋久島町国民健康保険職員研修計画

| | |
|-------------|---|
| <p>目 的</p> | <p>県・国保連合会及び地区協議会主催の研修会に積極的に参加し、制度に対する理解や各種システム操作等、業務に必要なスキルの習熟に努める。</p> |
| <p>研修会等</p> | <p>国保データベースシステム等初任者説明会 (4月 国保連合会) データヘルス推進研修会 (4月 国保連合会) 第三者行為求償事務担当職員研修会(初任者) (4月 国保連合会) 国保実務担当者説明会 (5月 県国民健康保険課) 国保事務初任者研修会 (5月 県国民健康保険課) 国保総合システム等操作研修会 (6月 国保連合会) 在宅保健師・看護師研修会 (6月 国保連合会) レセプト点検初任者・担当者研修会 (6月 県、国保連合会) 特定健康診査・特定保健指導推進研修 (7月 県国民健康保険課) 国保データベースシステム等担当者説明会 (8月 国保連合会) 第三者行為求償事務担当職員研修会 (8月 国保連合会) 国保税収納担当課長及び担当者研修会 (8月 国保連合会) 収納対策強化研修会 (9月 県国民健康保険課) 特定健診受診向上共同事業に係る報告会 (10月 国保連合会) 高齢者の保健事業・介護予防セミナー (10月 国保連合会) 電算共同処理担当者研修会 (11月 国保連合会) 国保運営協議会長及び主管課長合同研修会 (11月 国保連合会) 熊毛地区レセプト点検勉強会 (11月 レセ勉強会事務局) 医療費適正化に係るブロック別研修会 (12月 国保連合会) データヘルス推進のための熊毛地区ブロック研修会 (12月 国保連合会) 診療報酬明細書点検調査に係る管理者研修会 (12月 県・国保連合会) 熊毛地区協議会研修会 (年1回 熊毛地区協議会)</p> |

【 介護保険事業 】

○介護保険事業（介護保険事業特別会計）

介護保険制度は、高齢者が介護を必要とする状態になってもできる限り自宅で自立した生活が営めるよう、社会全体で支える仕組みである。

本町の被保険者数と要介護認定者数の直近の推移をみると、認定者数及び認定率ともにほぼ横ばいであることから、自立支援、介護予防・重度化防止への取り組みによる効果が一定程度あったと考えられる。

本年度は、第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）の最終年度にあたり、本町計画の基本目標である、①介護予防・健康づくりの推進、②高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくり、③地域包括ケアの体制づくりの推進と深化、④持続可能な介護保険事業の推進を掲げて、基本理念の「地域で支え合い、自立と生きがいを目指したまちづくり」実現のための施策の展開を図るとともに、次期計画の策定に向けた基礎資料、見えるかシステム等を活用し統計データに基づく現状・動向の分析を行う。

1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進と地域包括ケアシステムの深化・推進

団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制の構築を行う。第8期介護保険事業計画に基づき介護予防のための活動を支援し、生活支援サービスの創出、充実、強化を行う。また生活支援コーディネーターの活動を活用し、集落・団体等と連携を図りながら、サロン活動助成事業や元気度アップ推進事業により、引き続き住民主体の多様な通いの場を創り、併せて元気高齢者を含めた地域ボランティアの養成を行い、取組みを育成・支援しながら新たな社会参加を促すことにより、地域包括ケアシステムの深化・推進に努め、自立支援、介護予防・重度化防止への取り組みを推進する。

2 包括的支援事業の充実と高齢者を支える環境づくり

包括的支援事業では、引続き南部及び北部の地域包括支援センターを拠点に推進していく。

集落環境の実情に応じた支援体制を創出するため、地域の集落高齢者支援会議により地域高齢者を支える環境づくりに努める。

町全体の課題を把握し問題解決をサポートするため、地域ケア会議を開催して具体的な取り組みを共有し、中でも高齢者を支える環境づくりのため、専門家、各方面関係者を集めた多職種会議や地域ケア個別会議により積極的な対応を展開する。また、在宅医療・介護連携体制の強化を進め、入院医療から在宅医療介護サービスまで切れ目のない体制づくりを目指す。加えて、在宅での看取りの普及啓発を行うとともに、認知症初期集中支援チームの増員と認知症地域支援推進員の活動により認知症施策の推進を行う。さらに生活支援体制整備の観点から、生活支援コーディネーターや、生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業に向けての「協議体」とともに高齢者を支える地域づくりを進める。

《歳入》

1 介護保険料（第1号被保険者保険料）

第1号被保険者（65歳以上）で老齢基礎年金等年額180千円以上（月額15千円以上）の受給者は、特別徴収として各年金保険者が引き去り、年額180千円未満の方や資格取得後約6ヶ月未満者等は普通徴収により納付する。

| | | | | | |
|------------|-------|------|-----------|------|----------|
| 第1号被保険者保険料 | 現年度分 | 特別徴収 | 235,424千円 | 普通徴収 | 23,371千円 |
| | 滞納繰越分 | — | — | 普通徴収 | 500千円 |

2 国庫支出金

(1) 国庫負担金

介護保険給付費のうち、国の負担は施設サービス分が15%、その他分が20%となる。

ア 介護給付費負担金

| | | | |
|-------|----------|-----------|------------------|
| 国庫負担金 | 介護給付費負担金 | 233,804千円 | 施設分15% その他20% |
|-------|----------|-----------|------------------|

(2) 国庫補助金

調整交付金は、高齢化率、低所得者数等を勘案し交付される。

地域支援事業のうち総合事業分の補助率は20%、包括的支援事業・任意事業分が38.5%となっている。

保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金は、財政的インセンティブとして取り組み状況（指標）に応じ交付される。

| | | | | |
|----------------|--------------|----------------|-----------|-------|
| 国庫補助金 | 調整交付金 | 介護給付費分 | 103,272千円 | 8.0% |
| | | 地域支援事業費分 | 2,025千円 | 5% |
| | 地域支援事業 | 総合事業分 | 8,102千円 | 20% |
| | | 総合事業以外の地域支援事業分 | 14,548千円 | 38.5% |
| | 保険者機能強化推進交付金 | 1,311千円 | | |
| 介護保険保険者努力支援交付金 | 1,097千円 | | | |

3 支払基金交付金

介護給付費交付金は、第2号被保険者（40歳～65歳未満）の保険料から介護給付費の法定分27%が交付される。地域支援事業支援交付金は、総合事業の事業経費の法定分27%が交付される。

| | | | |
|---------|-------------|-----------|-----|
| 支払基金交付金 | 介護給付費交付金 | 348,546千円 | 27% |
| | 地域支援事業支援交付金 | 10,938千円 | |

4 県支出金

(1) 県負担金

介護保険給付費のうち、県の負担は施設サービス分が17.5%、その他分が12.5%となっている。

ア 介護給付費負担金

| | | | |
|------|----------|-----------|----------------------|
| 県負担金 | 介護給付費負担金 | 185,742千円 | 施設分17.5% その他12.5% |
|------|----------|-----------|----------------------|

(2) 県補助金

ア 地域支援事業交付金

地域支援事業の総合事業分が 12.5%、包括的支援事業・任意事業分が 19.25%となっている。

| | | | |
|----------------|----------------|----------|--------|
| 県補助金・地域支援事業交付金 | 総合事業分 | 5,064 千円 | 12.5% |
| | 総合事業以外の地域支援事業分 | 7,274 千円 | 19.25% |

5 一般会計繰入金

町負担分は介護保険給付費が 12.5%、地域支援事業は総合事業分が 12.5%、包括的支援事業・任意事業分が 19.25%となっている。

| | | | |
|--------------------|----------------|------------|--------|
| 介護給付費繰入金 | | 161,364 千円 | 12.5% |
| 地域支援事業繰入金 | 総合事業分 | 5,064 千円 | 12.5% |
| | 総合事業以外の地域支援事業分 | 7,274 千円 | 19.25% |
| 低所得者保険料軽減繰入金（現年度分） | | 34,000 千円 | |

《歳 出》

1 総務費

本年度は、第 8 期介護保険事業計画（3 か年計画）実施の最終年度に当たる。計画に則り、持続可能な介護保険事業の推進のため、計画の進捗管理に努めるとともに、令和 6 年度から令和 8 年度までを計画期間とする新たな高齢者福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画を、介護サービス事業所のサービス提供状況及び今後の事業意向の把握など、また、介護保険運営協議会等における意見の集約を行い策定する。介護認定審査会については月 2 回開催し、高齢者の介護状況の適正な把握に努める。また、包括的支援事業については、高齢者が安心・安全な生活環境を確保していくため、南部及び北部地域包括支援センターを中心として運営を行う。財政的には介護保険料の賦課・徴収により財源確保に努め、安定した事業運営を目指す。

2 介護給付費及び予防給付費

要介護（要支援）者と認定された方が利用したサービスに対する給付費である。

要介護者に対する介護給付と要支援者に対する予防給付があり、在宅において提供される居宅（介護予防）サービス、住み慣れた地域で生活ができるよう地域に密着したサービスが提供される地域密着型（介護予防）サービス、介護保険施設入所者に提供される施設サービス等に分けられる。例年保険給付費は増加傾向にあり、介護保険料に直接影響があることから、適正なサービス利用についての啓発・ケアプラン点検等による給付の適正化に努める。

(1) 介護サービス等諸費

ア 居宅介護サービス給付費 430,000 千円

訪問介護・通所介護・短期入所生活介護等のサービスを提供する。

イ 地域密着型介護サービス給付費 240,596 千円

本町には、小規模多機能型居宅介護事業所・特定施設として「ひまわりのお家」、認知症対応型共同生活介護事業所として「グループホーム鶴と亀」、「グループホ

ームやくしま」、「グループホームこもれびの杜」、定員 18 人以下の小規模通所介護事業所として「ミニ・デイサービスほほ笑み」、「ミニ・デイ野の花」、がある。

ウ 施設介護サービス給付費 421,000 千円

要介護者にのみ提供される施設サービスに係わるもので、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院が該当施設となる。本町には、特別養護老人ホームとして「縄文の郷」、「竜天園」の 2 箇所がある。

エ 居宅介護福祉用具購入費 2,171 千円

居住空間の行動をより簡便にするため補助具を交付し、在宅生活における自立を促す。

オ 居宅介護住宅改修費 4,353 千円

住宅を改修することにより、在宅生活の自立を促す。

カ 居宅介護サービス計画給付費 60,193 千円

居宅介護サービスを利用するにあたり、ケアマネジャーがサービス利用計画を作成するためのもの。

(2) 介護予防サービス等諸費

要支援者に対する予防給付であり、詳細は前述した各給付費と同様である。

ア 介護予防サービス給付費 19,879 千円

イ 地域密着型介護予防サービス給付費 2,100 千円

ウ 介護予防福祉用具購入費 700 千円

エ 介護予防住宅改修費 3,000 千円

オ 介護予防サービス計画給付費 4,307 千円

(3) 高額介護サービス等費

介護サービス利用について、所得額に応じた段階ごとの負担限度額を設け、その限度額を超えた分の償還払いをするもの。

ア 高額介護サービス費 25,076 千円

イ 高額介護予防サービス費 90 千円

(4) 特定入所者介護サービス等費

低所得者で施設入所（短期入所を含む）の際、自己負担となる食費・居住費について、負担軽減をするためのもの。

ア 特定入所者介護サービス費 71,285 千円

イ 特定入所者介護予防サービス費 200 千円

(5) 高額医療合算介護サービス等費

介護保険、医療保険、後期高齢者医療の利用者負担額を合算して、一定の基準額を超えた分の償還払いをするもの。

ア 高額医療合算介護サービス費 4,500 千円

イ 高額医療合算介護予防サービス費 90 千円

3 地域支援事業

(1) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業

ア 介護予防・生活支援サービス事業費

(ア) 介護予防・生活支援サービス事業費 32,710 千円

総合事業サービスのうち、通所介護と訪問介護のサービス費

(イ) 介護予防ケアマネジメント事業費 6,079 千円

総合事業利用者に対するケアマネジメントに要する経費

- イ 一般介護予防事業費 2,047 千円
介護予防に関する知識や技術の普及を行い、住民主体の通いの場を作る経費。
- (2) 包括的支援事業
 - ア 包括的支援事業費 23,753 千円
地域包括支援センターの運営や、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談事業・権利擁護事業を実施する。
 - イ 在宅医療・介護連携推進事業費 99 千円
在宅医療と介護サービスが一体的に提供されるしくみをつくるため、関係機関による検討会を実施する。
 - ウ 認知症総合支援事業費 9,569 千円
認知症初期集中支援チームや地域支援推進員の養成及び関係機関との連携を強化し、認知症ケアの向上を図る。
 - エ 生活支援体制基盤整備事業費 3,156 千円
総合事業の充実に向けて、生活支援コーディネーターを配置し、身近な生活支援サービスが充実するよう活動を行う。また住民、関係機関代表等による協議体の中で協議を進め充実を図る。地域ボランティアの養成を行い、屋久島愛らんどネットによる生活支援をすすめる。
- (3) 任意事業
 - ア 地域包括支援センター運営事業費 1,430 千円
認知症サポーターの養成や介護相談員の配置及び成年後見申立に支援を要する際に必要な経費
 - イ 家族介護支援事業費 176 千円
介護者の負担軽減と介護技術の普及のため、介護経験者や現在介護を行っている家族の交流をする際に必要な経費
 - ウ 介護給付等費用適正化事業 70 千円
介護給付費の適正化のための専門職等によるケアプラン点検に要する経費

【 診療所事業 】

○ 地域医療事業（診療所事業特別会計）

町民の健康及び福祉の向上を図り、健やかな地域社会づくりを推進していくため、引き続き、栗生診療所・永田へき地出張診療所・口永良部島へき地出張診療所の安定的な運営に努める。また、眼科・皮膚科・耳鼻咽喉科の出張診療については、鹿児島大学病院に専門医師の派遣を依頼し、経済的な負担が嵩みがちな特定診療科について定期的な診療を提供する。また、良質な診療を維持するため、医療機器の整備については、経年に応じ計画的に順次更新していくよう努める。

1 栗生診療所

栗生診療所においては、医師業務委託を更新し、引き続き町南西部地域を担う医療機関として内科診療を維持していく。総合病院から遠隔地であり、高齢化が急速に進展する地域でもあるため、入院を要する症例や緊急を要する症例等では迅速な対応ができるよう、日頃から他の医療機関等との連携確保に努める。

特定診療科目の開設については、鹿児島大学病院耳鼻咽喉科に医師の出張診療を要請し、年間24回の実施を確保している。

また、栗生診療所医師にあっては、ひと月に概ね4回の頻度で口永良部島の出張診療受け持つこととする。

このほか、診療所に勤務する看護師及び医療事務職員のスキルアップのため、研修・講習会等への積極的な参加に努めることとする。

2 永田へき地出張診療所

永田診療所においては、鹿児島県から派遣された自治医科大学出身の医師が赴任4年目を迎え、引き続き町北西部地域を担う医療機関として内科診療を維持していく。

特定診療科目の開設については、鹿児島大学病院皮膚科及び眼科にそれぞれ専門医師の出張診療を要請し、皮膚科については年間24回、眼科については年間12回の実施を確保している。

また、永田診療所医師にあっては、特定診療科目の診療日に合わせて県本土の総合病院で実施する臨床研修に出張し、多様・多数の症例に接することで自身の知識習得や技術向上に努めることとする。

このほか、診療所に勤務する看護師及び医療事務職員のスキルアップのため、研修・講習会等への積極的な参加に努めることとする。

3 口永良部島へき地出張診療所

口永良部島へき地出張診療所については、常駐看護師1名の体制であり、栗生診療所医師の定期出張診療をひと月に概ね4回実施を維持していくとともに、常駐看護師の精神的な負担軽減のため、看護師2人体制を模索していく。

また、県保健医療福祉課、県医師会及び県歯科医師会等の協力により行っている特定診療科巡回診療（眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科）及び「こじか号」による歯科診療を本年度も実施する。

【 農業集落排水事業 】

農業集落排水事業は、平成 13 年度より供用が始まり、平成 26 年度から平成 28 年度の 2 か年間は農業集落排水機能強化対策工事を実施し、原集落の生活排水の適正処理に取り組んでいる。令和 4 年度は、集落排水施設の改修や維持管理に向けた施設機能診断を行い、今年度は、施設機能診断の結果に基づき施設機能を保全するため必要な対策方法等を定める最適化整備構想を作成し、施設の計画的な更新及び適正な管理運営に努めるとともに、公営企業会計として、効率的な経営が図れるよう事業執行に取り組んでいく。

1. 農業集落排水事業運営について

①農業集落排水使用料について

農業集落排水使用料は横ばい傾向にある。

・ 農業集落排水使用料(水栓数 197 件) 5,648 千円

②施設維持管理について

処理場が安定して稼働するよう維持管理に取り組む。

・ 光熱水費 2,358 千円
・ 保守点検委託料 4,390 千円
・ 施設最適化業務委託料 3,500 千円
・ 修繕費 500 千円

2. 建設改良について

・ 公共枡設置 (1 カ所分) 500 千円
・ 処理場施設及びポンプ修繕工事 1,000 千円

【 船舶事業 】

令和5年度は、安全方針に基づき安全管理規程及び関係法令の遵守をしながら安全最優先の原則を第一に事業の推進を図る。

1. 安全運航を第一に

基本方針、安全重点施策に基づき安全最優先の原則を徹底し、「海難事故ゼロ」、「油漏れ事故ゼロ」「人身事故ゼロ」の「スリーゼロ運動」に取り組む。また、経営トップから船員まで一丸となり安全管理体制の構築に努めながら、本事業の最大の目的である「乗客と物資を安全・確実に届ける」ために適切な運航を行う。

そのために安全統括管理者及び運航管理者の指導のもと教育・訓練等を重ねながら、船員による日々の通常点検に加えて集中点検日を設けて細心のメンテナンスを行うとともに、車輻・貨物の横転や荷崩れ防止、船内巡視の強化に努め、安全確保・重大事故防止に努める。

また、お客様に対して船内の立入禁止区域や禁止事項など遵守事項の周知を徹底し、事故の予防に取り組む。

2. 健全な運営のために

本会計は、国・県の補助金の依存する割合が極めて高い状況が続いており、事業収入の増加のために関係機関との連携を図りながら旅客運賃収入等の確保に努め、平成29年度から実施している特定有人国境離島法による旅客運賃低廉化事業を本年度も引続き事業の継続を図り町民の利用促進に努める。

また、生活航路としての使命はもとより、ウィズコロナとして動き始めた社会活動を支える交通機関の自覚を胸にサービスを提供していく。

世界的な原油高や原材料費等の高騰、人件費の上昇などますます厳しい経営を強いられることとなるが、そんな中、今年度より本船を共同所有している鉄道・運輸機構（JR TT）への支払いを見直すことで、使用料のうち合計利息を約370万円削減させることとした。

加えてこれまで同様、船体や機関、設備等の日常点検を行い、ドック等での計画的な修繕や部品交換を行うことで、長寿命化を図っていく。

また、港湾内施設等の破損個所や劣化状況を港湾管理者に対し迅速に伝えるとともに、台風など悪天時に遠方へ避難しなくても良い、安全・安心な宮之浦港の整備を要望していきたいと思う。

【 電気事業 】

長引く新型コロナウイルスの影響やロシアとウクライナの地政学的リスクは、物価上昇やエネルギー供給バランスの崩壊を起こしている。国内では、原油や天然ガスの価格高騰がつづき、大手電力各社は電気料金の値上げを繰り返し、需要家は大きな負担を強いられている。屋久島は、物価上昇の影響があるものの、電力に関しては、豊富な水資源を利用したクリーンエネルギーで賄われており、燃料高騰による電気料金への価格転嫁は発生していない。電気課では、今後の設備整備に必要な部材等の物価上昇を注視し、供給区域内への「安全・安心・安定」した電力の供給体制の確立を目指し、所有する設備に起因する停電をなくすことを最重要課題と掲げ、配電設備の強化・充実を図ることで快適な生活を求める住民のニーズに応えたいと考えている。

設備の故障による停電を未然に防ぐため、目視による定期的な巡回パトロール及び支障木の伐採や撤去、機器の点検等、保守の強化を図り、経年劣化が見受けられる既存設備を計画的に取替え、地場産業の発展へ貢献できるようサービス向上に努める。

また、発電者である屋久島電気株式会社、並びに島内の配電事業者と連携しながら、生活に欠かせない電力の安定供給に努める。

本年度予算については、収益的収入支出670,598千円、資本的支出59,000千円の総額729,598千円を予算計上し、新規需用家への早急な対応は勿論、既存の配電設備を計画的に整備・改良するため、次のとおり事業を実施する。

事業計画内容

1. 建設改良費

(1) 配電設備

電気設備の経年劣化に起因する事故及び停電等を未然に防止するため、次のとおり配電線路の電柱の建替え、腕金・碍子等の部材及び機器等の取替え、高圧線及び低圧線並びに引込線等の張替え工事を実施する。また、低圧電力により受電している需用家で、計量法に規定する期限が満了となる積算電力量計を取替える。

| | |
|--------------------------|----------|
| ア 宮之浦線・小原町線高低圧線改良工事 | 20,000千円 |
| イ 楠川町線高低圧線改良工事 | 8,000千円 |
| ウ 長峰線高低圧線改良工事 | 15,000千円 |
| エ 中迫線高低圧線改良工事 | 10,000千円 |
| オ 検満切れ積算電力量計取替工事（配電区域全域） | 6,000千円 |
| 計 | 59,000千円 |

2. 工事請負費

(1) 監視システム用光ケーブル整備工事

限られた人員の中で配電区域を管理するため、無線通信により状態の監視及び区分開閉器の遠隔操作を行っているが、これを有線通信に変更することで安全性・信頼性・操作性が更に向上することから、監視システム専用の光ケーブルを整備する。

3. 架空電線修繕費

(1) 各地区改修工事

配電区域内において、突発的な故障等発生した際の早急な修繕及び経年劣化等による配電線路等の部分的な改修を行い設備の充実を図る。また、新規需用家への電線引込み、撤去及び電柱移設等、早急な対応を必要とする工事を実施する。

以上、計画的な配電設備の改修の他、高所作業車による配電線路の巡視及び機器の定期的な点検や支障木の伐採等を行うことで、設備の維持管理に努める。また、電気使用料金の収納確保のため、口座振替を積極的に推奨するとともに委託収納員と連携を図り収納率向上に努める。

【 後期高齢者医療事業 】

1 概 要

後期高齢者医療保険制度は、平成 20 年 4 月から 75 歳以上（一定以上の障害がある場合は 65 歳以上）の高齢者を対象に、世代間の負担割合を明確にし、将来にわたり持続可能で公平かつわかりやすい制度として始まった。

鹿児島県においても県内全市町村が加入する鹿児島県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という。）が設立され、財政運営は広域連合が行い、窓口業務は各市町村が担うこととなっている。

国の施策においては、令和 2 年度から新たに高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組む法的な整備がなされ、国保・介護・後期で一体的な保健事業を推進し、持続可能な制度となるよう事業の実施が求められている。本町においては、このような状況を踏まえて事業の実施に向けた調整を進めてきたが、令和 5 年度においては、実効性のある計画を策定し事業を実施していくものとする。

被保険者の費用負担となる保険料の算定については、広域連合の条例で規定のうえ県内均一の保険料率を適用し、医療費の動向などを踏まえながら 2 年ごとに見直すこととなっている。また、令和 4 年度において、一定以上の所得がある被保険者については、現役並み所得者（窓口負担割合 3 割）を除き、医療費の窓口負担割合を 2 割とする制度改正を行っている。

令和 4・5 年度の保険料率改定では、均等割額を 56,900 円（前回比 1,800 円増）、所得割率を 10.88%（前回比 0.50%増）、賦課限度額を 66 万円（前回比 2 万円増）として医療費の増大に対応するとともに、必要な事業を展開するため収入を確保するものとする。

令和 5 年 1 月 1 日現在においては、町内の被保険者数は 2,070 名（前年比 10 名減）となっている。令和 5 年度においても引き続き広域連合と連携を図り、被保険者が安心して必要な医療を受けることができるよう適正な運営に努める。

2 市町村が担う事務

後期高齢者医療制度における窓口業務は、住民情報を保有し地域住民に接している市町村が担うこととなっており、被保険者が安心して医療を受けられるよう広域連合と連携しながら迅速な対応に努める。

- (1) 被保険者証の交付等に係る事務
 - ① 被保険者証等の交付・再交付・返還
 - ② 各種届出・申請の受付
- (2) 医療給付を行うための手続きに係る事務
 - ① 限度額認定証等の交付・再交付・返還
 - ② 各種申請の受付
- (3) 保険料の徴収に係る事務
 - ① 保険料の徴収
 - ② 保険料の減免・徴収猶予に係る申請の受付
- (4) その他
 - ① 後期高齢者医療制度に関する広報・相談対応

3 健全な制度運営の推進

財政運営は、広域連合が県内各市町村からの負担金及び保険料納付金により行うため、速やかに支出を行うことにより健全な制度運営に資する。

(1) 予算額

| | |
|-------------------------------|------------|
| ① 歳出（一般会計：後期高齢者医療事業費） | |
| ア 後期高齢者医療広域連合負担金 | 181,309 千円 |
| (ア) 共通経費市町村負担金 | 5,929 千円 |
| (イ) 市町村療養給付費負担金 | 175,380 千円 |
| ② 歳出（特別会計：後期高齢者医療広域連合納付金経費） | |
| ア 後期高齢者医療広域連合納付金 | 179,154 千円 |
| (ア) 被保険者保険料（現年度・滞納繰越・延滞金） | 113,780 千円 |
| (イ) 保険基盤安定負担金（県 3/4・町 1/4 負担） | 65,374 千円 |

4 保険料の徴収事務

年金引き去りによる特別徴収や普通徴収による的確な保険料確保及び口座振替の推奨や、早期徴収に努めるとともに、目標収納率を定め徴収事務を行うことにより財政の安定化に資する。

(1) 令和4・5年度の保険料率（令和4年度改定）

- ① 均等割額 56,900 円
- ② 所得割額 10.88%

(2) 目標保険料収納率

広域連合において、令和4・5年度の保険料率算定時に用いられた予定保険料収納率を目標保険料収納率に定め、収納事務に努める。

- ① 現年度 99.40%
- ② 現年度＋滞納繰越 98.70%

(3) 予算額

① 歳入（特別会計：後期高齢者医療保険料）

| | |
|--------------------|------------|
| ア 後期高齢者医療保険料 | 113,768 千円 |
| (ア) 特別徴収保険料（現年度分） | 79,218 千円 |
| (イ) 普通徴収保険料（現年度分） | 33,950 千円 |
| (ウ) 普通徴収保険料（滞納繰越分） | 600 千円 |

② 歳出（特別会計：徴収経費）

| | |
|--------|--------|
| ア 徴収経費 | 667 千円 |
|--------|--------|

5 保健事業の推進

(1) 長寿健診の実施・結果の活用

国民健康保険事業の特定健診に合わせて、被保険者を対象とした長寿健診を実施することにより、疾病の早期発見による重症化予防に繋げ、被保険者の健康維持に努める。

- ① 長寿健診の実施（5月・11月の年2回）
- ② 健診関係データ等の調査分析
- ③ 上記データに関する被保険者教育及び他事業への活用
- ④ 予算額

ア 歳入（特別会計：雑入）

| | |
|-------------|----------|
| (ア) 長寿健診補助金 | 1,785 千円 |
|-------------|----------|

イ 歳出（特別会計：保険事業費）

| | |
|--------------------------|----------|
| (ア) 健康診査経費（受診見込者数 340 人） | 2,466 千円 |
|--------------------------|----------|

(2) 健康診査・疾病予防及び重症化予防に関する事業

- ① 人間ドック利用の助成

② 予算額

ア 歳入（特別会計：雑入）

（ア） 雑入（人間ドック等の費用助成） 57 千円

イ 歳出（特別会計：健康保持増進事業費）

（ア） 疾病予防費（人間ドック利用補助金 20,000 円／人） 200 千円

（3） 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事業

保健事業と介護予防を一体的に実施し、疾病予防や重症化予防、心身の機能低下防止に努める。

① 事業計画、健康相談、保健指導の実施

② 予算額

ア 歳入（特別会計：受託事業収入）

（ア） 一体的事業収入 6,632 千円

イ 歳出（特別会計：保健事業費）

（ア） 一体的実施事業 7,333 千円

6 医療費適正化対策の推進

高齢化等により高齢者の医療費が増大するなか、持続可能な制度運営を図るため、次の事業を実施し、一層の事業効果を図る。

（1） 職員などの資質向上

① 広域連合が行う研修などへの参加

② その他、各種研修会への参加

（2） 医療費分析等の調査・活用

① 医療費関係データ等の調査分析

② 上記データに関する被保険者教育及び他事業への活用

（3） 広報活動の推進

被保険者はもとより、広く住民に対して後期高齢者医療制度の概要や医療費の実態などの広報活動を実施する。

① 町広報誌やホームページを活用した情報提供

② パンフレット等の配布